

# 名古屋市政資料

2008年9月定例会

2007年度決算特集

2008年10月30日

発行 日本共産党名古屋市議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市役所内

TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190

e-mail : dan@n-jcp.jp

ホームページ <http://www.n-jcp.jp/>

## 名古屋市9月定例会(2008年9月12日～10月16日)

◆9月定例会について	1
■議案外質問	
◇わしの恵子議員 8月末豪雨に対する被災者への支援と、抜本的な雨水対策を	2
◇かとう典子議員 公立保育園や学童保育の拡充を／イオンモール新瑞橋の進出規制を	6
◇山口きよあき議員 教員採用等での不明朗性の解消を／臨時教員の積極的採用を	10
■議案質議	
◇田口かずと議員 冷水プール廃止の理由は成り立たない	15
◇江上博之議員(追加議案) 豪雨の被災をくりかえした露橋スポーツセンター	17
■各常任委員会の概要(条例・補正予算等)	19
■主な議案への各会派の態度(補正予算等)	22
■議案に対する反対討論	
◇くれまつ順子 大型事業には税金を使って、冷水プールを廃止する理由はない	25
■請願・陳情について	
◇請願に対する態度	26
◇受理された新規請願・陳情	30
■意見書・決議	36
◆2007年度決算の審議について	
■決算に対する反対討論	
うめはら紀美子議員 124億円もの負担増など暮らしを圧迫した決算は認められない	43
■各常任委員会の概要(決算審議)	46
■決算への各会派の態度	54

## 後期高齢者医療広域連合議会定例会(2008年8月6日)

■一般質問・議案質疑・請願の提案説明・討論	
◇田口かずと議員 高齢者が安心できる制度に、保険料負担増はやめよ	55

## その他

◆閉会中の委員会審査について	65
◆声明・申し入れ	70
◆資料	72

9月26日に2009年度名古屋市予算  
に対する重点要求を市長に提出  
し、懇談を行いました。





# 9月定例会について

一、本日10月15日、9月定例市会が閉会しました。9月定例会では、市長提案30件、議員提出議案5件、2007決算認定案19件が可決されました。日本共産党市議団は、3冷水プール（振甫、大井、天白）の廃止条例、株式配当益・譲渡益への市民税優遇を継続させる条例、名古屋市中央卸売市場の手数料規制緩和条例、ものづくり文化交流拠点構想の土地取得の案件に反対し、他の議案は賛成しました。決算認定案は、一般会計はじめ11件の決算認定案に反対しました。

8月末豪雨災害について、8年前の東海豪雨直後にもわが党が要求した災害見舞金の増額（倍加）、非住家への適用が補正予算で実現しました。

一、議案個人質疑では、田口かずと議員が3冷水プールの廃止について問題点をただし、存続を求めました。与党が廃止条例に賛成する中で、くれまつ順子議員が本会議で反対討論に立ちました。

追加提出の露橋スポーツセンター復旧などに関する補正予算には、江上博之議員が質疑を行いました。

一、議案外質問では、わしの恵子議員が水害被害、とう典子議員は就労支援としての保育実施や学童保育の拡充、及びイオンモール新瑞橋ショッピングセンター出店問題、山口清明議員は教員採用・昇任問題、及び臨時教員の処遇改善と正規教員への採用について取り上げ、住民の願い実現に奮闘しました。

一、意見書は、日本共産党をはじめ各会派から提案された22件の意見書案の協議が議会運営委員会理事会で行われ、日本共産党提出の「社会保険中京病院の存続に関する意見書」、「原油・燃料高騰に関する意見書」など14件が修正協議のうえ可決されました。

一、2007年度一般会計決算認定では、うめはら紀美子議員が反対討論に立ち、①増税と使用料値上げ、②社会保障の切り捨て、③子育ての公的責任の後退と教育環境の悪化、④不要不急の大型公共事業や不明朗な税の使い方、⑤営利企業化と民間委託推進の理由で反対しました。

一、海外派遣では、10月29日から11月6日までの南京市への名古屋市会公式代表団派遣が提案され、わが党も賛成し代表団に、わしの恵子団長が参加します。

一、請願審査では、保育所の民営化に反対する請願など5件について党市議団が異議申し立てを行いました。否決されました。新規請願は「障害者授産施設の直営存続」や、「振甫プールの存続」、「介護保険制度の抜本改善・充実」など9件が、また陳情では「介護保険制度の介護報酬引き上げ」など4件が受理され、閉会中の委員会で審査されます。

9月定例会日程表

月日	曜	時間	会議	備考
9月12日	金	11時	本会議	補正予算等提案説明
9月18日	木	10時	本会議	議案質疑 議案外質問
9月19日	金			
9月22日	月			
9月24日	水	10時30分など	委員会	補正予算や条例改正案などを審議
9月25日	木			
9月26日	金			
9月29日	月			
9月30日	火			
10月1日	水	1時	本会議	補正予算などの採決 決算の提案説明 補正予算の追加提案と質疑
		3時	委員会	追加補正予算の審議（環境局と財政局関係）
10月2日	木	11時	委員会	追加補正の意思決定
		1時	本会議	追加補正の採決
10月3日	金	10時	委員会	決算審議
10月6日	月			
10月7日	火			
10月8日	水			
10月9日	木			
10月10日	金			
10月15日	水	1時	本会議	決算の議決
10月16日	木		予備日	

議案質議(9月18日)

8月末豪雨に対する被災者への支援と、抜本的な雨水対策を



わしの恵子 議員

集中豪雨対策について

民間事業者の被害状況の把握状況は

【わしの議員】今回被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。

8月末の集中豪雨は、新川の堤防が決壊し甚大な被害をもたらした2000年の東海豪雨からわずか8年でおきました。今回、激甚災害特別事業や緊急雨水整備事業が完了したところは、被害は少なくすみましたが、それ以外の北区や西区などの西部地域では、降雨量も東海豪雨時より多く、広い範囲で浸水が起これ、道路冠水もひどく車が走るたびに沿線のお店や家屋が水をかぶりガラスが割れるなど都市型水害ともいわれます。このような市街地での局地的な集中豪雨は、地球温暖化の影響もあるなど、今後たびたび起きると考えられますので、更なる抜本的な豪雨対策が求められます。



被災した商店街をまわり、要望を聞く(8月29日)



災害ゴミの収集改善を緊急に申し入れる(9月1日)

◆被害状況 (消防局発表：10月20日最終)

区分	床上浸水	床下浸水
千種区	53	69
東区	31	194
北区	119	1,283
西区	263	2,136
中村区	256	2,543
中区	4	45
昭和区	11	39
瑞穂区	0	38
熱田区	7	132
中川区	385	2,361
港区	103	831
南区	3	21
守山区	20	61
緑区	0	0
名東区	0	1
天白区	1	0
合計	1,256	9,754

第一に、被害実態について、市全体では、半壊から床下まで1万件以上とありますが、被災地域を回ると、「玄関の方は床下だが、裏から水が入り風呂釜が壊れた」「ひどい雨漏りで家具や布団も使えなくなった」。私が、とくに心を痛めたのは、「商品が水に浸かり大変な損害だ」と途方にくれる小売店や事業所の方々からの訴えでした。また喫茶店など飲食店では、厨房が壊れて数日も営業できなかつたところもあり、私が、訪ねただけでも大変な実態が分かりました。どんな被害を受けたのか、職員が現地に直接足を運んで調査をされることが必要だと思います。今回のようなゲリラ的豪雨のもとで、とくに民間事業所などにどんな影響を及ぼしたのか、被害の実態把握について、どのように行われているのですか。

416事業所、5億円の被害(局長)

【市民経済局長】区役所や商工業団体から情報収集を行い、浸水の被害に遭われた工場や店舗などの中小企業者のうち、被害が集中した地域にある416事業所に対して職員が直接出向き、聞き取り調査を実施した。

その結果、416事業所の全体では、店舗や機械設備、商品などの被害額はおよそ5億円で、1事業所あたりの平均被害額はおよそ130万円でした。また、聞き取り調査の中で、「仕事が中断し、製品の納期の調整に手間取った」「店舗の消毒や清掃に時間や人手がかかった」などの声をいただいた。

被災された中小企業者に対し、通常の資金より金利・信用保証料を軽減した災害復旧資金融資制度を実施しているほか、中小企業振興センターにおいて、特別相談窓口を開設し、融資や経営に関する相談にきめ細かく対応している。

税務事務の集約化で職員の非常配備へ影響しないか

【わしの議員】第二に、職員の配備について、非常配備の招集から2時間がすぎても、対象職員の

4割しか区役所に集まれませんでした。市長も「ゲリラ的な豪雨に対し、各職場単位で、職員の住所も考慮し配備の計画づくりも検討する」と言われていますが、しっかり検討すべきだと思います。

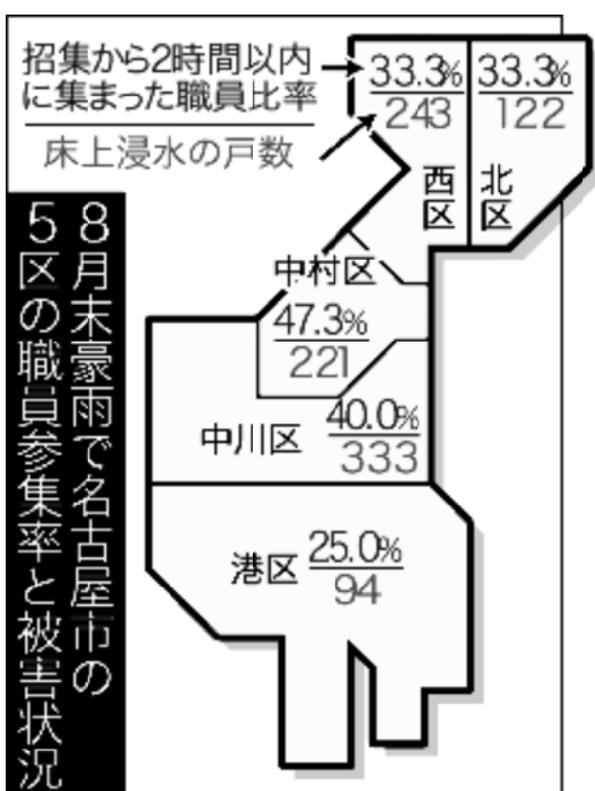
そこでさらに、2年後には区役所の市税事務が集約化される計画があると聞いています。こんなことが実施されるなら、区役所職員の4分の1にも相当する税務事務の職員が、区役所から切り離されることになり、災害時での職員の配備がいつそう手薄になって、住民の安心、安全が守られなくなるのではないかと懸念しますが、財政局長に答弁を求めます。

### 防災体制に万全を期すために調整を重ねる(局長)

【財政局長】災害時には、区役所だけでなく、全市を挙げて迅速に対応することが求められ、「税務事務の集約化」で、区役所が担っている災害対応などに支障が生じることがあってはならないと考えている。

#### 参考

区役所職員 (保健所を含む)	4,243人
うち税務職員	1,017人 (約24%)



これまで、市税事務所の税務職員を区の災害対策本部へ参集させることや、市税事務所において家屋の被害状況調査を担当することなど、関係局と調整を進めてきた。

今回のように、道路の冠水等で職員の参集に時間がかかる場合もあるので、税務事務の集約化にあたっては、参集を命ぜられた職員が、住所地から速やかに、また、確実に参集できる体制についても、併せて検討しておく必要があるものと考えており、今後、さらに関係局と調整を続けたい。

### 区役所の人を減らし、災害時だけの対応は困難(意見)

【わしの議員】市税事務所の税務職員については、区の災害対策本部へ参集すると答弁されましたが、普段から区役所で働く人を減らしながら、災害時だけ対応させるというのは困難ではないかと思えます。ましてや税務事務所の集約化は税務事務の職員を削減すると聞いていますので、災害時の職員配備はいつそう大変だと指摘しておきます。

### 雨水流出抑制への助成など対策の強化を

【わしの議員】第三に、市街地での抜本的な豪雨対策についてです。西区では、庄内川以南、とくに西区役所のある押切交差点から、名古屋駅に近い那古野学区まで大きな被害が広がりました。円どう寺商店街では、軒並み浸水し、みなさん様に「こんな経験は始めて」と呆然としていました。また、URが開発した旧東芝工場跡地の周辺部などでも被害が大きく、住民からは、「開発するなら水害対策をと、雨水貯留槽を作らせたが、それでも足りなかったのか」とがっかりされました。やはり市街地の大型開発にともなう、水害対策がまだまだ不十分だということではないでしょうか。

とくに、名古屋駅前に林立する超高層ビルに近い西区では、ヒートアイランド現象の影響もあるのではと思います。さらには便利だということでしょうか、古い民家が壊され、高層マンションやオフィスビルがどんどん建てられ、コンクリートの駐車場も増えるばかり、空き地もほとんどなくなり、雨の逃げ場所はさらになくなっていきます。だからこそ抜本的な雨水対策が必要です。

上下水道局長にうかがいます。学校などの公共施設はもちろん、ビルやマンション、各事業所や家庭等への雨水流出抑制の強化について、私ども

党市議団は、これまでも雨水タンクの設置や透水性舗装等を積極的に普及すること、流出抑制を行う一般家庭や小規模事業所には、市からの助成も行うよう求めてきましたが、どんな対策をとるのかお聞きします。

#### 雨水流出抑制を市民に広く知っていただくことが大事(局長)

【上下水道局長】市は昭和62年に「名古屋市雨水流出抑制推進会議」を設置し、市が設置・管理する施設の新設、増設又は改良時において、雨水流出抑制を実施するものとして全庁的に取り組んでいる。また、民間施設に対しては、主に500㎡以上の開発行為に対して雨水流出抑制の協力要請を行い、普及啓発に努めている。

貯留・浸透などによる雨水流出抑制が一般住宅に至るまで広く普及することは雨に強いまちづくりの一助になる。このため、推進会議では、助成制度を含めた普及促進方法につき検討を進めていますが、まずは、雨水流出抑制を市民に広く知っていただくことが大切と考え、市民や、建築関係団体・排水設備業者など施設を造る側に対してもPRの強化に努めている。こうしたPRをとoshi、市民の関心が高まり、雨水流出抑施設の設置が普通であるような環境づくりを目指したい。

#### 学校施設の修繕費カットが雨漏り続出に

【わしの議員】第四に、昭和区の広路小学校では、雨漏りした天井パネルが水とともに落下しました。9月4日の午前10時ごろ、音楽室で4年生の児童



が授業をうけているときでした。幸いなことに、パネルがあたった児童も軽症で、水をかぶった児童もすぐに診察を受けましたが異常はありませんでした。早速、学校へ伺いましたが、他の教室でも雨漏りの跡がついていました。学校側は、「まさか天井が落下するとは思っていなかった、もうしわけない」と謝っておられましたが、なんと市全体では、小・中学校等で242校も雨漏りがあることが分かり大変驚きました。なぜ、こんなにも雨漏りする学校が多かったのでしょうか。調べてみますと、大規模改造事業計画が大きく立ち遅れ、この広路小学校でも、20年以上も経っているのに、まだ計画にも上っていないことが明らかになりました。

さらに、学校運営費も毎年カットされ、こまめな修繕を含めて、手が回らなくなっているのではと考えます。

学校というのは、子どもたちが安心して通い、楽しく過ごすところです。そこでこのような事故がおきるとは許されません。さらに災害時の避難場所としても重要であるということはいまでもありません。子どもたちにとっても、地域住民にとってもかけがえのない学校です。その学校運営費予算をカットして、さらに大規模改造事業の計画をストップさせるなど、十分な修繕ができないということは問題ではないですか。教育長の認識をお尋ねします。

#### 耐震対策が完了したので、大規模改造事業に取り組む(教育長)

【教育長】このたびの8月末豪雨によりまして、多数の学校で雨漏りが生じ、教室の天井パネルが落下して児童が負傷するという事故まで起きたことは、誠に遺憾であり、お詫びを申し上げます。

学校における軽微な修繕工事は、各学校の運営費の中で対応しており、一定規模の修繕工事は、学校からの工事申請に基づき、教育委員会が予算を追加配分している。

こうした修繕工事予算も、厳しい財政状況の中、ここ数年、削減を行ってきたが、本年度は、何とか前年度以上の予算を確保した。今後とも、必要額の確保に努め、施設の維持管理に支障のないようにしたい。

また、老朽化対策としては、校舎や体育館の内装などを全面改修する「大規模改造事業」を計

面的に実施していくことが重要である。これまで耐震対策を最優先に取り組んできたが、小中学校の耐震対策が昨年度で完了したので、今後は、「大規模改造事業」をスピードアップして推進していく必要がある。こうしたことにより、子どもたちの良好な教育環境を整備するとともに、地域の方々にも安心していただける学校づくりに努めたい。

### 来年度から計画を立てて早急に進めるのか

【わしの議員】教育長に伺います。「大規模改造事業」については、今後は、スピードアップしていくと答えられましたが、今年度の大規模改造事業計画は策定されていません。来年度からは計画を立てて早急に進めていくということでしょうか。

### アセットマネジメントの活用で

【教育長】現在、計画的な施設改修などによりコストの水準化・平準化をはかるアセットマネジメントの導入を全庁的に検討している。大規模改造事業については、このアセットマネジメントの考え方をふまえて、できるだけ早期に事業着手し、子どもたちの良好な教育環境を整備していきたい。

### 無駄な公共事業より暮らしに、御殿より水害対策に予算を

【わしの議員】最後に、市政運営のあり方について市長にうかがいます。

被災者を訪問しますと、「わしのさん、こんなときに本丸御殿をやるのか、そんなお金があるのなら水害対策に回して欲しい」と切々と訴えられました。また、私ども党市議団は、この夏、市政アンケート活動を行い、約4200通の回答が寄せられましたが、「市が力を入れて取り組んでほしいこと」の第一位は、「無駄な公共事業の削減」で63.6%もありました。

さて、本丸御殿復元工事の入札が、この10月にも予定されていると聞いていますが、市民が水害により大きな痛手を受けているときに、立派な御殿のために税金をついやすことは地方自治体の使命からいっても問題だと思います。

私は、公共事業の最優先は、市民の安心・安全な街づくりだと思います。水害や地震対策に力を入れること。安心して通える学校施設づくりも必要です。いまこそ、公共事業は生活・地域経済優

先に切り替えるべきです。公共事業の最優先は市民の安心・安全を守るための事業、水害、地震に強いまちづくりをすすめるべきだと考えますが、市長の見解を求めます。

### 2010の目標達成に向けて取り組む（市長）

【市長】「安心・安全なまち」は市民にとって最も重要な基本的事項の一つである。名古屋新世紀計画2010のいわば「総仕上げ」として、平成18年度に策定した第3次実施計画では、4つの重点テーマの一つに「安心・安全」を掲げており、緊急雨水整備事業の推進や、防災活動の拠点となる施設の耐震改修など、災害に強いまちづくりに鋭意取り組んでいる。

名古屋新世紀計画2010においては、生活、環境、文化、産業のすべての分野にわたって調和のとれたまちづくりを目指しており、それぞれの分野で新たに生じた課題に的確に対応していくことが必要である。

今後とも、市政運営の指針である名古屋新世紀計画2010の目標達成に向けて、着実に取り組んでまいります。

### 被災者の深い苦しみを受けとめた市政運営を（意見）

【わしの議員】中川区や守山区等では、東海豪雨につづき再び同じ地域で大きな被害がおこり、大変な状況です。それでも災害に強いまちづくりに取り組んでいると言えるのでしょうか。市長の答弁からは、そんな被災者の深い苦しみをあまり受けとめておられないようでとても残念です。こんなときだからこそ、第一に市民を大切にするという立場に立つべきです。そのためにも市政運営のあり方を、市民に重点を置き、公共事業の最優先は市民の安心・安全のまちづくりにふさわしいものにするを強く求めて質問を終わります。

## 議案質議(9月19日)

公立保育園の特別保育充実と学童保育の拡充を  
／イオンモール新瑞橋SCの進出規制を

かとう典子 議員

市就労支援としての  
子育て支援の拡充を

## 公立保育所でも休日保育の実施を

【かとう議員】「子育てするなら名古屋」という、本市の子育て支援の施策が、就労支援と一体で真剣に考えられているか、という点についてお尋ねします。

そこで、まずセーフティネットとしての、特別保育についてです。

わが子のある保育園に入所させて、現在パートで働いている若いお母さんから、「延長保育、休日保育をしてほしい」と要望が出されました。よく聞いてみると、「生活が厳しいので、正社員になりたいけれども、入社のための面接で、『残業ができますか。休日に働けますか』などと聞かれて困っている」と訴えられました。

生活が厳しいからフルタイムで働きたいけれども、残業や休日まで働く職場などでは、子どもを抱えて働けない、そういった家庭を支援する保育が求められています。

また、名古屋市が発行している「母子家庭のお母さんのための就職ガイドブック」を見ると、就職活動について、仕事と子育ての両立をすすめ、しっかり働くことを求めており、「仕事と子育ての両立に利用できる制度いろいろ」という項目の中には、延長保育や休日保育があると、案内されています。

ところが、市内、282カ所の保育所のうち、延長保育実施園は、公民合わせて156カ所とかなり増えたものの、休日保育は民間だけで8カ所と、まだほんの一部に過ぎません。

一方、市営住宅などに併設した公立保育園には、母子家庭や、生活苦を抱えた世帯が、比較的多く入所しています。市が、セーフティネットの役割と位置付けている公立保育園にも、休日保育を拡

大すべきです。

さらに、休日保育のうち、とりわけ年末保育は、すぐにも必要です。官公庁は、仕事納めが12月28日で、29日から3日まで休みですが、民間の職場では、12月29日か30日まで仕事があり、お正月は4日とか5日まで休みのところが多く、保育園の開所日が働く親の勤務実態に合っていません。せめて年末の12月29日、30日の2日間に、年末保育を実施してほしいという願いは当然です。

就労支援のために、休日保育をもっと拡大すべきです。とりわけ公立保育園での休日保育・年末保育を早急に実施することを求めます。

## 多様化する保育ニーズの中の検討課題の1つ(局長)

【子ども青少年局長】休日保育は8カ所の民間保育所で各園10人定員で実施している。平成19年度利用実績は1園1日あたり平均7人、述べ約2,500人となっており、平成22年度までに12カ所での実施を民間保育所で予定している。

公立保育所における年末年始を含む休日保育の実施は、今後、多様化する保育ニーズ全体への対応を図っていく中で、検討すべき課題のひとつである。

## 児童福祉法のもとでのしっかりした学童保育の位置づけを

【かとう議員】国は、1998年の児童福祉法改正で、放課後児童健全育成事業を法制化して以降、少子化対策として、学童保育を積極的に進めており、全国的には、市町村の責任で学童保育所の整備が推進されてきました。法制化以前には、「児童館があれば十分」としていた留守家庭児童の放課後について、就労などによって保護者が昼間、家庭にいない子どもたちには、特別の保育が必要だという認識が変わったのです。

また、名古屋市でも「母子家庭のお母さんのための就職ガイドブック」には、就労支援として学童保育所を利用するようにと掲載されています。

しかし、本市では、学童保育施策は育成会への助成という、側面的支援にとどまっており、いまだ積極的な取り組みにはなっていません。

このような中、本市は、トワイライトスクールと学童保育を一体的に行う「名古屋市放課後子どもプラン」の基本的な考え方を発表し、モデル事業の具体的実施方法について「推進委員会」で検討されています。

市の考え方について実施された、パブリックコメントでは、市民から「学童保育がなくなるのではないか」との不安の声や、「専用スペースや指導員が不十分で、学童保育の機能を果たせるのか」など、意見が多く出されています。

これらの意見に共通しているのは、留守家庭児童のために学童保育の機能が保障されるのか、ということだと思います。トワイライトスクールの時間延長だけですまされるのではないかと不安なのです。仕事を持った親は、仕事に出かけている間、わが子を親の代わりに、毎日、責任を持って預かってくれる体制を求めています。名古屋市が進めている方向が、就労によって保護者が昼間いない家庭を支える取り組みになっていくのかが問われます。

「放課後子どもプラン」を実施するとしても、まず、児童福祉法で定める「放課後児童健全育成事業」＝学童保育を、きちんと位置付けて実施すべきではありませんか。

#### 放課後子どもプランの中で着実に推進したい（局長）

【子ども青少年局長】留守家庭児童育成会に対しては、国基準を上回る運営助成を行い、その支援に努めてきている。

一方、国の放課後子どもプランを踏まえ、名古屋のすべての子どもたちが豊かで健やかな放課後を過ごすことができるよう、留守家庭児童健全育成事業とトワイライトスクールのそれぞれのよい面を取り入れ、名古屋市放課後子どもプランを創設することとした。このプランの創設により、安心・安全な小学校施設を活用して、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業を着実に推進してまいりたい。

#### 市の責任で必要とする子に学童保育の提供を（再質問）

【かとう議員】学童保育について、「放課後こど

もプランの創設で、児童福祉法に定める放課後健全育成事業を着実に推進してまいりたい」と答弁されました。これは、名古屋市として、学童保育を必要とする児童に対して、市が責任を持って、放課後児童健全育成事業を、しっかりと提供していくことだと確認させていただきます。その上で、どれくらいの規模が必要かということについて、再質問をさせていただきます。

今年、保育園を卒園する年長児は7,200人ほどで、基本的に、就労家庭の子どもであり、学校にあがっても、当然保育を必要とします。学童保育所に入る児童は、本来は6年生までであるといいいのですが、3年生までで計算したとしても、市内で2万人を超える児童が保育を必要としています。市内の262の全学区で平均すると、今現在でも1学区80人以上の、保育を必要とする児童がいます。昨日の本会議でも議論があったように、国では70人以上の大規模学童を解消するとの方針であり、平均すれば、すべての小学校に複数の学童保育所が必要だという計算になります。これが現実なのです。

名古屋市は「放課後子どもプラン」で「児童福祉法に定める放課後健全育成事業を着実に推進する」というなら、新たに実施する学校での一体型の事業とともに、学校外の学童保育との連携も含めて、学童保育を必要とする、すべての児童が保育を受けられるように、名古屋市が責任をもつべきだと思います。放課後子どもプランの創設にあたっては、学童保育を必要とする、すべての子どもに学童保育を提供していくという立場で、必要な量も含めて、市が責任を持って進めていくつもりか、お答えください。

#### モデル事業の検証・評価をしながらすすめる（局長）

【子ども青少年局長】モデル事業を実施し、その検証・評価を行いながら、プランを創設して、放課後児童健全育成事業を着実に推進したい。

#### 学童保育への一層の支援を（要望）

【かとう議員】来年4月からモデル事業が16区で実施します。

モデル事業が始まってから、複数年かけて検証・評価を行うとのことですが、今、学童保育所が、少ない上に減り続け、留守家庭児童が行く場所がない状態が多くあります。学童保育所がこれから

も大いに力を発揮しなければなりません。学童保育所が減ることがないように援助をするべきです。これからも引き続き求めていきます。

## イオンモール新瑞橋ショッピングセンターの進出を規制せよ

### 条例の施行直前に申請された建築を許すのか

【かとう議員】南区の住友電工跡地に「イオンモール新瑞橋ショッピングセンター」出店計画が出されて4年になります。当初予定は、5万㎡の敷地に、大型商業施設と超高層マンションが建設されることになって、近隣・周辺住民は、周辺道路の交通問題や、騒音・防犯などについて心配してきました。この間、計画は少し縮小したものの、車の駐車台数は1,500台を超えています。環状線の道路では、渋滞の影響がどこまで広範囲になるのか、右折禁止道路の規制を変更させてまで、無理やり右折させる計画により、通学路の安全が守れるのか、環状線に面していない3方の狭い生活道路に、車の侵入を防ぐことができるのか、など相変わらず問題は山積です。

この間、全国でも、大型店の出店が商店街を疲弊させ、町を壊すなど、問題がたくさん生じているため、その悪影響をくいとめるとして、昨年11月、国は、まちづくり三法を改正しました。それを受けて、本市は、同じく11月、都市計画審議会で、「大規模集客施設の立地の在り方について名古屋市方針」がだされ、今年3月、市独自で準工業地域の規制を作りました。「イオンモール新瑞橋ショッピングセンター」の建設予定地は、この準工業地域なのです。

昨年、わが党のさとう議員は質問で「住友電工跡地は、立地規制前であっても、この基準に沿って、「住民の理解を得ての地区計画」にすべきであり、本市として、開発者に指導なり、協力を求めるべきだ」と尋ねたところ、それに対して、「事業者において、法施行前でも、法改正の趣旨を理解し、計画内容をできる限り都市構造や周辺環境に影響の少ないものとし、かつ地元住民の理解も得て進めるよう、市としても協力を求める」と答弁しています。

市は、これまでにイオンモール(株)に対して、

具体的にいつどのような「協力」を求めたのか、イオンの「協力」はあったのか、具体的にどのような協力か、お答えください。

### 制度の趣旨を理解していただくよう働きかけた(局長)

【住宅都市局長】平成18年の都市計画法等の改正を契機に、都市計画審議会からの答申を踏まえ、大規模集客施設の立地のあり方についての方針を策定し、本年9月1日に、準工業地域における立地を制限する特別用途地区の指定を行った。

立地規制に関する制度化の動きと並行して、本市としても事業者に対し、交通処理、まちなみとの調和、地元の理解等、周辺生活環境への配慮といった制度の趣旨を理解していただくよう働きかけをしてきた。

事業者も、地元との協議も踏まえ、計画規模の縮小をはじめ、区域内での公園、雨水貯留槽の設置や、敷地周辺での歩道整備、遮音壁、植栽帯の設置等、様々な対応を図り、本年7月に着工したものと理解している。

### かけ込み申請を許さず、市民の意見をしっかり伝えよ

【かとう議員】今年3月に「準工業地域では1万㎡を超える、大型店の立地を規制する」とする「大規模集客施設制限地区建築条例」が制定されました。この条例は9月から施行されました。まさに駆け込みの建築申請をして、工事に着工しました。しかし、前にも述べたように、たとえ駆け込みで、条例施行前であっても、市は新たな設置は認めるべきではなかったのではないですか。市内に大型店はいらないと、意思表示すべきです。

この新瑞橋ショッピングセンターについては、5月29日 大店立地法に基づく届け出が提出され、縦覧期間は6月5日から10月6日までの4か月間であり、今もまだ市民の意見が出されている途中です。10月6日にこれが締め切られた後、今度は、市民の意見を参考にして、名古屋市として「意見・勧告を述べる」のか、あるいは「意見なし」とするのか、市長の態度が問われます。大店立地法では「市が意見・勧告を述べることができる」とされているからです。市が意見を述べ、事業者が変更しても、まだ不十分となれば、勧告ができます。

市内での大型店出店自体を規制する条例を作った市長が、大店立地法で手続きとして認められて

いる市の権限として、住民の心配の声をしっかり取り上げ、意見及び勧告を述べるのは当然だと思いますが、お答えください。

#### 縦覧手続き中であり、今後、総合的に考える（市長）

【市長】大規模小売店舗の出店に際しては、周辺地域の生活環境の保持の見地から、大規模小売店舗立地法にもとづき、届出書の縦覧、住民からの意見書提出、大規模小売店舗立地審議会の審議等の手続きを経て、必要なら本市の意見の有無を通知することとなっている。

イオンモール新瑞橋ショッピングセンターは、本年5月29日に届出がされ、現在、届出書縦覧の手続き中なので、市としての意見の有無は、今後、総合的に考えていくことになる。

#### 駆け込み申請を許したのか（再質問）

【かとう議員】新瑞橋ショッピングセンターについて、答弁では、事業者がやったこととして、計画規模の縮小とか、公園や雨水貯留槽の設置、歩道整備、などなど、地元住民との話し合いで事業者が出してきたことです。しかしまだまだ地元住民は理解、納得はしていません。

また、答弁では、交通規制、まちなみとの調和などを理解していただくよう働きかけたといわれましたが、条例について触れられたのか答えをお聞きしていません。

そこで、再質問させていただきます。国の法改正の趣旨、さらに名古屋市は、準工業地域まで上乘せして規制をかけた条例の趣旨は、大型店の無秩序な出店に、歯止めをかけるというものだったのではないですか。「条例の趣旨を踏まえて」というなら、4月1日に条例が公布された後に駆け込み申請しないように、働きかけるのが筋です。駆け込み申請はしないよう、事業者に求めたのかどうかお答えください。

#### 条例施行前なので従前の規定（局長）

【市民経済局長】本件は、大規模集客施設制限地区建築条例が施行された9月1日以前に着工された物件ですので、従前の規定を適用して事業が進められたものです。

市長は条例の趣旨をふまえ、市民の意思をきちんと伝えよ（意見）

【かとう議員】新瑞橋ショッピングセンターは、名古屋市が条例の趣旨を伝えても、事業者が押し進めたと思っていましたが、残念ながら、名古屋市が条例を作っても、本腰を入れなかったということがわかりました。本当に残念です。市民の暮らしに寄り添えない市当局の姿勢が問われます。まだこれから、市長は意見・勧告を伝えることができます。そこで、いう事ははっきり言うことを求めて、質問を終わります。

議案外質問(9月19日)

教員採用や昇任にかかわる不明朗性を解消せよ／  
 経験豊かな臨時教員の積極的採用を  
 山口きよあき 議員



名古屋市の教員採用や昇任などを  
 いまこそ、公平・公開に

教員の採用、昇任問題での市長の関与と責任は

【山口議員】教員の採用と管理職への昇任をめぐる不正・汚職が大分県で明らかになりました。多くの市民がいまも教育行政に大きな不信感を持っています。今回の事件はまた、子どもたちの心をも深く傷つけました。大人や先生を信じられなくなった子どもたちは、どんな気持ちで2学期の教室に通っているのでしょうか。

しかしこれは、大分だけの問題ではありません。文部科学省の調査では過半数以上の都道府県・政令市で事件後、教員の採用・昇任制度の「改善」が始まっています。現状に問題があったことは否定できず、他人事ではありません。

名古屋市でも、教員採用試験の合否結果を、議員や教員OBらに事前連絡する慣習が少なくとも20年前から続いており、松原市長もマスコミの取材に対し「そうした依頼が来ていたことは知っているが、自分が直接教えたかどうかは記憶にない。知っていて止めさせなかったのは慙愧の念に堪えない」(7.18中日)。「お礼の電話を受けたことがあった。市教委に在籍中に『合格させてくれ』と言われたことがあったが、システム上でできないと断った」(7.19朝日)などと答えたことが報道されています。

そこであらためて市長にうかがいます。「『合格させてくれ』と言われたことはあった」と報道されました。当然、あなたの周囲にも同様の働きかけがあったと考えられます。そのことを調査する考えはありませんか。

あなた自身、学校や教育委員会で勤務していた時に、採用と昇任に関して不適正な働きかけを受けたのではありませんか。だとしたら、それは具

体的に、いつ、誰から、何を、どう依頼されたのか、明らかにしてください。

極めて遺憾な出来事である (市長)

【市長】大分県での教員採用等に関わる不祥事は、一連の報道で知る限りですが、児童生徒や保護者、住民などの公教育に対する信頼を著しく裏切るものであり、極めて遺憾な出来事である。

採用試験は、「公正・公平」「平等取り扱い」ということが大原則で、試験そのものの信頼性が失われるということは、あってはならない。

採用・昇任にかかわる不適正な働きかけの有無は、本市のシステム上、個人の恣意的な判断が入ることはあり得ない。なお、依頼を受けて、採用試験の合否結果を個別に、事前に連絡したことは、私自身、薄々知っていてこれをやめられなかったことを、大変申し訳なく、残念に思っている。

教育委員会では、採用試験の合否の結果について、郵送だけでなく、ホームページに掲載して迅速に受験者に知らせる方法を本年度より実施した

**職員採用でも合否事前連絡**  
 名古屋市 市議や国会議員秘書に

名古屋市の職員採用試験では、大学卒程度、高校卒程度、それぞれ別の採用試験の結果をそれぞれ公表して、その結果を事前に合否結果を教えた市議や国会議員秘書の閉庁時間後の午後4時に、発表前に合否結果を教えたことが18日、わかっていた。同委員会は「誤解を招く行為だった」として、18日あった今年の合格発表表から取りやめた。同委員会によると、事前連絡は、少なくとも数年前から行われていた。同委員

名古屋市の職員採用試験では、大学卒程度、高校卒程度、それぞれ別の採用試験の結果をそれぞれ公表して、その結果を事前に合否結果を教えた市議や国会議員秘書の閉庁時間後の午後4時に、発表前に合否結果を教えたことが18日、わかっていた。同委員会は「誤解を招く行為だった」として、18日あった今年の合格発表表から取りやめた。同委員会によると、事前連絡は、少なくとも数年前から行われていた。同委員

000人の受験生には、発表前日に掲示していたことを知らせていなかった。一方、同市では、教員採用試験の結果を、市議や国会議員秘書に事前に合否結果を教えたことが18日、わかっていた。同委員会は「誤解を招く行為だった」として、18日あった今年の合格発表表から取りやめた。同委員会によると、事前連絡は、少なくとも数年前から行われていた。同委員

松原武久市長は、1990年度に教職員課長としており、事前連絡について私には覚えていないが、課長時代からうすうす気がしていた。さんきの念に堪えない」と話している。

08.07.19 読売

と聞いている。私としては、こうした公正・公平・透明性を高める取り組みによって、採用試験に対する一層の信頼が得られることを期待している。

## 名古屋市の管理職への昇任制度は異常だ

【山口議員】教頭・校長への昇任についてうかがいます。この問題をめぐり、名古屋市でも恣意的な運用が疑われる点がいくつか指摘され、特定の学閥や組合幹部優先の人事との指摘も、市民やマスコミから続いています。一言で言えば、名古屋市では校長先生の眼鏡にかなった教員しか管理職に登用されない、という指摘です。そこであらためて調べてみました。

名古屋市の「学校長任用候補者選考審査方針」によれば、校長先生になる人は「健康で高い教育的識見と経営管理の才幹を持ち、信頼と敬愛を受けるに足る教員」で原則、教頭先生に限られます。選考審査は、教育委員会教職員課だけで行い、任用者名簿を作りますが、選考結果及び名簿は公表されません。

それでは教頭先生になれるのは誰か。「教頭任用選考審査要項」によれば、年齢や教職経験などの一般的な条件の他に、「2年以上、教務主任もしくは事務局等に勤務する者、又はこれに準ずると教育長の認める者」と資格が限定されています。学校からは原則、教務主任しか推薦されません。出願は、所属長（校長）の推薦に限られており、選考審査は教職員課だけで行い、審査結果及び選考された者の名簿は公表されません。

では誰が教務主任になるのか。不思議なことに選考審査に関する方針や要綱は何もないのです。教職経験10年以上で、年齢35歳以上という資格だけです。では、誰でも教務主任になれるのか。なれません。本人は出願もできない。学校長が1校3名以内で推薦します。選考書類はその推薦書1枚、選考試験も選考基準もありません。

教頭先生になるにも、その資格条件である教務主任になるにも校長推薦が絶対条件で、自発的な出願は認められない。実は調べてみると、このような仕組みは、名古屋市教育委員会に特有の制度のようです。教務主任が特別な地位にあるのは、全国的にほとんど例がなく、私が見つけたのは千葉市教育委員会だけです。「東の千葉、西の愛知」と言えば、ひと頃は管理教育の代名詞でした。

市の一般職では、管理職になる前に係長試験がありますが、一定の勤務年数があれば、誰でも出願できます。

教務主任が本来の役割から逸脱し、管理職登用のための特権的な地位になり、かつ校長推薦でしか任用選考も受けつけない、という本市の昇任制度は、あまりに閉鎖的かつ不透明ではありませんか。教育長。こんな仕組みが必要な教育固有の論理があるのなら聞かせて下さい。資格と意欲をもつ教員ならば誰でも、管理職への任用選考審査にチャレンジできるようにすべきです。そのために、教務主任という限定を外す、自己出願も可能にする、選考審査を形式的なものにせず、管理職にふさわしい能力を客観的に評価できる選考試験に改める、以上3点の改善を求めます。

## 管理職への昇任に校長の推薦は必要で十分なもの（教育長）

【教育長】校長や教頭は、教育に関する理念や識見を持っていること、リーダーシップを発揮すること、マネジメント能力等が求められており、とりわけ教頭は、校長を助け、地域やPTAとの連携を適切に行い、課題解決に向けて教職員の意欲を引き出す資質が求められる。

教頭任用選考審査は、審査要項に基づいて公正に行われている。審査対象者は、学校全体の教育計画の立案や、教員への指導助言・連絡調整等、教務主任の経験が重要だと考えていますが、必ずしも教務主任のみが対象ではなく、これに準ずる者も対象としている。

また、管理職としての適性をみるために本人の仕事ぶりや実績をよく知る校長の推薦を受けることは必要であり、十分と考える。

なお、教頭任用にあたっては、教頭任用選考審査において記述と面接を行い、適性を客観的にみる資料を得るとともに、管理主事面接などを通して、ふさわしい者を選考している。

## 公正・公平・公開の昇任制度で信頼される学校に（意見）

【山口議員】採用・昇任には、恣意的な判断が入ることはあり得ない、と市長は答えましたが、問題があったから、校長や教頭の任用選考基準を公表し、採用試験の担当に教職員課でない職員も加わるように、改善したのですよね。

検査や診断抜きでいくら処方箋を書いても病氣

は治りません。自らのことも含め、過去にさかのぼって、しっかり調べていただきたい。

とりわけ昇任制度は、まだまだ不透明です。公正・公平と言いますが、「公開」が抜けている。この点を改善するよう強く求めておきます。

**経験豊かな臨時教員の採用で  
教育力の引き上げを**

**臨時教員の処遇を改善せよ**

【山口議員】臨時教員を中心に、教員の採用、処遇についてうかがいます。

今年も本市では小・中・養護学校では115人も本務(正規)教員が欠員です。教員は、昨年の市教委による調査でも、一日平均11時間21分という長時間労働が常態化しています。休職者も増加し、なかでも精神疾患による休職者数は昨年度、新たに52人、精神疾患休職者の比率は全教職員の1%を超え、全国平均の約2倍です。多くのストレスを抱えながら必死に働いている姿が目につかびます。

また学校現場では、団塊世代が退職時期を迎え、30代の中堅教員が極端に少なく、経験5年未満の若手がどっと増えた年齢構成となっており、現場を支え、若手も指導できる、経験豊かな教員が切実に求められています。

その一方で臨時教員はこの十年で倍増し、今年

5月1日時点で、市立の小・中・養護学校・高校の合計で1852人、全教員数の約2割を占め、いまや臨時教員抜きには、学校現場は成り立ちません。計画性もなく、安上がりだからと、その場しのぎで、臨時教員を増やしてきた結果、どうなっているでしょうか。

例えば、臨時教員(非常勤講師)が音楽の授業を行っている小学校は105校、40%にも及びます。15の春をどう迎えるか、大切な中学3年生の担任を臨時教員(常勤講師)がまかされるケースも、複数校で生じています。でも臨時だからと、生徒会活動など子どもとふれあう教科外指導の機会は与えられず、登下校指導などの校務分掌も限られており、その分の負担は本務教員に集中します。

一口に臨時教員と言いますが、いまや少人数指導や休職補充など実に23種類、その待遇も常勤・非常勤その中でまた県費による雇用・市費による雇用とあり、同じ学校で授業を担当しているのに、給料や交通費が違います。なかでも県費と市費の差は、合理性を欠きます。例えば非常勤講師の交通費ですが、県費講師では通勤手当相当分として月額上限4万5千円なのに、市費講師は1日の上限がわずか460円、バスと地下鉄を乗り継ぐだけで赤字です。同じように週に12時間を担当する非常勤講師でも、県費では教材研究・授業準備の時間が2時間有給で保障されて授業は9時間ですが、市費では、授業準備や教材研究の保障はまったく

小中学校の常勤・非常勤講師の待遇 2008年4月現在

区分	常勤講師		非常勤講師	
	県費	市費	県費	市費
給料・報酬月額	経歴により1級15号給～2級73号給に格付 174,700円～334,700円	教育職(二)1級21号給195,000円 限度額1級45号給250,600円	1勤務時間当り 2,920円	1勤務時間当り・30人学級 2,800円 ・その他 2,800円
通勤手当	正規職員に準ずる	市職員に準ずる	運動手当相当分を支給 上限45,000円	交通機関利用者1日につき460円(上限)
年次休暇	任用期間に応じて2日～20日	1年間に10日・当初の6ヶ月に5日・更替後に5日を付与	任用期間及び週当たりの勤務月数に応じて0日～10日	継続する任用期間が6月を超える者に対して週当たりの勤務日数に応じて1日～10日
時間勤務	週40時間	週38時間45分	週12時間～週24時間	週5時間～週29時間

小中学校の本務教員数、その欠員数、および臨時教員(常勤・非常勤講師) 合計人数の推移

年度	本務教員数 ※1	本務欠数	講師(常勤・非常勤)				合計
			市		県		
			常勤	非常勤	常勤	非常勤	
20	9406	115	1	567	442	566	1,576 5/1現在
19	9267	98	7	718	991	584	2300
18	9152	95	0	535	939	580	2054
17	9107	106	0	434	832	572	1838
16	9008	93	0	374	775	560	1709
15	8,964	74	0	345	636	410	1,391
14	8,981	81	0	215	636	312	1,163
13	8,965	97	0	109	627	135	871
12	9,011	43	0	118	578	95	791
11	9,172	36	0	139	608	70	817

※1 本務教員：校長・教頭・着護教諭・栄養教諭を含む。

① 教員一人当たりの児童・生徒

(小中 全国平均と名古屋市(数と順位))  
 全国 小 17.0人 名古屋市 小 19.7人  
 中 14.4人 中 16.9人

なく、授業時間にしか報酬が払われないのです。

市費の常勤・非常勤講師の待遇について、せめて時給、交通費などは県費講師と同じ水準まで引き上げるべきではありませんか。同じ授業を担当し、同じ子どもたちと関わるのに、十分な教材研究時間も保障されない臨時教員の現状をどう認識しているのか、答弁を求めます。

### いろいろな講師を配置している（教育長）

【教育長】教職員に県費と市費が混在していることにより、同一校内で勤務条件の異なる講師が存在することになっている。

本務教員の欠員や産休者、休職者などを補充するために常勤講師を配置し、また、目的に応じて効果的に指導を行うために非常勤講師を配置している。学校に配置された市費負担による常勤・非常勤講師の勤務条件と、県費負担の常勤・非常勤

小・中・特別支援学校の常勤・非常勤講師の種別

常勤	本務欠員補充、産休・育休補充、休職補充、長期療養補充	
非常勤	市費	初任者研修、1年30人学級、2年30人学級、基礎学習講座、日本語指導、不登校対応、少人数指導、発達障害対応、小中連携支援、帰国児童教育推進、児童生徒指導支援
	県費	少人数指導、専科教育、生徒指導、進路指導、地域連携、免許教科外、長期研修補充、長期療養補充

常勤講師と非常勤講師の職務内容

区分	常勤講師	非常勤講師
教科の指導に関わる職務 ○授業の準備 ○授業 ○テスト問題等作成 ○成績処理 など	可	可
教科以外の指導に関わる職務 ○入学式等儀式的行事 ○修学旅行等宿泊行事 ○児童・生徒集会 ○クラブ活動 ○健康診断 など	可	不可
学級担任としての職務 ○連絡帳の確認 ○通知表作成 ○指導要録、健康診断記録作成 ○保護者会や保護者との日常の連絡 ○学級通信作成 など	可	不可
校務分掌に関わる職務 ○給食費・補助金等会計 ○転出入事務 ○安全点検 ○登下校指導 など	可	不可

講師の勤務条件に違いがあることについては承知し、勤務条件の改善に向け努力してきた。

### 1年限りの勤務では子どもとの信頼関係も築けない

【山口議員】とくに強く改善を求めたいのが、臨時教員には原則「2年以上の同一校勤務が認められない」という問題です。

厳しい勤務条件のなか、困難を抱えた子どもたちとようやく信頼関係を築けたと思った頃には、もう同じ学校に居られない。せめて同じ勤務校におれば、子どもたちの情報を他の先生と共有できるのに、それすら出来ません。

長期的な見通しを持った指導もできません。私の娘も小学校の6年間、毎年、音楽の先生が変わりました。年ごとに成長していく姿を見守る教員がいないのです。

すでに愛知県では認められています。いまこそ2年以上の同一校勤務、継続任用を柔軟に認めるべきです。

### 育児休業者の補充講師は継続任用している（教育長）

【教育長】子どもや保護者からも、音楽専科の非常勤講師などによる指導の継続性を望む声がある一方で、毎年、いろいろな先生と出会い指導を受ける中で、人間性も含め、多くのことを学びたいという声もある。学校に必要な講師の配置は、学級数や学校の状況、教員の配置状況等に応じて年度ごとに変更するものであり、これまで配置されていた講師が、配置されないという状況もある。

講師の継続任用は、学校のニーズや講師の特性、通勤距離など、全体として考慮することが必要であり、同一校における同一講師の任用期間の限度を原則1年としている。しかし、育児休業者を補充する講師など、必要と認める場合には、継続任用に配慮している。

### 同一校での継続勤務を（再質問）

【山口議員】同一校勤務問題にしぼって、教育長に再度うかがいます。

「毎年いろいろな先生と会うことで多くのことを学べる」、こんなこと言わないでほしい。なら本務教員もみんな、毎年、勤務校を変えろ、となるじゃありませんか。

子どもたちは一年ごとにリセットされるわけで

はありません。人事の都合で、指導の継続性を断ち切らないでください。

子どもたちとようやく信頼関係を築いた先生が、翌年の授業にその経験が活かさない、子どもたちから「先生どうせ来年は居ないでしょ」と言われる悔しさが、あなた、わかりますか。

現実に港区の小学校では、外国人児童のためにということで校長先生ががんばって、ポルトガル語が話せる教員に複数年勤務してもらったことがあります。いまや、外国人児童でなくとも、継続的な指導や特別な支援が必要な子どもたちはたくさんいます。教育上の必要に応じて柔軟に、臨時教員の同一校勤務を認めるべきと思いますが、再度、答弁を求めます。

### 課題としていく（教育長）

【教育長】必要と認める場合には継続任用にも配慮している。継続任用の柔軟な対応については、育児休業者の補充講師以外の継続任用も課題と認識している。

### 臨時教員の採用を促進せよ

【山口議員】根本的な問題解決は、臨時教員の経験と実績をきちんと評価する特別選考制度を確立し、教員の年齢バランスも考慮した採用方針を立てることです。

この点でも、既に愛知県では、常勤講師の受験年齢制限を59歳まで引き上げ、3年以上の常勤講師経験者には、一次選考試験を免除するなどの特別選考制度を導入し、2008年度では全体の採用率が20.7%なのに対し、臨時教員の採用率は40%となりました。教職経験がしっかり評価され、現場がもっとも欲しかった中堅ベテランの採用が実現しています。

そこで名古屋市でも、教職経験を正當に評価し、少なくとも一次試験の免除、受験年齢制限の撤廃など特別選考制度を拡充し、意欲と実績ある臨時教員を意識的かつ計画的に採用すべきではありませんか。

### 講師経験者には試験の一部免除をする「特例」を実施（教育長）

【教育長】市の教員採用試験は、市の講師経験を有する者に対して、試験の一部免除をする「特例」を実施し、講師経験を評価している。魅力ある優

れた教員の確保に向けて教員採用選考試験のあり方について、今後とも検討したい。

### 臨時教員の待遇改善を急げ（意見）

【山口議員】臨時教員の待遇改善は、「待ったなし」です。これは、予算がいきます。でも、経験者の採用を増やすことと、同一校での任用継続は、費用をかけずに、本市の教育力を向上させることができます。

採用試験の年齢制限引き上げは、県でも市でも一定の成果が出ているわけですから、特別選考制度のいっそうの改善を求めます。

### 教師塾による青田刈りより豊かな経験の臨時教員の正規採用を

【山口議員】ところで市は、今年度「なごや教師養成塾」を始めました。教員志望の学生を試験で選抜し、現職教員などによる講座を受講すれば、教員採用試験で一次試験の総合教養・小論文・口述を免除し優遇する仕組みですが、一方で、本市の臨時教員には、特別選考でも総合教養の免除しか認められておらず、これではあまりにバランスを欠くのではないのでしょうか。

養成塾の目的は、「実践的な指導力・即戦力を備えた、すぐに担任が任せられる人材の確保」とされていますが、ならば、既に即戦力の人材が、臨時教員として多数存在しています。彼らの正規採用で、塾の「目的」は一円のコストもかけずに達成できます。

教師養成塾のために、現場ではまた中堅教員の負担が増えます。そうではなく臨時教員の正規採用こそ進めるべきです。重ねて教育長に答弁を求めます。

### 現職教員の負担には配慮（教育長）

【教育長】名古屋市では、即戦力となる教員の確保と養成をめざし、この9月からなごや教師養成塾を開設しているが、その運営にあたっては、現場の教員の負担にならないような配慮をしている。

### 教育に思い切った予算配分を（意見）

【山口議員】校舎は雨漏り、本務教員は疲れ切り、臨時教員は1年限り。これが現実です。学校予算の削減はもう限界。教育分野に、思い切って予算を振り向けることを強く要望して、終わります。

## 議案質議(9月18日)

## 冷水プール廃止の理由は成り立たない

田口一登 議員



## プール条例の一部改正について

## 劣化を理由に言うが、状況調査をしたのか

【田口議員】振甫、大井、天白の3つのプールの廃止問題について質問します。

天白プールの利用者から手紙をいただいていますので、紹介させていただきます。「私は、天白プールを夏の間10回近くは利用するので、その利用状況はよく知っています。さびれてしまっても廃止でもよいか、という状況とはまったく違います。真夏の太陽キラキラのもと、数人の仲間自転車で乗ってやってくる小・中学生たち。幼児連れの若いパパ・ママ。ときにはおじいちゃん、おばあちゃんが、お孫さんと楽しそうに水遊び。みんな歩いてきて、汗をいっぱいかいた後、冷たいプールの中に歓声をあげて飛び込んでいきます。天白プールは、低料金で、何より徒歩や自転車で、子どもだけでも行ける身近さがよいのだと思います。地域の中に、子どもたちが安心して体いっぱい使って遊べる施設を残しておくことは、とても大切なことではないでしょうか」

この手紙のように、夏休み期間中にオープンする屋外の冷水プールは、とくに子どもたちには非常に人気の高い施設です。「子育てするなら名古屋で」と標榜している本市が、どうして子どもたちが安心して遊べる施設を切り捨てていくのか、私には到底理解できません。

教育委員会は、3つの冷水プールを廃止する理由として、老朽化がすすむ一方で利用者数が減少傾向にあり、区内に年中利用できる温水プールが整備されていることをあげていますが、この理由が成り立つのか、教育長に質問します。

まず、施設の老朽化についてですが、3つの冷水プールは、来年度から使用できないほどボロボロで危険な状態なのではないでしょうか。たしかに振甫プー

ルは開設後34年、大井プールと天白プールは30年が経過していますが、市内には、開設後それ以上の年数が経過しているプールも、廃止されずに残されています。そもそも教育委員会は、冷水プールの施設の劣化状況について、詳細な調査を行なっているのですか。お答えください。

## 詳細な調査はしてないが、30年が老朽化の目安(教育長)

【教育長】今年度末で築30年を経過するものは、振甫・大井、天白の3プール以外に、守山・熱田の2プールがある。老朽化もあるが区内に代替となるスポーツセンター等の温水プールが整備されていないので、廃止を見合わせている。

施設の老朽化、周辺温水プールの整備状況、利用者数の状況を廃止する条件としている。施設の老朽化で詳細な調査は実施していないが、過去、大規模改修や改築を実施してきた冷水プールの実績により、概ね30年を一つの目安としている。

## 利用者減をいうが、最近では増加している

【田口議員】3つの冷水プールの利用者数についてです。この4年間の推移を調べると、振甫プールの利用者数は、16年度の9,217人から19年度には11,051人へと約2割増加し、大井プールや天白プールも、利用者数が若干増えています。10年前と比べれば、少子化の影響もあってか、3つのプールの利用者数はたしかに減少していますが、最近では持ち直し、むしろ増加傾向にあるのです。

利用者数の減少を廃止の理由にあげることは道理がないと考えますが、いかがでしょうか。

## 10年間でみれば減少している(教育長)

【教育長】振甫、大井、天白の3プールは、平成10年度と19年度を比べると、振甫プールは35.7%の減少、大井プールは35.9%の減少、天白プールは18.7%の減少となっている。最も利用人数が多かった平成12年度と19年度を比較すると、振甫で

38.4%減少、大井で45.1%減少、天白で31.7%減少となっており、明らかに減少の傾向にある。

### 温水プールでは代替になっていない

【田口議員】スポーツセンターの温水プールが、屋外の冷水プールの代替になるのでしょうか。

16年度を最後に廃止された西区の児玉プールと緑区の緑プールも、区内にスポーツセンターの温水プールがあることが、廃止の理由の一つでしたので、冷水プールが廃止された翌年の17年度以降は、スポーツセンターの温水プールの利用者数が増えていると考えるのが普通です。ところが、7～8月の温水プールの1日あたりの利用者数は、西区の枇杷島スポーツセンターでは、16年度の151人から19年度には134人へと減少し、緑区の緑スポーツセンターでも、同じく517人から338人へと減少しているのです。冷水プールを利用していた人たちは、その代わりにスポーツセンターの温水プールを利用していないのです。いったいどのプールに行ったのか。行き場所を失っただけではありませんか。

スポーツセンターの温水プールは、屋外の冷水プールの代替にはならない。私はこう考えますが、教育長の答弁を求めます。

### 太陽の下で泳げる点では同じではない（教育長）

【教育長】冷水プールと温水プールとでは、屋外で太陽のもとで泳げるという点においては、全く同じという訳には参りません。しかし、施設面では、今回廃止を予定している3つの冷水プールは、幼児用プールと練習用プールがあるが、周辺の温水プールでは幼児用プール、練習用プールに加え、更に、学童用として、より水深の浅いコースも設

置されている。こうしたことから、温水プールは冷水プールに代わる施設として、一定の代替機能を果たしている。

### 大型事業のほうがプールより大事なのか（再質問）

【田口議員】教育長はあれこれ言い訳をされましたが、温水プールが冷水プールの代替にならないことは、スポーツセンターの利用者数が減っているという事実が示しているのです。施設の老朽化についても、調査すらされていません。結局のところ、プールの改修や改築のお金がない、いや、お金を出したくないというのが本音だと思います。私は、この夏、天白プールの前で住民のみなさんといっしょにプールの存続を求める署名を集めました。4回の行動で600名を超える署名をいただきましたが、その多くは子どもたちです。「天白プールは、来年も行きたいのでなくさないで」という子どもたちの声をたくさん聞きました。冷水プールの廃止は、この子どもたちの夏休みの楽しみを奪ってしまうことになるのです。

市長は、財政が厳しいといいながら名古屋城の本丸御殿の復元など大型プロジェクトはどんどん進めています。子どもたちのために冷水プールを存続させることよりも、本丸御殿の復元など大型プロジェクトの方が大切だと考えているのですか。

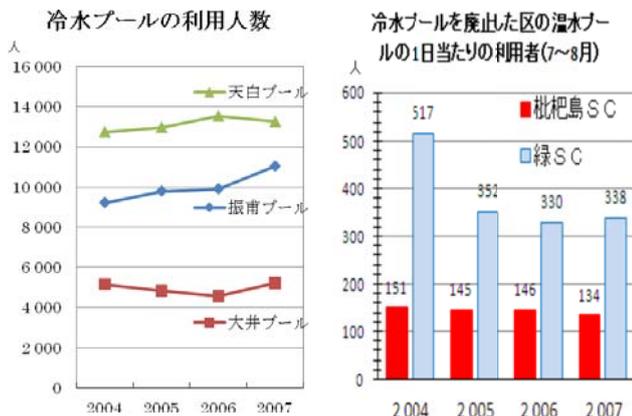
### 名古屋城本丸御殿の復元は必要不可欠な事業（市長）

【市長】大変厳しい財政状況の中ですが、名古屋新世紀計画2010の第3次実施計画の着実な進捗を図る必要があると考えている。

名古屋城本丸御殿の復元などの事業は、名古屋の個性の発信のために必要不可欠なものと考えている。

### 本丸御殿には湯水のように税金を使いながら、子どもたちには冷水をあびせる

【田口議員】冷水プールの廃止は、大型プロジェクトには湯水のように税金を投入する一方で、子どもたちの楽しみには冷水をあびせる——市長の姿勢が問われる問題です。冷水プール廃止条例の撤回を求めて、質問を終わります。



## 追加議案の質議(10月3日)

## 豪雨による被災をくりかえし、7億7千万円の復旧費が必要な露橋スポーツセンターについて

江上博之 議員



## 東海豪雨に続き、再び被災した露橋スポーツセンターの復旧費について

協定書どおり、止水扉を閉めて帰るべきだったのではないか

【江上議員】「エー、また、冠水したんだって、あれほど機械をもっと上にしないかんといったのに」「9月、10月の利用を予約してあったのにほかの会場を探すのが大変だー」と住民は怒っています。8年前の東海豪雨の際にも今回と同じ機械設備の冠水で5億円近い改修費の上に、今回、また、同じ冠水で7億7千万円。「直して貰わないかんけど、いったいどんな管理をしているんだ」というのが当然の声です。今補正は、地上にある地下駐車場出入り口の止水扉の閉鎖がおくれたため、地下の機械設備などが冠水し、新たな設置方法を取り入れて復旧作業するための予算というものです。

私は、豪雨後の29日の午後、スポーツセンターを視察し、指定管理者職員から話を聞きました。「昨夜9時半に帰りました。雨は降っていません。情報は教育委員会からまったくなかった。インターネットで見るだけでした。そして、11時半に連絡を受け、翌日0時半に到着しましたが、もう水が入っていました」とのことでした。東海豪雨で大被害にあっている施設管理としてこんなものでいいのか、と率直に感じました。

そこで、調査を始めました。どんな災害配備になっていたかです。露橋スポーツセンターは、8年前に東海豪雨で被害を受け、4年前から指定管理者制度に替わり名古屋市教育スポーツ振興事業団が指定され、さらに、今年4月から新たに現在の企業に指定が替わっています。職員が帰った9時半の段階では、大雨・洪水注意報が出ていました。教育委員会と指定管理者との間で協定書が結ばれ、災害対応が約束されています。その中で、「災害発生時の対応マニュアルを作成すること」「当該

マニュアルによる従業員への教育および訓練を継続的に実施すること」とありますが、対応マニュアルのうち、今回問題となっている止水扉の閉鎖などのマニュアルは、現在の指定管理者が作成しておらず、私が調査した時点では、どうしているのか問い合わせ中というのが教育委員会の回答でした。結局、この3月まで管理していた市の事業団のものを代用しているという回答でしたが、マニュアルが日常的に位置付けられていないことを示すものです。さて、そのマニュアルには、「夜間閉場時の地下駐車場等の対応」「大雨注意報発令中今後翌日朝までに東海地方に大雨が予想される場合等非常配備の発令が懸念される場合は、」「地下駐車場入り口」などに「防水板を閉鎖・設置する。」とあります。が、教育委員会が指定管理者と懸念される場合の具体策を協議していないことは明らかです。教育委員会の責任が問われます。

これらの事実から、今回の件で、指定管理者にも責任がありますが、教育委員会が、止水扉などの対応マニュアルの提出を4月段階でさせ、訓練も行い、また、そもそも東海豪雨の大被害施設であること、8月以前にも全国各地でゲリラ豪雨があったことをきちんと伝えていれば止水扉は閉められたのではないかと。教育委員会の重い責任が問



露橋スポーツセンター駐車場入り口の止水扉

われます。

そこで、教育長に質問します。協定書に基づく適切な準備が行われていたら、止水扉を閉めて帰る、あるいは、教育委員会が連絡をして対応を協議していてもおかしくないと考えますが、見解を求めます。

#### 最悪の状態を想定した指導が行き届いていなかった（教育長）

【教育長】平成12年の東海豪雨の教訓を十分に生かせず、浸水対策が行き届かなかったことは誠に遺憾であり、市民に大変ご迷惑をおかけし、また財政状況が厳しい中、多額の補正予算を計上することとなり、深くお詫びをします。

被災当日の閉館時は大雨警報から大雨注意報に切り替わり、大雨が予想できず、指定管理者は止水扉を閉めずに退館した。しかしその後、大雨注意報から警報に切り替わった後に時間雨量97.5mmという局地的かつ猛烈な大雨が降ったため、非常参集して止水扉を閉めた時には間に合わず、浸水した。

指定管理者が交替したら、教育委員会による災害応急対策についての研修や、前任者からの現場での引き継ぎを受けさせている。しかし、当施設は、東海豪雨で浸水を受けた施設である点や、昨今、予想できないゲリラ豪雨が発生しているという点を踏まえた、最悪の状態を想定した指導が行き届いていなかったと反省している。

#### 指定管理者制度をやめよ

【江上議員】今回の対応のまずさには、指定管理者制度が絡んでいるのではないのでしょうか。一つに、4月に管理者が変更されたことによる教育委員会、指定管理者双方の対応マニュアルをはじめとする東海豪雨経験の引継ぎの不足。二つに、災害について、費用は、「災害発生時対応により増加した人件費等の負担は、原則指定管理料より負担すること」と指定管理者との協定書になっています。また、今年度の指定管理料は、昨年度より1割以上安い、年間127,530千円です。災害対応の負担、かつ、費用も安い。こんな市として安上がりな制度に変更したことが問題だと考えます。

そこで、名古屋市の責任をはっきりさせるために指定管理者制度をやめるべきと考えます。少なくとも、市の責任として災害時の指定管理料につ

いて見直しが必要と考えますが、見解を求めます。

#### 指定管理者制度は必要であり、災害対応は見直す（教育長）

【教育長】指定管理者制度は、民間ノウハウの活用や経費削減の効果があり継続したい。

指定管理者を公募した際に、災害対応も指定管理者の業務の一つであり、その人件費は原則として指定管理料より負担することとしている。しかし、災害が長期化して指定管理者の負担が過大になる場合などには、費用負担について個別に協議する。

#### 貯留できる施設としての活用を検討せよ

【江上議員】今回の冠水によって施設周辺地域の水かさは減りました。今後の対策として、地下駐車場などを使って、スポーツセンター敷地内に降った雨水のみならず、地域に降った雨水を少しでも貯留できる施設にしたらどうかと考えます。プールの維持問題がありますが、これからもいつあるとも知れないゲリラ豪雨被害から地域を守るという点から見解を求めます。

#### 市民利用が第1。貯留はしない（教育長）

【教育長】露橋スポーツセンターは、市民利用施設として市民が安全かつ安心して利用できることが第一と考えており、貯留できる施設にすることは難しい。教育委員会としては職員一人一人が危機管理意識を強く持ち、災害への対策にあたりたい。

#### 市民の声にはしっかりと心を開け（要望）

【江上議員】今回の災害は、直営であれば防げた、とまでは言いません。ただ、指定管理者制度によってこの4月から新しい企業が管理者になり、教育委員会の災害対応が不足したことは明らかです。根本には、名古屋市の組織としての災害危機管理をいかに組織的に継続していくかが問われています。想定外の災害には、長年の経験と日ごろの訓練がモノを言います。今回の災害復旧の前提の問題です。これからは、閉館時は、止水扉が閉められるようになると思いますが、市民の声にはしっかりと心を開いていくことを求め、引き続き委員会での審議にゆだねて、私の質問を終わります。

# 各常任委員会の概要(補正予算案等の質疑)

2008年9月議会 委員会日程表(補正予算 条例改正等)

日時		総務環境	健康福祉	財政教育	土木交通	経済水道	都市消防
9/24(水)	10:30	質疑(総務)	質疑(福祉)	質疑(教育)	質疑(土木)	質疑(経済)	質疑(住都)
9/25(木)	10:30	質疑(環境)	質疑(財政)	総括質疑(教育)	総括質疑(土木)	総括質疑(経済)	質疑(消防)
9/26(金)	10:30	総括質疑(総務)	総括質疑(福祉)		所管事務調査 (久屋大通エスカ レータ事故)		総括質疑(住都)
9/29(月)	10:30	総括質疑(環境)	総括質疑(財政) 所管事務調査 (低価格入札対応)	所管事務調査 (保育所整備計画)		所管事務調査 (8月末豪雨)	総括質疑(消防) 所管事務調査 (8月末豪雨)
9/30(火)	10:30	意思決定	意思決定 所管事務調査 (工事契約)	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定

### 補正予算(3号)の主な内容(専決)

区分	事項	金額	財源	説明
一般会計 歳出の補正	8月末豪雨による被災者の援護	24,850万円	県費 50万円 起債 11,600万円 一般財源 13,200万円	災害見舞金 7,400万円 災害援護資金の貸付 17,400万円 学用品の支給 50万円
	計	2億4,850万円	県費 50万円 起債 11,600万円 一般財源 13,200万円	歳入のうち 一般財源は前年度繰越金を充当

### 補正予算(4号)の主な内容

区分	事項	金額	財源	説明
一般会計 歳出の補正	救急医療機関への運営助成	1,165万円	一般財源 1,165万円	小児科・産婦人科の2次救急体制維持へ補助単価引き上げなど
	民間生ごみ資源化施設の整備補助	18,733万円	国費 18,733万円	整備費の1/3補助。
	計	1億9,898万円	国費 18,733万円 一般財源 1,165万円	歳入のうち 一般財源は前年度繰越金を充当

### 補正予算(5号)の主な内容(追加)

区分	事項	金額	財源	説明
一般会計 歳出の補正	大江破碎工場の災害復旧	93,200万円	起債 93,200万円	8月18日の火災で焼損した搬送設備の復旧工事。2年にわたるので30億8700万円の債務負担行為も行う。
	8月末豪雨の災害復旧	119,400万円	繰入金 119,400万円	学校・幼稚園 4億2,400万円 露橋スポーツセンター 7億7,000万円
	計	21億2,600万円	特定財源 212,600万円	歳入のうち 繰入は火災等損害てん補積立基金

## ◆総務環境委員会 10月1日 山口きよあき議員

# 大江破碎工場の復旧工事に40億円

## 火災原因を徹底究明し、ごみ減量で処理量の軽減を

補正予算では、大江破碎工場が8月18日の火災で2号系破碎設備のコンベアや回転フルイなどが損傷した復旧工事に29億4000万円(20年度は5億8,800万円)、建築に10億7900万円(20年度3億4400万円)、

合計40億円余が計上されました。コンベア10基、磁選機やふるいなどの選別装置を更新し、火災予防対策として熱センサーを増設するほか、新たにガスセンサーも設置、スプリンクラーを増強しています。

現在1号系が復旧し、時間延長運転や土曜運転の他、北名古屋、尾張東部、尾三、海部の衛生組合と春日井、多治見に処理を依頼している状況です。

山口議員は、H9年度に不燃ごみは20万トンを減らしたのが、H19年度には10万トンに減っている実態を示し、「工夫次第でもっと減らせる。市民に分別徹底の協力を呼びかけ、規模縮小はできないのか」と計

画の見直しを求めました。当局は、「20万トンの内10万トンを大江破碎工場で処理し、他は埋め立てていた。今はほとんど大江で処理し、3千トンを埋め立てる。合成繊維や皮革を可燃にし、プラも容器リサイクルにまわせば3万トン減らせる。しかし、現行設備の中心である破碎機が10万トン仕様なので、今回の改装で規模は変えない」と回答がありました。

**大江破碎工場の災害復旧工事の概要**

補正予算 9億3,200万円  
債務負担行為 30億8,700万円

事業費	見積もり	うち20年度分
2号系復旧工事	29億4000万円	5億8800万円
建築復旧工事	10億7900万円	3億4400万円
計	40億1900万円	9億3200万円

**主な工事内容**

2号系復旧工事関係

- 搬送設備工事 コンベア10基
- 選別設備工事 磁選機3基、回転ふるい1基、振

動ふるい2基、アルミ選別機2基

- 火災防止対策工事 監視テレビ、熱・ガスセンサー、散水設備

- 機器撤去工事
- 建築復旧工事関係
- 設計委託料
- 災害復旧工事
- 鉄骨工事
- ALC工事
- 防水工事
- 内装工事
- 撤去工事

工事完成予定・・・平成21年10月

※2号系復旧工事の契約金額は25億8300万円でした。



- ◆財政福祉委員会 わしの恵子・くれまつ順子議員
- ◆教育子ども委員会 かとう典子議員
- ◆経済水道委員会 さとう典生・梅原紀美子議員

# 八月末豪雨の対策・被災者支援などをもとめる

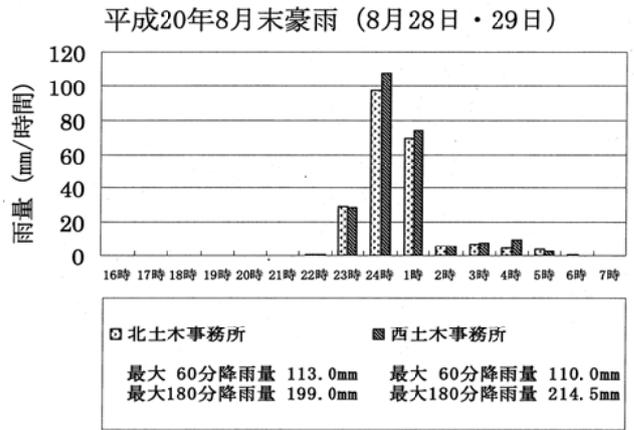
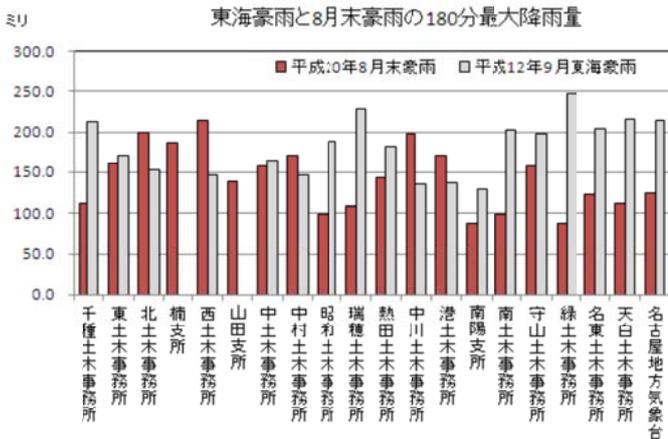
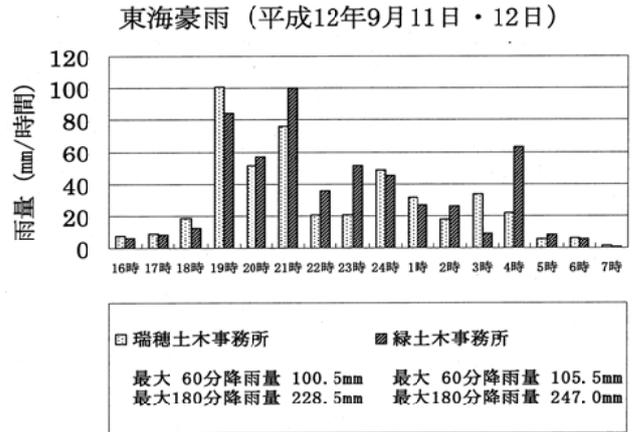
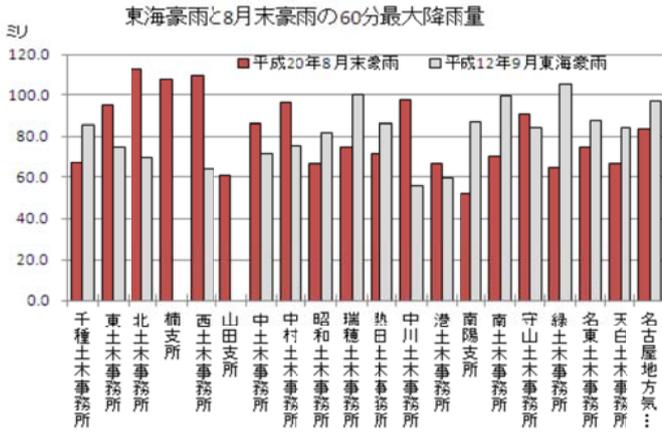
日本共産党は、8月末豪雨の被災地にいち早く出掛け、住民の声を聞くとともに、市に対してその願いを伝え実現に奮闘してきました。議会本会議や委員会でもその立場で奮闘しました。

災害見舞金が改定されました(補正予算に7400万円)

区分	金額	備考
住家	・全壊 7万円(単身世帯) 9万円(2人以上世帯)	倍加
	・半壊 5万円(単身世帯) 7万円(2人以上世帯)	
	・床上浸水 3万円(単身世帯) 5万円(2人以上世帯)	
非住家	・建物被害2割以上 ・50cm以上の浸水で設備や商品の被害2割以上	新設

行政区名	H20年8月末豪雨		H12年9月東海豪雨	
	床上浸水	床下浸水	床上浸水	床下浸水
千種	53	69	67	166
東	30	193	56	212
北	117	1,208	2,656	1,323
西	262	2,137	2,844	5,029
中村	206	2,539	138	3,316
中	4	26	4	28
昭和	11	39	48	282
瑞穂	0	38	538	1,447
熱田	7	132	109	651
中川	381	2,863	275	2,766
港	102	830	77	874
南	3	20	1,974	5,389
守山	20	61	131	379
緑	0	0	949	924
名東	0	1	42	68
天白	1	0	1,239	438
合計	1,197	9,656	11,142	23,292

※浸水被害世帯数は平成20年9月25日17:00時点



8月末豪雨と東海豪雨のときの排水・貯留能力の違い

項目	平成20年8月末豪雨時			東海豪雨時		
	ポンプ所 (箇所)	ポンプ (台)	排水能力 (m <sup>3</sup> /秒)	ポンプ所 (箇所)	ポンプ (台)	排水能力 (m <sup>3</sup> /秒)
雨水ポンプ所 (上下水道局分)	ポンプ施設	52	259	50	246	855
	稼動状況	52	257※1	50※2	246	855
	雨水調整池 (上下水道局分)	箇所数 (箇所)	貯留量 (m <sup>3</sup> )	箇所数 (箇所)	貯留量 (m <sup>3</sup> )	
	貯留施設	57	約414,000	31	約160,000	
	稼動施設	54※3	約384,000	31	約160,000	
	貯留状況	54	約348,000	31	約160,000	

※1 2台のポンプについては、他のポンプによる排水で浸水を防除でき、稼動が必要なかった。  
 ※2 浸水・停電などや排水調整により一時的にポンプの運転停止となったポンプ所があった。  
 ※3 3箇所の施設については、ポンプ排水で浸水を防除でき、雨水調整池での対応が必要なかった。

# 主な議案に対する会派別態度(補正予算案等)

1、当局提案 25件 (条例案: 11件、補正予算案: 3件、一般案件: 11件)

議案名	各会派の態度								結果	備考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
名古屋市特別職報酬等審議会条例及び名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁 に関する条例の一部改正									可決	地方自治法の一部改正で「議員の報酬」を「議員の議員報酬」と改める
公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正									可決	「公益法人等」を「公益的法人等」に改める
名古屋市市税条例の一部改正									可決	地方税法の一部改正で、個人市民税での寄 金除を拡充するなど
名古屋市食品衛生法に基づく公 衛生上講ずべき 置の基準に関する条例の一部改正									可決	食品等事業者が消費者から健康への被害や食品衛生法に違反する食品 に関する情報を得た場合、速やかに保健所長等へ報告する旨の規定を追加
名古屋市プール条例の一部改正									可決	振甫プール(千種区)、大井プール(中区)、天白プール(天白区)を廃止する
名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正									可決	区画整理等で、常安コミュニティセンター( 区)の地 を変更
名古屋市認可地 団体 条例の一部改正									可決	民法及び地方自治法の一部改正で現定を整理する
名古屋市公設市場条例の一部改正									可決	西公設市場を廃止
名古屋市中央卸売市場業務条例の一部改正									可決	卸売業者が収受する委託手数料を条例から規則で定めることにする
名古屋都市計画事業日比野第1種市街地再開発事業施行条例の一部改正									可決	日比野第1種市街地再開発事業の事務所を日比野から市役所に引き上げる
名古屋市宅地造成等規制法施行条例の一部改正									可決	「財団法人」を「公益財団法人」に改める
2008年度名古屋市一般会計補正予算(第4号)									可決	補正額 198,988千円 補正後の額 983,976,917千円 救急医療機関への運営助成、民間生ごみ資源化施設の整備補助
専決(平成20年度名古屋市一般会計補正予算(第3号))									可決	補正額 248,500千円 補正後の額 984,026,429千円 災害見舞金の増額、災害援護資金貸付金の改善
専決(平成20年度名古屋市公債特別会計補正予算(第1号))									可決	補正額 116,000千円 補正後の額 646,277,330千円 災害援護資金貸付金の財源
契約の締結(児童福祉センター改築工事)									可決	昭和区折 。耐火構造3階建(一部2階建)・その他。延10,095.26㎡。15億5,400万円で日本国土・ヒメノ特別 に。完成予定 2010年3月19日。
契約の締結( 島中学校改築及び 島小学校新築工事)									可決	中村区名駅。耐火構造6階建・その他。延13,533.51㎡。22億7,220万円で守 ・村中・相 建設特別 。完成予定 2010年3月25日。
契約の締結(科学館理工館・天文館改築工事)									可決	中区 。耐火構造地上7階(一部6階)、地下2階建。延15,747.19㎡。57億5,085万円で 中・土屋・ヒメノ特別 。完成予定 2011年3月11日。
契約の締結(指令管制システム装置製造及び設置工事)									可決	市役所の消防指令室。14億7,000万円で日本電気 に。完成予定 2011年3月31日。

=賛成      =反対      共: 日本共産党   民: 民主党   自: 自民党   公: 公明党  
 名: 名古屋市会自民党   ネ: 市民ネット   社: 社民党・ローカルバーティ   ク: 民主党クラブ

続き

議案名	各会派の態度								結果	備考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
財産の交 (モノづくり文化交流拠点)									可決	ものづくり交流拠点づくりのために、名古屋港管理組合の所有地を市の所有地と交する 市の土地：飛鳥村東 一 目13 2 宅地86,751 86㎡ 47億8,000万円 取得する土地：港区金城ふ頭三 目2 2 宅地51,124 97㎡ 47億8,000万円
財産の取得 (東山公園用地)									可決	名古屋市土地開発公社から11,212.10㎡を38億8,282万3,610円で
損害									可決	008年4月17日に天白区天白町地内の路上において、隣接する東山公園の木が、走行中の乗用自動車に破損した事件。被害者に対する損害の額を決定する。修理152万7570万円、代車81万9000円、事故減価38万3000円、計272万9570円。
指定管理者の指定									可決	清風 及び安田 の指定管理者をなごや福祉施設協会と愛生福祉会に指定
指定管理者の指定									可決	2008年度開館予定のコミュニティセンター3館 (大高、大高北、野並) の指定管理者をそれぞれ学区連絡会に指定
名古屋市土地開発公社定 の一部変更									可決	公有地の拡大の推進に関する法 の一部改正等で ヤッシュフロー計算書などの規定改定など
市道路線の認定及び廃止									可決	定納山第44号線始め31路線を市道として認定し、海町第435号線始め53路線の一部又は全部を廃止

2、追加議案 6件 (補正予算案：3件、一般案件：3件)

議案名	各会派の態度								結果	備考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
2008年度名古屋市一般会計補正予算 (第5号)									可決	補正額 2,126,000千円 補正後の額 983,976,917千円 大江破碎工場の復旧と豪雨災害の復旧
2008年度名古屋市基金会計補正予算 (第2号)									可決	補正額 1,194,000千円 火災等損害てん補積立基金の繰り出し
2008年度名古屋市公債会計補正予算 (第2号)									可決	補正額 932,000千円 大江破碎工場の復旧工事
教育委員会の委員の選任									同意	三林久美 (1962年生、天白区、社会保険労務、三林総合会計事務所労務部長。今年4月から教育委員。再任)
教育委員会の委員の選任									同意	井幸代 (1964年生、天白区、小児科医師、第二赤十字病院。新任)
契約の締結 (大江破碎工場緊急改修工事)									可決	大江破碎工場の2号系ライン緊急補修工事。タクマと 意契約。25億8300万円。工期は2009年9月末。

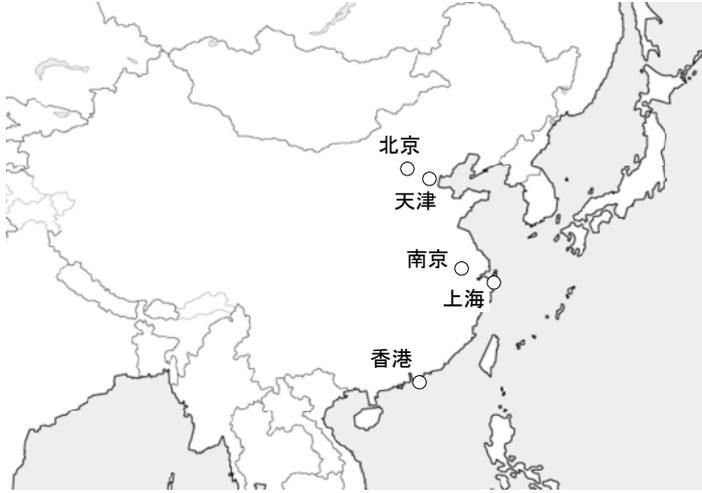
3、議員提出議案 5件 (条例案：3件 一般案件：2件)

議案名	各会派の態度								結果	備考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
名古屋市会会議規則の一部改正									可決	自治法改正に う条文変更
名古屋市会政務調査費の交付に関する条例の一部改正									可決	自治法改正に う条文変更

＝賛成      ＝反対      共：日本共産党   民：民主党   自：自民党   公：公明党  
名：名古屋市会自民党   ネ：市民ネット   社：社民党・ローカルパーティ   ク：民主党クラブ

続き

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	名	ネ	社		
名古屋市議会の議員の報酬及び費用弁等に関する条例の一部改正								同意	自治法改正にう条文変更。報酬を議員報酬に改める
地域環境審議会委員の推薦								同意	各区から議員定数に等しい数の委員を推薦する。今年から緑区も含め、各議員の推薦をそのまま受けることが全区で合意された。委員名は下段に。
議員派遣(南京友好都市提携30周年記念公式代表団)								可決	10月29日～11月6日。南京3(公式行事は2日間)、天で調査し、北京で2し南京へ。公式行事に参加した後上海、港を2日ずつ調査し帰国。うえぞのふさえ(民主・議長)、橋典一(民主)、渡辺(自民)、林則(公明)、地夫(名自)、わしの恵子(共産)の6人。議長・各党団長。
<p>地域環境審議会委員</p> <p>千種：井子(東明町、1955年生、無職)長子(春、1947年生、無職)寺島要助(上野、1938年生、無職)部信子(仲田、1943年生、無職)大由(春、1942年生、会社員)</p> <p>東：中西子(新出来、1930年生、マンション経営)内(白壁、1940年生、無職)</p> <p>北：北村利(金城、1945年生、会社員)和子(下田、1937年生、無職)松文(金田町、1937年生、診療放線師)(大根、1937年生、無職)東時(西、1941年生、会社役員)井イ子(、1952年生、無職)</p> <p>西：市川ツ子(中小田井、1937年生、無職)(南川町、1972年生、無職)田重子(那古野、1943年生、無職)西田一(枇杷島、1947年生、団体役員)村利子(比良、1934年生、無職)</p> <p>中村：良友(町、1956年生、師)山子(町、1937年生、会社役員)直(西野、1954年生、自営業)古川正(長町、1935年生、自営業)内山子(則、1949年生、会社役員)</p> <p>中：野(大、1938年生、無職)金三(松原、1935年生、無職)</p> <p>昭和：井子(御器所、1934年生、無職)田中美子(町、1944年生、無職)長川子(町、1931年生、法書)木村好(付通、1944年生、無職)</p> <p>瑞：(田町、1937年生、会社員)浅山カズ子(東町、1942年生、無職)渡子(大町、1951年生、無職)木三(大町、1927年生、会社役員)</p> <p>熱田：田金(二、1931年生、無職)美朗(中出町、1936年生、自営業)</p> <p>中川：木夫(出、1938年生、会社役員)野和(一新町、1937年生、会社役員)大井直(東春田、1938年生、会社役員)村(子、1940年生、無職)田(高、1946年生、会社役員)山(田町、1959年生、団体職員)住田守(露橋町、1934年生、会社役員)</p> <p>港：工美(、1946年生、会社員)井田清(港楽、1943年生、商)山田都(葉、1933年生、業)川(港、1938年生、無職)久野清志(小、1934年生、無職)</p> <p>南：部力三(堤起町、1938年生、自営業)原代(寺部通、1954年生、無職)北村(住、1935年生、外科医)山幸夫(西又町、1933年生、会社員)松康次(芝町、1950年生、自営業)</p> <p>守山：田美子(町南、1943年生、無職)井清(元、1944年生、局経営)野々子(神町、1955年生、無職)田良一(多山、1924年生、無職)尾関ミ子(下志段、1935年生、無職)田保(茶前、1937年生、会社役員)</p> <p>緑：中村子(東神の、1947年生、学校講師)西尾(子町、1946年生、会社役員)島正継(有松町、1957年生、会社役員)平治(大高町、1964年生、会社役員)原一(山、1944年生、師)各務一(有松町、1947年生、団体役員)木(大根、1932年生、無職)</p> <p>名東：山生資朗(平和が、1938年生、無職)川子(、1944年生、無職)後康之(本、1957年生、会社役員)加(田町、1965年生、会社役員)木生(社口、1957年生、無職)</p> <p>天白：田幸子(福、1941年生、会社員)原(町、1932年生、無職)野実(植田南、1949年生、無職)中村和(高町、1935年生、団体役員、原(大根町、1935年生、無職)</p>									



=賛成 =反対 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党  
 名：名古屋市会自民党 ネ 市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

## 議案に対する反対討論(10月1日)

# 本丸御殿には湯水のように税金を使いながら、屋外プールには冷水を浴びせるやり方は許せない

くれまつ順子 議員

【くれまつ議員】日本共産党名古屋市会議員団を代表して、プール条例の一部改正、すなわち振甫、大井、天白の3つの冷水プールを廃止する条例に反対する立場から討論を行います。

### 廃止の理由は全くあてはまらない

反対する理由の第1は、冷水プールを廃止する理由が、成り立たないからです。

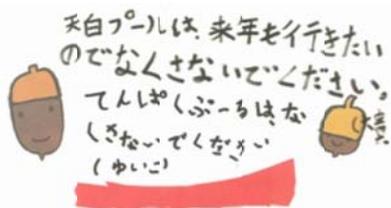
教育委員会は、冷水プールは老朽化し、利用者が減少傾向にあり、区内に温水プールが整備されているといいますが、施設の老朽化については、調査もせず、3つのプールの利用者数も、平成16年度からは、むしろ増加傾向にあります。さらに、温水プールが冷水プールの代わりにならないことは、教育長の「屋外で太陽のもとで泳げる」という点において全く同じではないという答弁でも明らかです。

### 市民の多くが廃止に反対

反対する理由の第2は、冷水プールの廃止に市民の理解がえられていないからです。振甫プール



天白プールをなくさないでの願いが込められた短冊のタペストリー(上)や手紙(右)



をめぐっては、プール周辺の3つの学区から世帯数にほぼ等しい1万5千名を超えるプール存続署名が市に提出されています。市議会への請願署名も提出されました。



天白プールをめぐっても、市議会と市にたいして、合わせて1万1千名を超えるプール存続署名が提出されています。

こどもたちからも、「大好きなプールをこわさないでください。おねがいします」毎年プールを楽しみにしているよ。と、多くの声が寄せられています。冷水プールの廃止は、「来年もプールで泳ぎたい」という多くの市民、何よりこどもたちの願いをふみにじるものであります。

### 本丸御殿には税金じゃぶじゃぶ、子供の楽しみには冷水浴びせる市政は許されない

反対する理由の第3は、財政難を理由に、冷水プールの改修や改築には税金を向けながら、ムダな大型プロジェクトは推進するという、税金の使い方であります。

一つの冷水プールの改築には、名城プールなど過去の例では4億から5億円のお金がかかっています。一方、市長は、その数十倍ものお金を、名古屋城本丸御殿の復元やものづくり文化交流拠点の整備につぎ込もうとしているのです。プールを改築するお金がないわけではありません。ないのはこどもたちへの思いやりです。こんな冷水プールの廃止は、断じて認めるわけにはまいりません。

以上で私の反対討論を終わります。

# 請願・陳情審査の結果 (6月～9月)

**請願新規分** (6月定例会で受理され、6議会開会までの委員会で審議されたもの。  
保留や ち切りになったものは9月議会の本会議で採決は行われません。)

請願号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考(委員会)	
				共	民	自	公	名	ネ	社	ク			
平成20年第4号	名古屋市の保育を良くすることに 関する請願	保育をよくする ネットワークな ごや	1 公立保育所の廃止・民営化を しない										不採 択	教子 2008 8.5
			2 千種台、山田、代保育園を公 立保育所として建て替え、6歳 までの子どもが入所できる保育 所として整備を	○	●	●	●	●	●	●	●			
			3 公私間格差 正制度の堅持を									保 留		
平成20年第5号	若杉作業所、昭和橋作業所 及び鳩岡作業所の運営に関 する請願	昭和橋作業所保 護者会ほか	1 民営化計画を性急に進めない	●	○	○	○	○	-	-	-	採 択	財福 2008. 8.26	
			2 民営化は利用者や家 会に負担 とならないようにする											
平成20年第6号	市の教員採用選考において、 臨時教員である受験者の経 験と実績を評価した特別選 考を実施することを求める 請願	瑞 区住民	市の教員採用選考において、臨 時教員として勤務している受 験者の経験と実績を評価した 特別選考を実施する	○	●	●	●	●	●	●	●	不 採 択	教子 2008 8.11	
平成20年第7号	後期高齢者医療制度を選択 しない65歳以上の障害者 に対する医療費助成の継続を 求める請願	愛知県障害者(児) の生活と権利を 守る連絡協議会	後期高齢者医療制度への加入 を前提とせず、後期高齢者 医療制度を選 しない障害者 についても医療費助成制度の 対象とする									保 留	財福 2008. 8.26	
平成20年第8号	行き届いた名古屋の学校 教育の実現を求める請願	名古屋市学校事 務職員労働組合	1(1)学校事務職員及び学校 養 職 員を 務教育費国 負担制 度から除外せず、職 種 の 撤廃及び定数の 力化をしな い	○	●	●	●	●	●	○	○	不 採 択	教子 2008 8.11	
			(2)学校教育法第37条第3項 の「特別の事情のあるときは、 事務職員を置かないことができ る」を削除する											
			2 愛知県に働きかけつつ、正 規職員の充実を図る											保 留
平成20年第9号	天白プールの存続を求め請 願	天白プールを存 続させる会	1 天白プールを存続させる									保 留	教子 2008 8.11	
			2 市民の意見をよく く											
平成20年第10号	自主的な共済について保 険業法の適用除外を求める 意見書提出に関する請願	瑞 区住民	自主的な共済を新保険業法の 適用範囲から除外するよう 意見書を	○	●	●	●	●	●	○	●	不 採 択	経水 2008. 8.29	

**請願保留分** (6月議会以前に保留となっていた請願。委員会の日付は最終審議日)

請願号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考(委員会)
				共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
平成19年第6号	日豪EPA/FTA交渉に 関する請願	食とみどり、水 を守る愛知県労 市民会議	1 、、小、、製品、 等の重要品目を除外し、受け 入れられない場合は、交 を中 断するよう意見書を	慎重に検討するため								保 留	土交 2008. 8.22
			2 産物 交 は、各国の多 様な 業が共存できる ルール を確立するよう意見書を										
平成19年第8号	学童保育制度の拡充を求め る請願	名古屋市学童保 育連絡協議会	1(1)すべての土曜日にも実態に即 して午前中から補助を									保 留	教子 2008. 8.5
			(2)助成対象児童を小学校の4・ 5・6年生まで拡大を。児童福 祉法にそって4年生までは、早 く拡大を										

○=賛成 ●=反対 ○=切 ○=委員会に議 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党  
名：名古屋市民会 ネ：市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

続き

請願号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考(委員会)	
				共	民	自	公	名	ネ	社	ク			
平成19年第10号	後期高齢者医療制度に関する請願	愛知県民主医療機関連合会	国の財政負担割合を引き上げるよう要請する	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	打ち切り	財福2008.8.26
平成19年第15号	妊婦健診費用の補助を求める請願	新日本婦人の会愛知県本部	婦健診費用の補助を拡大し、14回まで無料に										保留	教子2008.8.5
平成19年第16号	アレルギー疾患、特にアトピー性皮膚炎を学校病に指定することを求める意見書提出に関する請願	新日本婦人の会愛知県本部	アレルギー疾患、特にアトピー性皮膚を学校病に指定を										保留	教子2008.8.11
平成19年第17号	子どもの医療費無料制度の対象年齢を中学校卒業までに拡大し、所得制限を廃止することを求める請願	新日本婦人の会愛知県本部	1 中学校卒業まで拡大を										保留	教子2008.8.5
平成19年第18号	30人以下学級の実現を求める請願	新日本婦人の会愛知県本部	1 名古屋市立の小・中・高校に30人以下学級の計画的な実施を 2 各学級には常勤の教員配置を										保留	教子2008.8.11
平成19年第22号	守山市民病院の縮小再編計画の見直しと充実を求める請願	地域医療を考へ守山市民病院を守る会	2 今後とも災害医療活動拠点と位置付け、必要な整備を行い、充実させる 3 救急医療体制を充実させる										保留	財福2008.8.26
平成19年第23号	守山市民病院に関する請願	地域医療を考へ守山市民病院を守る会	守山市民病院に通じる道路を早急に整備し、回バスを走らせる	道路整備の新着状況を見守る								保留	土交2008.8.22	
平成19年第26号	広小路ルネサンス構想の実施について、その猶予も含め、慎重に対応することを求める請願	名古屋タクシー協会	広小路ルネサンス構想の実施について、その 予も含め、 重に対応する										保留	都消2008.8.29
平成19年第28号	障害児保育の充実を求める請願	名古屋市公立保育園母の会	1 保育所入所中に障害認定を受けた3歳未満児の障害児保育を										保留	教子2008.8.5
平成19年第29号	保育所の全保育室へのエアコン設置を求める請願	名古屋市公立保育園母の会	1 公立保育所の全保育室にエアコン設置を										保留	教子2008.8.5
平成19年第30号	公的保育制度の堅持を求める請願	天白区住民	(2) 保育室にエアコンの設置を 5 (1) 学童保育とトワイライトスクール事業を 合しない (2) 助成対象児童を入所している全児童に拡大を (3) すべての土曜日を実態に即して午前中から補助する (4) 午後6時までを、基準単価の対象時間として助成する 6 (1) ニーズが高い地域の一時保育実施園を増やす (2) 病児・病後児保育の実施園を大に増やす (3) 休日保育の実施園を大に増やす (4) 産休あけ・育休あけ入所予約の実施園を増やす (6) ア 3歳未満の障害児も認定し、人的配置及び財政的支援で入所を可能に										保留	教子2008.8.5

○=賛成 ▲=反対 □=切 △=委員会に議 無し 共:日本共産党 民:民主党 自:自民党 公:公明党  
名:名古屋市会自民党 ネ:市民ネット 社:社民党・ローカルパーティ ク:民主党クラブ

続き

請願号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度							結果	備考 (委員会)
				共	民	自	公	名	ネ	社		
平成19年第31号	政務調査費の領収書について全面公開を求める請願	瑞 区住民	政務調査費の 収書を直ちに全面公開する	理事会の協議を待つ							保留	総環 2008. 8.29
平成19年第37号	働きながら安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体連絡協議会	2 予算の増額を 4 (1) 認可保育所の新設や増設で定員を増やし、保育所入所待機児童の解消を (2) 保育料の値下げを (3) 長時間対応、3歳未満児の受入れ、補助単価の引上げ等、障害児保育の拡充を (5) 一時保育、休日保育、病児・病後児保育を拡充し、公立保育所でも実施を								保留	教子 2008. 8.5
平成19年第39号	ガイドウェイバスに関する請願	名古屋ガイドウェイバス志段 線 高 区間延長促進期成同 会	上志段 自治会所有地に回転場を設置する	区画整理の進捗状況を見定め、バス会社3社との協議が必要							保留	土交 2008. 8.22
平成20年第1号	75歳以上の高齢者に対する新たな福祉制度を求める請願	愛知県社会保険推進協議会	後期高齢者医療制度の対象者に対し、保険料軽減 置に相当する市独自の新たな福祉制度を								保留	財福 2008. 8.26
平成20年第2号	すべての障害を持つ子に行き届いた教育の実現を求める請願	障害児教育の充実を願う会	1 市立の知的障害特別支援学校の新設を 2 市立の 体不自由特別支援学校の早急な新設を 3 通常の学級に在籍する発達障害の子どものための教育条件の整備を 4 現状の特別支援学級を継続・充実させ、障害種別に応じた特別支援学級の設置を 5 医療的ケアを必要とする子どものために、 護師を別 定数で正規採用を 6 小学校・中学校・高等学校の30人以下学級を早急に実現を								保留	教子 2008. 8.11

陳情新規分 (6月定例会で受理されたもの)

陳情号	陳情名	陳情者	陳情項目	各会派の態度と結果							備考
				共	民	自	公	名	ネ	社	
平成20年第5号	住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立及び平和な世界の実現等を求める陳情	愛知県労働組合総連合	1 以下の意見書を (1) 公共サービスの拡充を (2) 安 々な民間委託を行わない (3) 子どもたちに行き届いた教育を (4) 法を生かす 2 市として実現を (1) 公共サービスの拡充を (2) 金・労働条件の改善及び均等待遇を (3) 不適切な民間委託を行わない (4) 働く人の権利を守る (5) 子どもたちに行き届いた教育を (6) 法を生かした行政を	ききおく							総環 2008. 8.29
平成20年第6号				ききおく							財福 2008. 8.26
平成20年第7号				ききおく							教子 2008. 8.11
平成20年第8号				ききおく							経水 2008. 8.29

＝賛成   ＝反対   ＝切   ＝委員会に議 なし   共：日本共産党   民：民主党   自：自民党   公：公明党  
名：名古屋市会自民党   ネ：市民ネット   社：社民党・ローカルパーティ   ク：民主党クラブ

陳情新規分 (6月定例会で受理されたもの)

陳情号	陳情名	陳情者	陳情項目	各会派の態度と結果							備考
				共	民	自	公	名	ネ	社	
平成20年第9号	安全安心で快適なまちづくりを求める陳情	南区住民	田・尾排水区近辺を含む地域のポンプ所でのポンプアップ能力を2.5倍にし、ポンプ所への導入管の断面積を6.5倍にする	趣旨実現 打ち切り							経水 2008. 8.29
平成20年第10号	後期高齢者医療制度に関する見直しを求める陳情	P 名古屋市 友会	1 後期高齢者医療制度の保険料負担を軽減するために市独自の助成を行う 2 後期高齢者医療制度に加入していない65歳から74歳までの重度障害者に、従来と同等の医療費助成を行う 3 愛知県に対し、後期高齢者医療保険料が下がるように公費投入を行うこと及び後期高齢者医療制度に加入していない65歳から74歳までの重度障害者に対して従来と同等の医療費助成が行われるように要望する	聞き置く							財福 2008. 8.26
平成20年第11号	農業取締法による過剰な取締りにより、植物からなる農業用有機資材を使用できなくする不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情	合資会社緑源	意見書を 1 適正な法に基づかない許認可権の行使や行政指導を改め、早急に許認可要件を緩和する (1) 業生産者が有機栽培資材として、病害予防対策に方植物有機資材を使用できるようにする (2) 病害予防対策の方植物有機資材であることを資材に表示できるようにする 2 林水産省は、行政指導先、都道府県及び市区町村に行政指導の内容について謝し、無登と疑われる資材に係る製造者、売者等への指導についての通達先にその旨を通知し、周知徹底に努める	不採択							土交 2008. 8.22
平成20年第12号	いわゆる永住外国人地方参政権付与法案に関する陳情	外国人参政権に反対する愛知県民の会	いわゆる 住外国人地方参政権付与法案の成立の止、破 に向けて働きかける	聞き置く 共・公の3人が不採択を求め、通常は全会一致の「ききおく」が異例の採決できた。							総環 2008. 8.29
平成20年第13号	いわゆる人権擁護法案に関する陳情	人権擁護法案に反対する愛知県民の会	いわゆる人権擁護法案の成立の止、破 に向けて働きかける	聞き置く							経水 2008. 8.29

=賛成 =反対 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党  
名：名古屋市民会自民党 ネ 市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

請願・陳情

9月議会に受理されたもの

9月定例会には下記の請願・陳情が受理されました。審議は10～11月の閉会中委員会で行われます。

◆請願

請願 号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第11号	平成20年 9月29日	建築基準法第42条の厳格な運用を 求める請願	緑区 住民	岡本やすひろ(民主) 加藤武夫 (公明)
<p>市の建築審査課は、緑区内のマンション建設に関して、道路法による道路の員が4メートル未満の道路を建築基準法第42条第1項の道路としている。</p> <p>しかしながら、建築基準法第42条第1項の道路の定員は、員4メートル以上のものと定められている。建築基準法第42条を厳格に運用するのであれば、員4メートル未満の道路は建築基準法第42条第1項の道路ではない。</p> <p>このような員4メートル未満の道路が数多くあると考えられ、市民の住環境に大きな影響を及ぼし、道路の取扱いをる混雑によって、市民に予想外の不利益を及ぼすことがないように、道路の取扱いを明確にする必要がある。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 市の建築主事が建築基準法に基づく建築確認を行うに当たり、同法第42条第1項及び第2項に定める道路の解を厳格に行い、適正に運用すること。</p>				
請願 号	受理年月日	請願名	請願者	陳情者
平成20年 第12号	平成20年 19月29日	愛知県勤労会館の存続を求め る請願	昭和区区政協力委員 協議会	おくむら文洋(民主) 水平かず え(自民)
<p>愛知県勤労会館は、昭和45年6月の開館以来、労働者福祉施設として大変多くの市民に活用されてきた施設であるとともに、文化・の分野でも活用され、地域に多大なをしてきた施設である。</p> <p>しかし、愛知県は、平成17年2月に行財政改革の一環として、あいち行革大綱2005において、平成18年度以降、勤労福祉会館の廃止を順次進める方針をち出し、愛知県勤労会館については、平成21年度末に廃止するとしている。</p> <p>収容人員1500人 度のいわゆる中規模ホールについてみると、市内には、収容人員1488人の愛知県勤労会館を始め、収容人員1666人の愛知 生年金会館、収容人員1146人の中京大学文化市民会館プルニエホールの3館あり、いずれも80%を超える高い 働率を維持しており、そのニーズの高さがうかがえる。</p> <p>しかし、そのうちの愛知 生年金会館については、国が譲渡又は廃止の方針をち出し、現在売 先を選定しているところであり、今後の存続が危ぶまれている。この上、愛知県勤労会館が廃止されることになると、市内の中規模ホールは大 に減少することになる。</p> <p>一方、愛知県は、施設の活用を望する地元市があれば、十分な調整を行った上で移管するとしており、実際に、豊田勤労福祉会館は豊田市が福祉センターとして、 勤労福祉会館は 市が北部生 学習センターとしてそれぞれ活用するために、平成19年4月1日に移管されている。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 市が愛知県と十分調整を行った上で、愛知県勤労会館を譲り受け、文化・ 施設等として活用すること。</p>				
請願 号	受理年月日	請願名	請願者	陳情者
平成20年 第13号	平成20年 9月29日	公立保育所の廃止計画撤回を求 める請願	名古屋市公立保育 園父母の会 (9,552名)	うめはら紀美子 わしの恵子 さ とう典生 江上博之 山口きよあ き くれまつ順子 かとう典子 田 口かずと(以上共産)
<p>中村区の則 保育園は平成19年4月に市で初めて廃止民営化され、新設された保育所は、引継ぎ保育 1名を除き、すべて新しい保育 ・職員になった。70年以上続いた園舎や地域に親しまれてきた「則 」の園名等、すべての保育環境が 然変えられ、そのことは則 保育園の保護者らに、「名古屋市から受けた傷は一生消え</p>				

ない」とまで言わせ、その子どもたちの心にも大きな影を落とす結果となった。保育を受託した社会福祉法人熱田福祉会の大変な努力にもかかわらず、かけがえのない 幼児期の保育に大きな混 を残すことになった。同時に、社会福祉法人熱田福祉会が以前から運営している他の保育所の子どもや保護者にとっても、それまでの保育者の半数が入れ替わった状態で保育が実施されることは、確実に保育の質の低下となっているという現実がある。

その教訓も生かされず、平成19年11月には、千種台保育園、山田保育園、 代保育園の廃止民営化が提案された。さらに、平成20年度中にも、公立保育所の廃止計画が提案されるといわれており、公立保育所に子どもを通わせる保護者たちは、不安を抱えながら日々過ごしている。

昭和40年代から50年代までの間に、市はたくさんの公立保育所をつくった。現在、その時代に卒園した人が、わが子を保育所に通わせるという、保育所2世代目に入ってきている。市がこれまで ってきた保育の 的財産を守り、子育てしやすいまち名古屋の名に じない市政を進めていくことを、わたしたち子育て中の保護者は心から願っている。

建設後30年以上経過する老朽化した公立保育所は、公立のままで建て替えてほしい。市の財政力があれば、予算の使い方を見直すことで、国の補助金がなくても実施することが可能である。

ついては、公立保育所が子育て家庭にとって一 身近な行政機関としてさらに充実されるよう、次の事項の実現をお願いする。

1、いかなる理由があっても公立保育所を廃止しないこと。

請願 号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第14号	平成20年 9月29日	振甫プールの存続を求める請願	新日本婦人の会千種支部 (831名)	うめはら紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口きよあき くれまつ順子 かとう典子 田口かずと(以上共産)

平成20年の夏をもって振甫プールを廃止する案によると、毎年のように修理費がかかること、近隣に温水プールができたため利用者が減少していること等が廃止の理由とされている。しかし、1日300人近い利用者は決して少ない数ではない。

また、スポーツを目的とする利用料の高い温水プールとは違い、屋外での夏の 重な水遊び場としての振甫プールの果たす役割は、他の施設では代えることのできないものである。

振甫プールがなくなったら、プール遊びの場をなくした子どもたちと、小さい子どもを見守りながら水遊びをさせていたお母さんたちが大変困る。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1、振甫プールの全面改修を行い、プールを存続させること。

請願 号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第15号	平成20年 10月10日	志段味地区の総合交通政策に関する請願	志段味東学区区政協力委員会	くれまつ順子(共産) 小川としゆき 鎌倉安男 吉田伸五(以上民主) こんばのぶお(公明) 東郷哲也(自民)

平成20年8月27日、ジェイアール東海バス株式会社は、愛知県バス対策協議会に対して、市域内からのバス路線全面撤退を申し入れた。

これが平成21年10月から実施されると、これまで公共交通機関の不便な地域であった志段 地区においては、公共交通機関の利便性がさらに改悪されて、公共交通機関が一切ない空自地域を生ずることが明白である。

現状においても、志段 地区では敬老パスを利用できない地域が広範囲に存在するという不公平さを耐えんできたところであるが、これらの 問題は、いずれも当該地域においての具体的で実効性のあや総合交通政策がないことに起 している。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1 志段 地区において、公共交通機関の空自地域を生じさせないために、具体的で実効性のある総合交通政策を早急に確立すること。

請願 号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第16号	平成20年 10月10日	ガイドウェイバスゆとりーとライン に関する請願 (15号の分離審査用)	志段味東学区区政 協力委員会	くれまつ順子(共産) 小川とし ゆき 鎌倉安男 吉田伸五(以 上民主) こんばのぶお(公明) 東郷哲也(自民)
<p>平成20年8月27日、ジェイアール東海バス株式会社は、愛知県バス対策協議会に対して、市内からのバス路線全面撤退を申し入れた。</p> <p>これが平成21年10月から実施されると、これまで公共交通機関の不便な地域であった志段 地区においては、公共交通機関の利便性がさらに改悪されて、公共交通機関が一切ない空白地域を生ずることが明白である。</p> <p>現状においても、志段 地区では敬老バスを利用できない地域が広範囲に存在するという不公平さを耐えんできたところであるが、これらの 問題は、いずれも当該地域においての具体的で実効性のある総合交通政策がないことに起 している。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 これまでどおりガイドウェイバスゆとりーとラインとして、通勤・通学の足を確保すること。</p>				
請願 号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第17号	平成20年 10月10日	障害者授産施設の直営存続と障 害者施策の拡充を求める請願 (3719名)	障害者施策の充実 をすすめる会	江上博之 山口きよあき くれま つ順子(以上共産) 岡本善博 (自民)
<p>市が運営する三つの知的障害者通所授産施設では、約80名の障害者が毎日元気に仕事をしている。しかし、多くの適所者は、自己選 ・ 自己決定が困難であり、現行障害者自立支援法の下での契約になじまない者ばかりである。また、通所者や保護者の高齢化が進み、先行きへの不安が年々大きくなっている。</p> <p>市は、この三つの施設を含む障害者施設をすべて民営化する方針であると聞いたが、民営化については、次のような問題が山積みである。第1に事業形態や運営主体の変更により環境が二重・三重に変わることによってパニックを起こすなどの混 が心配である。</p> <p>第2に、障害の 度区分による受入れに差別が生まれることが心配である。第3に、民間施設については、現行障害者自立支援法の下では経営基 が いことや 金・労働条件が下がることで 来の見通しがなく職員が めていくこと、職員を新たに募集しても応募がなく採用が困難であることを国自体も認めている状況であり、不安である。第4に、与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームは、平成19年12月に、現行障害者自立支援法の施行3年後の見直しの時期である平成21年度に抜本的な見直しをする方針を ち出した。国もこれを踏まえた検討を開始しているが、現行法が欠 だらけであるということ国が認めたことになり、大きな問題である。障害者を持つ親・保護者には 来が見えない。第5に、抜本的見直しの方針の中に、障害 度区分認定の見直しについて、知的障害、精神障害を始め、各々の障害特性を反 した調査項目と判定基準となるよう、大 な見直しを行うとあるように、現行法の下での事業体系が知的障害という障害特性に対応していないことを国も認めており、これも大きな問題である。</p> <p>また、現行障害者自立支援法や今検討されている抜本的な見直しでは、自己選 ・ 自己決定が困難な障害者やその親 き後の施策が不十分である。</p> <p>欠 だらけの現行障害者自立支援法や不十分な抜本的見直し事項を正すために、また、法に定められた地方自治体の役割を發揮するためにも、市が、現行直営施設を存続させ、機能を有効活用して、自ら抜本的見直し後の事業実施を検証し、必要な施策を国に働きかけるとともに、自ら先んじて施策の実現を図ってほしい。</p> <p>障害者を持つ親・保護者には現時点でまったく 来が見えない。親 き後にすべての障害者が安心して幸せに暮らすことができる場所・施策がほしい。本人自身は言うことができないが、親の切なる願いである。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 現行の市直営の作業所を引き続き直営で存続させること。</p> <p>2 利用者の負担軽減と安定した施設運営ができるよう、障害者自立支援法の廃止を含めた抜本的な見直しを国に働きかけること。また、当面、市として民間施設に対する補助金の充実など、必要な施策の実現を図ること。</p> <p>3 障害者自立支援法の成 化を図るためには、地方自治体自らが検証していく必要があることから、現行の</p>				

直営施設の機能を有効活用し、検証し、必要な施策を国に働きかけるとともに、自ら先んじて施策の実現を図ること。

- 4 自己選 ・自己決定ができず、障害者自立支援法の下での契約になじまない障害者についての施策の体系を整備すること。
- 5 親 き後の障害者支援のシステムを構築すること。
  - (1) その障害者の状況にあった障害者施策につなげるため、相談支援センター・地域自立支援協議会・成年後見制度・権利 護制度という受身の相談機関等だけでなく、積極的に関わる 置の実施機関に準ずる第三者機関を設置すること。
  - (2) 緊急一時的保護施設を設置すること。
  - (3) 老後を安心して暮らせるよう高齢者施策等につなげるシステムの具体化を図ること。
- 6 障害認定区分の申請に要する主治医の意見書のあり方に関し、専 医療機関がなく、専 医がない知的障害者についての対応を再検討すること。
- 7 新体系事業で、常時介護の必要な生活介護事業の対象者と就労経験等が必要な就労継続支援 ・ 事業の対象者との狭間にある障害者についての事業を検討すること。

請願 号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第18号	平成20年 10月10日	介護保険制度の抜本的改善・充実及び後期高齢者医療制度の廃止を求める請願	介護の充実を求め る会愛知連絡会	うめはら紀美子 さとう典生 江 上博之 山口きよあき くれまつ 順子 かとう典子 田口かずと (以上共産)

平成12年4月に介護保険制度が始まって以来8年が経過し、平成21年4月からは第4期介護保険事業計画期間に入ろうとしている。この間、制度改悪が繰り返される中でサービスの利用が大 に制限され、多数の介護難民が生まれた。「保険あって介護なし」が決して過言ではない状況に立ち至っている。

また、相次ぐ介護報酬の引下げは、介護福祉 やケアマネージャー等の介護労働者を劣悪な労働条件の下に置き、深 大な人手不足を起こしているだけでなく、居宅介護サービス事業者や施設サービス事業者の経営をも困難にしている。

さらに、平成20年4月に導入された後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で線引きをし、保険料を年金から天引きし、特定健診や受けられる医療を制限するという制度の中身が明らかになるにつれ、高齢者の怒りが騰した。当事者である後期高齢者だけでなく、全国の600を超える地方議会や各地の医師会・医療団体から廃止や見直しを求める意見書や声が出されている。後期高齢者医療制度は、部分的な手直しではなく、廃止する以外に道はないことが誰の目にも明らかになっている。

については、誰もが安心して高齢期を送ることができるよう、次の事項の実現をお願いする。

- 1 議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。
  - (1) 介護サービス給付費の国 負担を当面25%から30%に引き上げること。
  - (2) 介護報酬を大 に引き上げること。
  - (3) 介護労働者の労働条件改善、人材確保を図ること。
  - (4) 後期高齢者医療制度を廃止すること。
- 2 特別養護老人ホーム等の基 整備を進め、待機者の解消を図ること。
- 3 第4期介護保険事業計画の策定に当たっては、介護保険料を引き下げること。

請願 号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第19号	平成20年 10月10日	子どもたちが健やかに育つために北区内の市立保育園の延長保育実施園の拡充を求める請願	北区 住民	うめはら紀美子 かとう典子(以上共産) 東郷哲也(自民)

現在、 母の実態から様々な保育サービ不が求められている。その中で、延長保育の実施は未実施園の 母にとって大変切実な要求となっている。

2008年度に行った北区内の市立保育園の延長保育未実施園の 母へのアンケート結果からも、名城保育園では回答中79%の方が延長保育の利用を 望していることがわかった。「子どもを迎えに行っても仕事に行ったりする」、「別の託児所やベビーシッターにまた預けに行っている親子とも精神的・体力的・経済的にも負

担」など、延長保育実施の拡大要求はまだ強く、早急な実施が求められている。

ついては、子どもたちが健やかに育つために、市の公的責任の名において、次の事項を実現されるようお願いする。

- 1 北区内の市立保育園の延長保育未実施園での延長保育を早急に実施すること。

## ◆陳情

陳情 号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成20年 第14号	平成20年 9月10日	介護保険制度に関する意見書提出を求める陳情	あいち在宅福祉サービス事業者 懇談会

市内の介護保険在宅事業所の経営状況や介護職員不足が深 である。私たちあいち在宅福祉サービス事業者懇談会が、平成20年2月に、福祉用具貸与等一部事業種目を除く市内1865か所の介護保険在宅事業所の全管理者を対象に行った独自調査によれば、事業所の経営が「大変厳しい」、「厳しい」と訴える管理者が8割を超えている。この中でも特に、訪問介護・通所介護・居宅介護支援の各事業所の経営困難が目立っており、事業主体別では社会福祉法人の在宅介護事業所の厳しさが 出している。

また、市議会の平成19年9月定例会では介護職員の人材確保に関する意見書が可決されているが、いまだに介護職員不足も深 で、多くの事業所から が上がっている。加えて、事務量の過多のために苦しんでいる居宅介護支援事業所・配食サービス事業所に対して、事務量を低減させるための何らかの対策が必要になっている。

団塊の世代が高齢期を迎える高齢社会への早急な対応が られている今、こうした在宅介護の基 の下では、私たち在宅介護事業者の良心的な努力だけで市民の介護不安を取り除くことはできない。もとより、この状況の根本的な改善は、国が定める介護保険法の改正内容と介護報酬にかかっている。以上のこと に み、低所得者層の負担増にも十分配慮した再度の制度の改正及び介護報酬の改定を平成21年度には実現できるよう、市として国への働きかけを一層強めてほしい。

ついては、 議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

- 1 平成21年度の介護保険制度の改正において、低所得者層の負担増にも配慮しつつ、在宅介護事業所の経営困難や介護職員不足を解消するため、介護報酬を引き上げること。

陳情 号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成20年 第15号	平成20年 9月10日	現計画の名古屋市第2斎場の代替火葬場としての火葬船の提案による事業費の節減に関する陳情	茶屋町内会

名古屋市第2 場の建設については、平成19年8月21日に都市計画決定され、区画整理事業の計画の中で保留地とするべく準備が進められているようである。

一方、事業主体である市は、平成15年8月と同年12月に計4回開 され、延べ277名が出 した市主 の説明会において、地元住民に対し、火 場建設については地元住民の理解を得ると約束していたが、いまだに地元住民に同意を得ようとしていない。

平成20年4月に財団法人日本 振興会から、火 場の立地条件に関し、火 という新しい形の海上設置型の火 場が提案された。

火 については、現在港区東茶屋三 目に計画されている 上設置型の火 場に比べ、事業費が約30%で済む。その他の条件についても比較検討を行ったが、特に、大災害時の対応については、現在の 事 場の複数化を目指すだけですべてが解決するわけではなく、新 場について、現在の 事 場に する安全性が担保されなければ、いざというときに役に立たない。

以前に都市計画審議会の委員からも指摘があったが、現在火 場建設が計画されている港区東茶屋三 目は、海拔0メートル以下で市内でも最も地 が低い地域であって、大地震発生時には 状化が起りやすい地域であるとの意見がある。また、過去の 勢 台風時には、堤防が全壊し、冠水状態が50日間続いた。今、最も危 することは、大地震発生時に急ごしらえの堤防が損傷したところに大 が来た場合、堤防は全壊するおそ

れが大きく、勢 台風時以上の冠水とその後の地 下は必至であるということである。  
これに比べ、火 であれば、特に や台風の際の避難等、臨機応変に災害時の対応をすることが可能である。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 現在港区東茶屋三 目に計画されている 上設置型の名古屋市第2 場に関連する総事業費推定約237億円と海上設置型の火 の事業費約65億円を比較した場合の約172億円の財政支出増による税金の無駄遣いを抑制するため、 上設置型の火 場の現計画を見直し、海上設置型の火 に計画を変更すること。

陳情 号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成20年 第16号	平成20年 9月29日	安全安心で快適なまちづくりを求める陳情	南区 住民

昭和49年頃の下水道整備により排水機能がなくなったとの判断で、 大な費用をかけ、1時間30ミリの降雨に合わせて大同排水路、大江川、中井排水路の断面積が縮小された。代替 置を前提に縮小されたはずだが、いまだにその代替 置が行われていない。

平成12年9月11日の1時間97ミリの降雨で、大江川の北側の958 、南側の 田45 、白水839 、千 947 、427 の計2258 、東側の2409 の合計5625 で床上・床下浸水した。

1時間60ミリの降雨に対応する雨水の処理を求める陳情書を何度も提出したが、委員会ではおおむね趣旨実現のため審査 切とされた。1時間60ミリの降雨があると、 田・ 尾排水区近辺を含む地域と3409ヘクタールの 田下水排水区の雨水下水は、処理できるのが15 37%で、未処理分が84 63%の1時間約46万立方メートルとなると考える。市は、1時間60ミリの降雨に対応する整備ができれば、1時間97ミリの降雨でも床上浸水をおおむね解消できると言うが、ポンプ能力は 田ポンプ所と 尾ポンプ所を合わせて1分間3130立方メートルとなるとのことで、1時間60ミリの降雨があると、未処理分が1分間4677立方メートルとなると考えられる。ポンプ能力については、市から愛知県へ申告をしていると思われるが、その関係で能力を増強できない。更なるポンプ能力の増強は今後の検討課題であるとの市当局の発言があるが、愛知県は、ポンプ能力の増強を許可しないと思われる。 田・ 尾排水区のポンプ所への導入管については、1時間60ミリの降雨の場合、処理できるのが1分間1200立方メートルで、未処理分が1分間6607立方メートルとなると考えられるので、導入管の断面積を4倍に拡大する必要があると考える。 ポンプ所と 寺ポンプ所の未処理分の雨水は、合わせて1時間約40万立方メートルであり、増強するポンプ能力は未処理分の雨水の7 5%であると考え。 未来や子孫に責任の持てる政治を実行してほしい。 りと愛着を持てるまちづくりをし、市民が安心して暮らせるようにしてほしい。総合計画の練直しをしてほしい。

前期分で860億円かかった緊急雨水整備事業の緊急雨水調整 は、 田・ 尾排水区で長さ約1万メートルのうち5000メートル分が完成していて、後期の未成分は平成22年に完成との市当局の発言があるが、長さ1万メートルの調整 が完成しても、降雨が1時間30ミリだと24分、1時間40ミリだと17分、1時間50ミリだと13分、1時間60ミリだと約10分で満水となり、水があふれるのではないかと考える。工事費は後期分で1600億円必要ではないかと考えられる。

天白川・山 川付近の地域は、名古屋港基準面6.5メートルの高さの水 しまで冠水するおそれがある地域である。

ついては、代替 置として1時間60ミリの降雨に対応するため、次の事項の実現をお願いする。

- 1、 田・ 尾排水区のポンプ所への導入管の断面積を4倍に拡大すること。未処理分の雨水は、大同排水路を経由して 見ポンプ所から大江川にポンプアップすること。
- 2、緊急雨水整備事業は終わりにして、雨水の保存ではなく、排水を考えること。
- 3、 ポンプ所と 寺ポンプ所を合わせて、1時間60ミリの降雨で1時間約40万立方メートル、1時間97ミリの降雨で1時間約67万立方メートルになる未処理分の雨水の処理を考えること。
- 4、国道1号の 後通から 見町まで直 10メートルの排水管を埋設し、ポンプアップをすること。
- 5、中井排水路から大江川へポンプアップをすること。
- 6、旧水 ポンプ所において、1時間60ミリの降雨で1時間約30万立方メートルの未処理分の雨水を処理すること。

陳情 号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成20年 第17号	平成20年 9月29日	院内感染の防止、肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の 助成及び新型インフルエンザ対策を求める陳情	NPO法人名古屋腎友会
<p>平成20年6月に三重県 市の診療所で発生した院内感 事故は、名古屋市内に約6000人いる私たち透 患者及び市内の病院に通う人にとって、とてもショッ ングなニュースであった。 生労働省によると、院内感 地域支援ネットグークがあるのは、平成19年度末で、 県、 玉県、千葉県、 山県、 県、 県、 京都府、 川県の8府県しかない。 生労働省は、院内感 の知識がない医療機関や老人保健施設等が専 家に相談できる院内感 地域支援ネットワークを設置した自治体に対して、4年前から約50万円の補助金を交付している。ぜひ市も院内感 防止について何らかの対策を講じてほしい。</p> <p>球 ワクチンの予防接種費用は、現在、実費で8000円である。市がこの費用について助成し、多くの高齢者が 球 ワクチンの接種を受けられるようにしそほしい。</p> <p>新型インフルエン について、発熱外来の設置、入院患者の病床確保、他の患者への感 防止対策等、市として具体的に対策を示してほしい。また、高齢者、透 患者及び入院患者等が早急に新型インフルエン の予防接種を受けられるよう、国に要望してほしい。</p> <p>については、次の事項の実現をお願いする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、市に院内感 地域支援ネットワークを設置すること。</li> <li>2、 球 ワクチンの予防接種費用について、市として助成すること。</li> <li>3、新型インフルエン について、市が具体的な対策を示すこと。国に対し、高齢者、透 患者及び入院患者等が早急に新型インフルエン の予防接種を受けられるよう要望すること。</li> </ol>			

**意見書・決議**

日本共産党をはじめ各会派から提案された22件の意見書案について、議会運営委員会理事会で協議が行われ、日本共産党の提案した意見書案2件も含め、14案件が適切な修正や1本化などの調整を行って共同提案の合意が得られ、10月1日に議決しました。

意見書案に対する各会派の態度 (議会運営委員会に提出された意見書案)

意見書案	原案提出	結果	各会派の態度				
			共産	民主	自民	公明	名自
銃刀法の改正・強化に関する意見書 (案)	民主	可決			修正		
地域における雇用・就業対策の拡充強化に関する意見書 (案)	民主	可決	修正			修正	
中小企業対策の充実・強化に関する意見書 (案)	民主	可決			修正		
医療提供体制の充実に関する意見書 (案)	民主	可決					
教育予算の大幅な拡充に関する意見書 (案)	民主	可決					
国外で作成された歯科補てつ物等に関する意見書 (案)	自民	可決					
少子化対策に関する意見書 (案)	自民	可決					
新型インフルエンザ対策に関する意見書 (案)	自民	可決	修正				
新たな大都市制度に関する意見書 (案)	自民	否決					
高額医療・高額介護合算制度の改善を求める意見書 (案)	公明	否決					
新型インフルエンザ対策の推進に関する意見書 (案)	公明		一本化				
政令指定都市制度にかわる新たな大都市制度に関する意見書 (案)	公明	否決		一本化			
道路特定財源の暫定税率失効による歳入欠陥に関する意見書 (案)	公明	可決		修正			
医師確保対策の推進に関する意見書 (案)	公明		一本化				
診療行為に係る死因究明制度の創設に関する意見書 (案)	名自	可決	修正				
中小企業等への支援策の強化に関する意見書 (案)	名自		一本化				
スポーツ振興の充実に関する意見書 (案)	名自	否決					
労働者派遣制度に関する意見書 (案)	名自	可決	修正				
社会保険中京病院の存続に関する意見書 (案)	共産	可決				修正	
原油・燃料高騰に関する意見書 (案)	共産	可決			修正		
子家庭への児童 養手当支給を求める意見書 (案)	共産	否決					
食の安全確保に関する意見書 (案)	公明	可決					

ゴシック字は可決された意見書 議運に提案された段階での態度 =賛成 =反対 =保留  
 が1つでもあれば議案として本会議に上 されません。

共産：日本共産党 民主：民主党 自民：自民党 公明 公明党 名自：名古屋市会自民党

《採択された意見書》

**銃刀法の改正・強化に関する意見書**

長 県 世保市のスポーツクラブでの 事件や、東京都 葉原での無差別 傷事件など、 や イフを使用した犯 が多発し、大きな社会問題となっている。

これら 類を用いた犯 の 延は、市民の平 なる生活を かすものであり、治安に係る危機的な事態であると重く受けとめ、犯 の のための取り組みを強化することが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要求する。

- 1 類を使用した犯 の発生に際しては、市民生活の安全に係る重大な事態であると受けとめ、徹底的な 査を行うとともに、再発防止策を講ずること。
- 2 やスポーツ 等の合法 の所持については、ストーカーや 行為を行った場合は不許可とするなど、所持許可申請の手続を厳格に行うとともに取り消し事由が発生したと認定できる前の段階であっても、一定の期間鉄 を提出させて 置できるようにすること。
- 3 合法 に用いる実 については、厳格な管理を行うこと。
- 4 ダガー イフ等、有用性が低くかつ危険性の高い 物については、その所持を原則として禁止するなど、イフ規制のあり方を見直すこと。
- 5 以上の点に係る見直しを進め、 法を初めとする関連法令について、改正を行うこと。

### 地域における雇用・就業対策の拡充強化に関する意見書

が国の雇用環境は依然として厳しい情勢が続いており、非正規雇用の労働者が全体の3割を超えている。こうした状況の中で、非正規雇用と正規雇用との労働条件の格差を 正すること、日雇い派遣等の問題を抱える労働者派遣制度を見直すこと、長時間労働による心身の健康被害、過労死や過労自 を防ぐために労働時間の 縮を図る対策を拡充すること、非正規雇用の割合が多い若年層に対して安定した就労に向けた支援をすることなどが課題となっている。

また、人口減少時代の到来により労働力不足が危 される中、雇用。就業対策は従来の縦割り行政のもとで行うのではなく、教育・労働・産業の各分野における人づくり政策、教育施策と連携を図った上で、地域の実態に合わせて総合的に推進する必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 パート社員、有期契約社員等と正社員との間の合理的な理由のない格差を 正し、均等な待遇を実現すること。
- 2 一時的・臨時的雇用としての労働者派遣の原点に立ち り、雇用が不安定で労働安全衛生管理などの使用者責任が不明確な日雇い派遣の禁止を含め、制度の見直しを行うこと。
- 3 メンタル ルスの不調、過労死、不払い残業などをなくし、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した労働時間の実現を目指すよう、指導 の強化及び労働時間 縮のための労使の取り組みを支援・促進すること。
- 4 地域の雇用情勢に即した介護・医療・教育・環境・防災など公的分野での雇用拡大、新産業の育成や P Oの振興による雇用創出など地域主体の実効性ある雇用施策を実施すること。
- 5 雇用が不安定な若年者の就労を促進するため、職業安定所において求職から就職まで個人アドバイザーによる相談・助言をマン・ツー・マンで実施し、教育・職業訓練などの支援策を確立すること。
- 6 特に厳しい状況にある障害者雇用について、障害者法定雇用率達成に向けてより厳正な運用に努めるなど、障害者の雇用促進を図ること。

### 中小企業対策の充実・強化に関する意見書

日本経済は、 気の先行きについて厳しい報告がなされるなど、 気減速への懸念が広がっている。特に中小・ 細企業は、原油を初めとする近年の原材料価格高騰の影響を受け、非常に厳しい状況下に置かれており、中小企業等に対する 施策を充実・強化することは喫緊の課題である。

国においては昨年12月に原油価格高騰の影響を受ける中小企業等に対する緊急対策に続き、本年8月には安心実現のための緊急総合対策を取りまとめたところであるが、国の中小企業対策予算は、昨年度よりは増加したものの、依然として余りにも小さな規模にとどまっており、こうした事態を 開し、 が国の雇用の大多数を支え、日本経済を支える となっている中小企業等を活性化するためには、中小企業等の資金繰り対策の拡充や下請取引の適正化など、中小企業対策をより一層充実・強化することが必要である。

よって名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 中小企業対策予算の増額を図りつつ、創業促進と新分野への進出支援を行うこと。
- 2 政府系金融機関における無担保融資の拡大を初め、中小企業等に対する資金供給の円滑化を推進するとともに、原材料価格の高騰に対応した新たな保証制度を導入すること。
- 3 下請事業者の相談体制を拡充するとともに、下請取引の適正化に努めること。
- 4 独占禁止法等の厳正な運用を図るなど下請事業者保護対策を強化し、中小企業等の経営に不公平な取引の是正に努めること。

### 医療提供体制の充実に関する意見書

地域における医師等の医療従事者不足は深刻な事態となっており、我が国における医療は壊滅の危機に瀕している。

医師不足の深刻化には、病院勤務医の過剰な勤務実態による医師の離職などのほか、産科医については、高い訴訟リスクや仕事内容と比べた際の待遇面の問題などがある。今後迎える超高齢社会において、国民が安心して暮らしていくために、必要な医療を必要な時に受けられる体制を整備することは大変重要な課題であり、実効性ある医師不足対策等を実施し、医療提供体制の充実を図ることが急務である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項の実現を図るよう強く要望する。

- 1 産科・小児科に係る診療報酬を一層充実するとともに、医師の養成、確保について抜本的な方策を講ずること。
- 2 病院勤務医の過重労働の軽減や処遇の改善につながると同時に病院経営を適切に保つために必要なさらなる施策を講ずること。
- 3 各診療科の医師数の数値目標を明示すること。
- 4 小児救急医療体制の整備促進及び地域における開業医と病院との連携強化など産科医療連携体制の整備を強力に支援すること。
- 5 地方公共団体による医師確保策を支援すること。
- 6 医師等の資質向上に向けた研修機会の拡充や労働条件のさらなる改善を図ること。また、離職した医師等の復帰支援のための研修制度を整備すること。

### 教育予算の大幅な拡充に関する意見書

我が国における教育機関への公的な財政支出の対GDP比率は、OECD加盟国の平均5%を大きく下回る3.4%にすぎず、加盟国の中で最低となっており、教育現場の改善に向けた教育予算の拡充が必要不可欠となっている。

特に、我が国の1学級当たりの平均的な児童・生徒数は外国と比べて大幅に上回っているため、児童・生徒1人当たりの教員数を拡充し、個々に応じたきめ細やかな指導を行うことが重要である。

また、高校教育について、公立高校と私立高校の授業料などの格差の軽減を進めていくことが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、教育予算を大幅に拡充し、OECD加盟国平均並みの学級規模となるよう教員数の拡充を図るとともに、公立高校の保護者負担の軽減及び私立高校に通学する生徒の保護者へ就学支援金の給付を行うなど、教育の一層の充実を図るよう強く要望する。

### 国外で作成された歯科補てつ物等に関する意見書

歯科医療用の補てつ物等について、近年、国外で作成されたものが出回るようになり、その品質や安全性に対する懸念が生じている。

こうした国外で作成された歯科補てつ物等が出回る深刻化には、国内で作成するより大幅に安く済むといったコスト的な面に加え、歯科補てつ物等が品質面で、税関を通過できるといったことがある。

このような中、国においては、平成17年9月に歯科医師に対し、国外で作成された歯科補てつ物等を患者に供する場合は十分な情報提供を行うよう指示しているが、国民が安心して歯科医療を受けることができるように、

歯科補てつ物等の品質や安全性確保に向けて一層踏み込んだ対策が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、歯科補てつ物等の 入取り扱いに関する法整備を行うなど、歯科補てつ物等の品質や安全性の確保により積極的に取り組むよう強く要望する。

### 少子化対策に関する意見書

が国では、今後一層少子化・高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来する見通しの中で、経済社会へのさまざまな影響が懸念されている。

政府においては、これまで少子化対策に取り組んでいるところであるが、国民の結 や出産の動向と結 や出産に対する 望は大きく 離れているのが現状である。

結 や出産は個人の決定にゆだねられるものであるが、子育てにかかる経済的負担など 離を生み出している社会的な要 を除去し、国民の 望する結 ・出産・子育てを可能にする社会的基 を構築することが喫緊の課題となっている。

よって名古屋市会は、国会及び政府に対し、子育て世帯の支援ニーズに対応した現金給付や税制を通じた総合的な経済支援の実施など 括的な次世代育成支援の 組みを構築するとともに地方の子育て支援事業に対し十分な財政 置を講ずるよう強く要望する。

### 新型インフルエンザ対策の推進に関する意見書

近年、人から人へと感 する新型インフルエン の出現が強く危 されている。この新型インフルエン は人類のほとんどが免 を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）が発生した場合には、 が国においても大きな健康被害と、これに う社会的影響が生ずることが懸念されている。

こうした中、国は新型インフルエン 行動計画の策定や インフルエン ウイルス の備 などの対策を講じてきたものの、新型インフルエン による国民の健康被害を最小限にとどめ、これに う社会・経済機能の混 を回避するため、には、その発生を早期に発見し、適切な対策を講ずることが重要であり、国及び地方公共団体はより一層の新型インフルエン 対策を講じなければならない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 プレパンデミックワクチンやパンデミックワクチンに係る具体的な接種計画を示すとともに、プレパンデミックワクチンを全国民分準備すること。
- 2 必要な医 品を確実に提供するため、 インフルエン ウイルス の備 強化に向け備 計画を改めて検討するとともに、地方公共団体が行う備 に対し必要な財政 置を講ずること。
- 3 感 防護 や医療資器材の整備のための標準規格等を示すとともに、各地方公共団体に対し必要な財政 置を講ずること。
- 4 医療体制の整備など、地方公共団体が行う新型インフルエン 対策に対し必要な財政支援を講ずること。

### 道路特定財源の暫定税率失効による歳入欠陥に関する意見書

昨年度末以来の 税特別 置法改正案等に関する国会審議の中で、ガ リン税を初めとする道路特定財源の定税率が期限切れで失効し、地方財政に大きな影響を及ぼしているところである。

このような中、本年5月に 議決定された「道路特定財源等に関する基本方針」においては、「ガ リン税などの 定税率の失効期間中の地方の 収については、各地方団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において適切な財源 置を講じる。その際、地方の意見にも十分配慮する。」とされているが、早急なる実施が求められるところである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、道路特定財源の 定税率失効による地方の歳入欠 については、地方特例交付金により早急にその全額を補てんするよう強く要望する。

### 診療行為に係る死因究明制度の創設に関する意見書

医療の安全確保は、 が国の医療政策上の重要課題であり、とりわけ死 事故について、その原 を究明し、

再発防止を図ることは国民の切なる願いである。

しかしながら、現在これを専らに行う機関がないのが現状であり、医療の透明性・信頼性を高める新しい制度が求められている。また、医療従事者が縮減することなく医療を行える環境を整えることは、医師不足対策の一環としても重要かつ喫緊の課題である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 医療死・事故の原因究明・再発防止を担い、医療の透明性・信頼性の向上を目的とした国の機関を早期に創設すること。また、この機関は、医療関係者の責任追及を月的としないこと。
- 2 その機関が調査中の案件についての調査は重に対応するとともに、調査機関に通知を行う場合には、故意の場合など悪質な場合に限定し、医療従事者が縮減することなく医療を行えるよう明確な基準を示すこと。
- 3 今後の論議については、関係者の意見を重に聞きながら進めること。

### 労働者派遣制度に関する意見書

近年、正規社員と非正規社員の賃金格差やワーキングプアの増大などが大きな社会問題となっている。

特に、インターネットカフェ等にあまりしながら日雇い派遣等の不変定な雇用形態で就労する若者の実態が明らかになるなど、我が国の将来にとって極めて慮すべき状況となっている。

このような中、国においては労働者派遣制度の見直しが検討されているところであるが、見直しに当たっては派遣労働者の雇用の安定や待遇の確保につながる制度を確立する必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 日雇い派遣について、労働者保護に問題のない業務等を除いて原則禁止とするほか、登壇型派遣について、常用型派遣を含む常用雇用へ切りかえる仕組みを設けるなど、派遣労働者の雇用安定策を講ずること。
- 2 マージン率を含む情報公開を法上義務づけるなど、派遣会社における事業の透明化・適正化を図ること。
- 3 違法派遣を行った派遣会社に対する処分の実効性を高めるなど、指導強化のための措置を講ずること。

### 社会保険中京病院の存続に関する意見書

社会保険中京病院は、本市における中核的な医療機関の一つとして、長年にわたり地域医療に貢献してきている。

地域医療が危機にある中で、本市は5カ所ある救命救急センターとして、また、熱傷に関する基幹病院として救急医療などを積極的に担っており、その医療機能が低下することになれば、本市の地域医療・救急医療体制は重大な影響を受けることになる。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、社会保険中京病院が地域医療・救急医療において果たしている役割を十分に踏まえて、引き続き地域の基幹病院として存続させ、その医療機能の充実に努めるよう強く要望する。

### 原油・燃料油の高騰に関する意見書

ガソリン・軽油の小売価格の最高値更新が続くなど原油価格の高騰はトラック運送業者、ガソリンスタンド、クリーニング店、ハウス裁縫家、業者等、燃料油を使う事業者に深刻な影響を及ぼしている。さらに、原油高騰の影響は、原材料費や物価の高騰とも相まって、食料品から生活用品に至るまで物価上昇を招き、消費者物価全般へ及ぼしつつあり、国民の暮らしと地域経済を直撃し、日本経済全体の先行きにとって重大な問題となっている。

国は「原油価格の高騰に際して中小企業、各業種、国民生活等への対策の強化について（基本方針）」に基づき、緊急対策に取り組みつつも、原油高騰の要因となっているヘッジファンドなどの国際的な投機資金の規制には、何ら対策を講じていないのが実情である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、原油・燃料油の高騰に際して中小企業、国民生活等への影響を緩和するため、次の事項を実現するよう、強く要望する。

- 1 中小・細企業や業者関係者等に対して燃料油の高騰に対応した支援を行うこと。
- 2 各国と協調して速やかに国際的な投機マネーを規制する方策を検討すること。

## 食の安全確保に関する意見書

やカビに汚された事故が不正転売されていたの不正規流通問題が全国的に拡大する中、学校給食での使用が明らかとなるなど、食の安全・安心が脅かされ、市民に大きな不安が広がっている。

国は、食の安全確保を最優先する観点から流通ルートに出てくる関係企業等の名前を公表するとともに、事故の売先に対する一点検を実施するなど、実態の早期解明に向けて取り組んでいるものの、いまだ問題の全容解明には至っていない。

また、メラミン混入のおそれがある食品の流通も指摘されている。

市民の安心を確保するためには、食品の流通ルートや使用状況を徹底的に調査し、それらの情報を積極的に公開することを初め、安全・安心な食品の供給体制を構築することが必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項について早急に対策を講ずるよう強く要望する。

- 1 食品の流通経路と使用状況を明らかにするとともに、それらの情報を積極的に公開すること。
- 2 不安を感じる国民や被害を受けた業者に対する相談窓口を拡充すること。
- 3 風評被害も含めた関係業者の被害拡大を防止するために必要な支援策を講ずること。

## 《採択されなかった日本共産党提案の意見書案》

### 父子家庭への児童扶養手当支給を求める意見書(案)

近年、さまざまな原因によって母子・子家庭という配者のいない「ひとり親家庭」が増加している。しかし、児童養育手当法に基づく児童養育手当は、どんなに収入が低くとも子家庭はその対象とされていない。

生労働省の「全国母子世帯等調査」(平成18年度)によれば、子家庭の平均年収は421万円で、母子家庭の213万円を上回っているが、全世帯の平均年収と比較すると、子家庭の平均年収は7割程度であり、年収300万円未満の子家庭も37.2%となっている。子家庭の親も、子育てのためにパート・アルバイトなど低金の仕事につかざるを得ない実態もあり、一部の世帯を除けば、子家庭への経済的支援の必要性にかわりはない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、児童養育手当の支給を子家庭も対象とするよう法改正することを強く要望する。

# 2007年度決算に対する反対討論(10月15日)

## 市民生活が大変な時に、市民負担を増大する一方、大企業を優遇するなど、市民の願いに反した決算は認められない

### 梅原紀美子 議員



貧困と格差の中、国に追随し市独自の福祉を切り捨てた市政

【梅原議員】平成19年度一般会計決算について、日本共産党名古屋市議団を代表して、認定に反対の立場から討論いたします。

昨年度、労働者の金が8年連続で減り続け、中小業者や年金生活者も収入減になるなど市民生活は一層厳しくなりました。

この様なとき自治体の役割は、市民生活を守り住民の暮らし、福祉を守る立場で、生活改善に努

めることです。しかし名古屋市は国の言いなりになるだけでなく、市のすぐれた独自の施策を投げ捨ててきました。

以下具体的に反対理由を述べます。

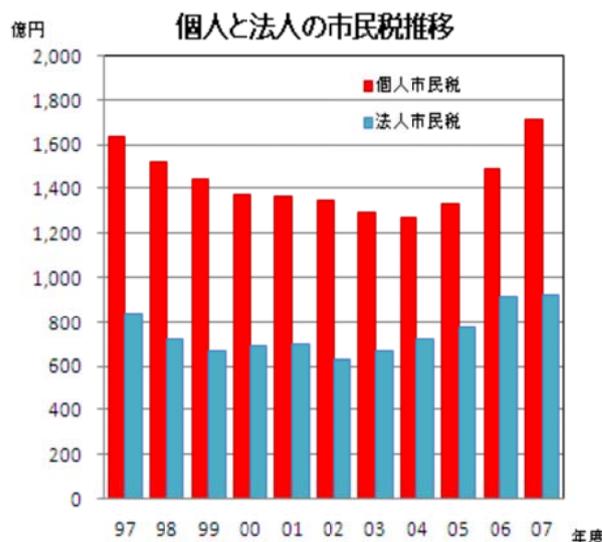
### 124億円の市税負担増など市民犠牲を推進

第1は、増税と使用料値上げにより、市民に重い負担を押し付けたことです。

苦しい生活を余なくされている市民に、定率減税の廃止、非課税置の廃止、老年者除を廃

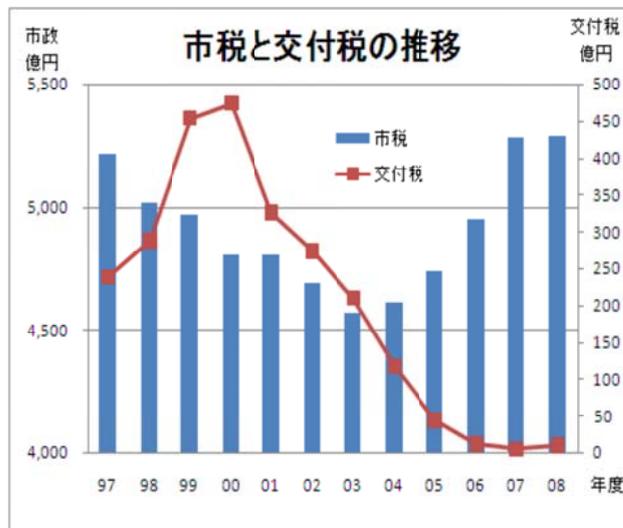
2007年度 歳入歳出決算総括表 (千円)

会計別	歳入	歳出	差引額
	決算額	決算額	
一般会計	965,280,161	961,768,504	3,511,657
特別会計	1,301,912,869	1,298,381,934	3,530,934
交通災害共済	684,958	68,495	0
国民健康保険	213,539,957	213,149,833	390,124
老人保健	167,047,374	168,794,900	△1,747,526
介護保険	112,425,549	107,906,947	4,518,602
母子寡婦福祉資金貸付金	926,194	891,446	34,747
農業共済	82,095	50,905	31,189
市場及びと畜場	7,156,349	7,156,349	0
市街地再開発	2,071,563	1,958,233	113,330
墓地公園整備	1,405,271	14,051,271	0
基金	100,688,547	100,687,974	572
用地先行取得	26,443,724	26,443,724	0
公債	670,057,745	669,867,852	189,893
計	2,267,193,030	2,260,150,438	7,042,591



企業会計 2007年度 決算総括表 (千円)

区分	総収益	総費用	純損益	当年度未処分利益剰余金 (△は欠損金)
病院事業	20,812,934	24,725,139	△3,912,205	△11,984,727
水道事業	50,989,152	49,558,848	1,430,303	1,430,303
工業用水道事業	864,158	812,483	51,675	309,160
下水道事業	77,123,833	75,611,692	1,512,141	1,512,141
自動車運送事業	25,507,549	23,510,442	1,997,107	△54,238,808
高速度鉄道事業	83,140,634	84,990,369	△1,849,734	△320,372,041
総計	258,438,263	259,208,976	△770,712	△383,343,973



止するなど格差と 困を広げました。名古屋市は国に追 して市民税等の税制改正を行い、市民の負担額は124億円増加しました。特に所得の低い人には一層の負担が押し付けられました。さらに、市民税が上がれば国民健康保険料、介護保険料が上がって、 ダルマ式に負担はふえました。このことは私どもが数年前から指摘してきたところです。

さらに名古屋市立幼稚園・高校の授業料や、市

営住宅家 や地域スポーツセンター使用料の値上げをしました。

### 低所得者へ大きな負担をおしつけ、社会保障を切り捨て

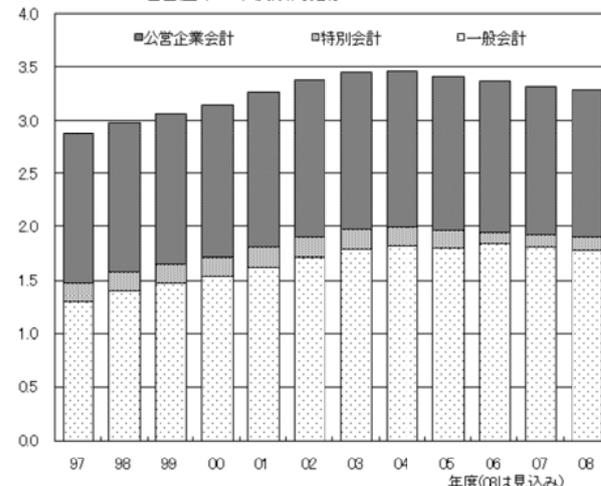
第2は、低所得者に大きな負担を強いて、社会保障の切り捨てを行ったことです。

国民健康保険では、市はこれまでの方針を転じて、保険料を1年以上払えないと保険証を取り上げ、資格証明書を発行しました、資格証明書では病院窓口負担が10割自己負担です。資格証明書の人は実質、病院にかかれません。名古屋市は、子どもの医療費無料化の制度を拡充しましたが、

性質別経費の推移(普通会計)

区分	2006年度		2007年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
	百万円	%	百万円	%
義務的経費	477,395	48.5	492,747	50.4
人件費	182,840	18.6	187,876	19.2
扶助費	147,506	15	153,572	15.7
公債費	147,049	14.9	151,299	15.5
投資的経費	1,221,200	12.4	116,721	12.0
その他	385,120	39.1	367,040	37.6
物件費	75,568	7.7	77,122	7.9
維持補修費	25,676	2.6	26,054	2.7
補助費等	127,650	13	113,591	11.6
積立金	2,149	0.2	2,066	0.2
投資及び出資金	13,686	1.4	12,724	1.3
貸付金	79,917	8.1	79,188	8.1
繰出金	60,474	6.1	56,295	5.8
合計	984,715	100	976,519	100

名古屋市市の市債残高推移



基金残高 2008年3月末現在 (単位:千円)

種別	土地	動産	有価証券	現金	運用金	合計	06年度末	増減
教育基金	(1,616.66㎡) 10,938千円	-	-	85,392	-	96,330	87,646	8,684
火災等損害てん補積立基金	-	-	39,478	8,680,421	-	8,719,899	8,613,573	106,326
住宅敷金積立基金	-	-	-	14,415,266	-	4,415,266	3,942,583	472,683
名古屋城整備積立基金	-	-	-	25,582	-	25,582	24,203	1,379
名古屋城本丸御殿積立基金	-	-	-	1,733,111	-	1,733,111	696,058	1,037,053
交通災害共済積立基金	-	-	-	827,202	-	827,202	1,095,273	▲ 268,071
文化振興事業積立基金	-	-	-	1,405,605	-	1,405,605	1,441,001	▲ 35,396
国際交流事業積立基金	-	-	-	2,270,030	-	2,270,039	2,270,037	2
大規模施設整備積立基金	-	-	-	1,090	-	1,090	1,083	7
高速度鉄道建設積立基金	-	-	-	43,138	-	43,138	42,852	286
環境保全基金	-	-	-	606,800	-	606,800	606,800	0
中区役所等管理基金	-	-	-	1,581,460	-	1,581,460	1,603,113	▲ 21,653
介護給付費準備基金	-	-	-	1,214,443	-	1,214,443	1,205,856	8,587
公債償還基金	-	-	55,040,136	68,260,096	32,300,000	155,600,232	146,898,013	8,702,219
財政調整基金	-	-	-	3,221,240	-	3,221,240	2,121,636	1,099,604
計	1,616.66㎡ 10,938	-	55,079,614	94,370,891	32,300,000	181,761,443	170,649,734	11,111,709
定額資金の運用	12,787.20㎡ 1,443,065	-	-	2,556,934	-	4,000,000	4,000,000	0
市税還付金等繰替	-	-	-	13,231	268	13,500	13,500	0
美術品等取得	-	88点 419,032	-	80,967	-	500,000	500,000	0
小計	12,787.20㎡ 1,443,065	88点 419,032	-	2,651,132	268	4,513,500	4,513,500	0
合計	14,403.86㎡ 1,454,003	88点 419,032	55,079,614	97,022,023	32,300,268	186,274,943	175,163,234	11,111,709

対象となる子どものいる家庭まで、資格証明書を発行しせっかくの制度を事実上使えなくしてしまいました。こんなにひどいことが起こっているのです。許せないではありませんか。

### 子育て支援はごく一部、保育や教育環境の充実に背を向ける

第3は、子育ての公的責任を後退させ、教育環境を悪化させたことです。

昨年度は「子ども条例」を制定しましたが、一方では「保育施策の在り方指針」を作成して公立保育園の民営化計画を進めました。このことは公民一体で進めてきた名古屋の保育の公的責任を後退させるものです。

小中学校の標準運営費、高校の運営費はどんどん削られ、児童1人当りの予算は、10年前と比較すると6割に削られています。施設修繕費も削られ雨漏りの修繕にも支障をきたしました。子どもの教育予算を削ることは「子ども条例」の精神にも反します。

### これでいいのか、高層ビルに補助金、本丸御殿には執着

第4は、不要不急の大型公共事業や税金の無駄使いをしたことです。

名古屋駅前の超高層ビル・スパイラルタワーズ

の建設に、名古屋市は計で8億円の補助を出しました。補助理由の1つは「公共用通路」を建設したからと言います。しかし、地下通路は三井ビルどうしをつなぐものであり、通勤時以外に人通りはなくとしています。大企業のために多額の税金を投入するのは問題です。

本丸御殿の復元に関しては、市民の生活が困難になっている中で、なぜそんなに急ぐのかという声が多くあります。市民の理解を得られていないので、50億円の目標である寄付は、半分も届いていません。

名古屋食市場株式会社に、卸売機能強化を理由に補助金2億5千万円の支出をしました。計で20億円になります。この支出は南部市場への一元化を理由にフジクグループに支払った59億円の営業権譲渡代金を結局税金で埋めするもので問題です。

### 人件費削減のための民営化や営利企業化で市民サービスが後退

第5は、自治体の営利企業化・民間委託をすすめる、市民サービスを後退させたことです。行財政改革の名のもとに、公の施設の廃止・民営化や指定管理をすすめる、本市の行政の営利企業化をすすめました。人件費削減のため非正規雇用の導入で、公共職場にもワーキングプアが広がりました。大車では民間委託によって、運転手の人員削減と給与が一層切り下げられました。

長年市民に親しまれてきた市民会館の名を5千万円の収入と引き換えにネーミングライツで変更しました。名前を変えて、所在地までわからなくなるなど、名変更に市民の間で違和感が広がっています。特定の大学の名前を付けたため、8件ものキャンセルがありました。

### 市民の願いにそむく決算だ

以上、市民は暮らしを支えてほしいと願っています。この市民の願いに向け、国に追いつき、従前の市独自の施策についても削った今回の決算を認めることはできません。これで反対討論を終わります。

主な財政指標の15政令指定都市比較 (平成18年度普通会計決算)

区分	経常収支比率 (%)	公債費比率 (%)	義務的経費割合 (%)	投資的経費の割合 (%)
	財政構造の弾力度 (高いほど悪い)	財政の硬直性 (高いほど悪い)	経常収支比率の上昇要因 (高いほど悪い)	
名古屋市	94.7⑤	16.9⑪	48.5⑧	12.4⑩
札幌市	94.3⑥	18.1⑥	48.4⑨	9.1⑮
仙台市	93.2⑧	22.0③	45.2⑫	18.5⑤
さいたま市	84.2⑭	11.7⑮	43.9⑭	20.8②
千葉市	93.2⑧	17.5⑧	49.3⑦	19.8③
川崎市	85.5⑬	17.4⑨	53.1④	14.3⑧
横浜市	91.4⑩	16.4⑬	47.0⑩	16.1⑥
静岡市	83.5⑰	17.0⑩	45.5⑪	24.1①
京都市	95.2④	16.7⑫	51.3⑤	13.1⑨
大阪市	99.7①	18.1⑥	53.5②	9.5⑭
堺市	93.1⑩	13.6⑭	53.2③	10.8⑫
神戸市	96.6②	23.6②	55.6①	10.5⑬
広島市	95.8③	18.6④	50.1⑥	11.7⑪
北九州市	94.2⑦	18.4⑤	43.1⑮	19.5④
福岡市	89.0⑫	24.1①	44.7⑬	14.6⑦

新潟市及び浜松市は平成19年度から政令指定都市に移行

# 各常任委員会の概要(決算の質疑)

《決算審査の委員会予定》

委員会			総務環境	財政福祉	教育子ども	土木交通	経済水道	都市消防
3日	金	10時	決算説明	決算説明	決算説明	決算説明	決算説明	決算説明
6日	月	10時	質疑(総務)	質疑(財政)	質疑(子ども)	質疑(緑政土木)	質疑(市民経済)	質疑(住宅都市)
7日	火	10時	質疑(環境)	質疑(健康福祉)	質疑(教育)	質疑(交通)	質疑(水道)	質疑(消防)
8日	水	13時	総括(総務)	総括(財政)	総括(子ども)	総括(緑政土木)	総括(市民経済)	総括(住宅都市)
9日	木	10時	総括(環境)	総括(健康福祉)	総括(教育)	総括(交通)	総括(水道)	総括(消防)
10日	金	11時	意志決定	意志決定	意志決定	意志決定	意志決定	意志決定

総務局

## 職員定数削減 病気休職者、特に精神疾患が増加 削減してさらに欠員・・・臨時職員や若年嘱託で補充

総務局の2007年度決算審査で、山口きよあき議員は行政評価の在り方や職員削減の影響、外国人の  
・離 職、裏金問題、総合交通戦 などについてた  
だしました。

### 市民の声をきかない行政評価でいいのか

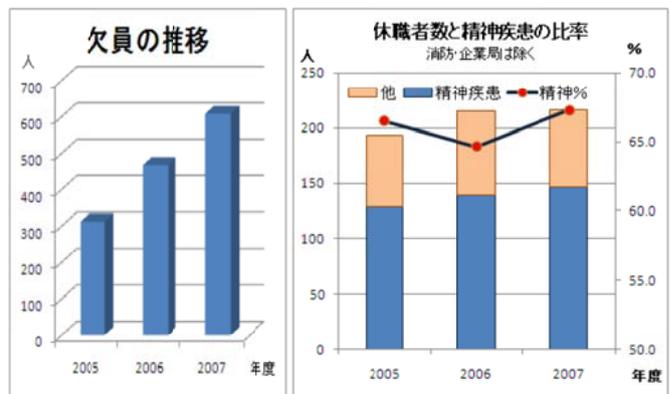
山口議員は、市民の声もきかず、施策についてのまともな調査もしないままに行政評価が行われ、市民に必要な施策を削る口実にされていることを指摘し、そのあり方をたしました。

職員定数削減の中で、さらに年度当初から数 人もの欠員を生み出し、若年 託に置き えたり 託、再任用でカバーしているのが実態です。また職員の病気による休職者の実態を見ると、休職者のうち精神性疾患によるものが6割以上となり、定数が削減された上に欠員では仕事が しくストレスもたまり精神疾患が増える要 となっているとも言われています。

山口議員はパートや 託職員が市の多くの仕事に

従事している実態について、非正規職員の人数把握をどのようにしているのか、派遣の利用実態はどうなっているのか、とたしました。市は「臨時職員は 期に物件費として利用しているが、派遣の利用状況はつかんでいない」という回答でした。

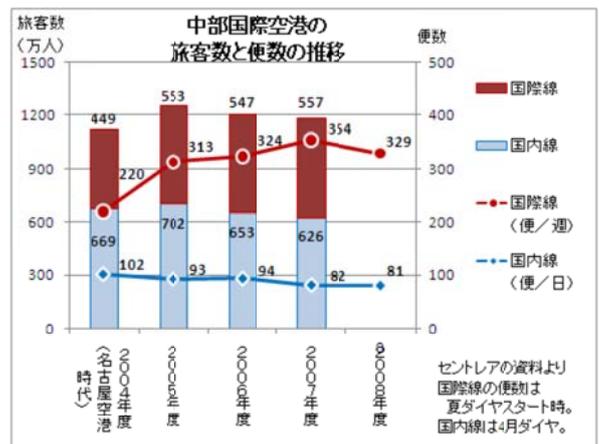
市役所の裏金問題について、この間裏金を見つけられなかった原 と対策を明らかにし、市民に信頼される市政を取り すよう、強く求めました。



## 中部国際空港の利用が減少 2本目滑走路は必要ない

山口議員は中部空港の利用実態をたしました。名古屋市は空港対策費の中で、中部空港の利用促進協議会をつうじて地元企業に利用を呼び けたり、2本目 走路の推進を行っています。

中部国際空港の利用状況をみると、 客数は国際線はほぼ ばいですが、国内線は連続して減少し、便数も減少しています。頼みの 物も減少し、国内



物の定期便は無くなってしまいました。  
山口議員は、利用実態を見ても2本目 走路は必

要ないと指摘し、ものづくり文化交流拠点構想など  
の事業も見直し、暮らし優先の市政を求めました。

環境局

# 2010年のCO<sub>2</sub>排出削減目標は達成できるか なんでも燃やすごみ処理では温暖化防止に逆行

名古屋市は1990年から2010年までに温室効果ガスを10%減らすことを目指しています。しかし大半を占めるCO<sub>2</sub>は1990年より排出量が増えているのが実態です。家庭やマイカー、オフィスなどからの排出量が増えているためです。家庭向けには様々な取組・啓発が行われていますが、自動車流入規制や事業所での大きな取組が必要です。

名古屋市は事業所に地球温暖化対策計画書の作成と実施結果の報告書を求めています。2007年度までの最初の3年間の実施結果報告書によれば、提出された310事業所で776万トンのCO<sub>2</sub>が765万トンに、中電などエネルギー供給事業所を除くと440万トンが398万トンに減少しています。しかし、中電など約半数の事業所は減らずどころか増加させています。

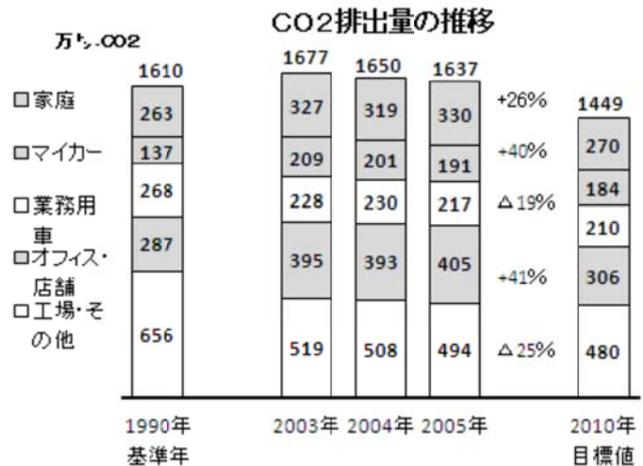
温室効果ガスの排出量推移 (排出量単位：万トン-CO<sub>2</sub>)

区分	1990年 基準年	2003年	2004年	2005年	2010年 目標値
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量	1,610	1,677	1,650	1,637	1,449
基準年比		+4.2%	+2.5%	+1.7%	△10%
温室効果ガス総排出量	1,739	1,748	1,715	1,694	1,566
基準年比		+0.5%	-1.4%	-2.6%	△10%

今後、緑区でのゴミの新焼 施設が完成し、ガス化 融 でなんでも燃やせば埋め立てがなくなるとか、不燃ごみのプラスチックも、電機やコークス源にはなるものの、結局は燃やしている実態を見直すなど、思い切った対策が必要です。

## 藤前干潟を活かした環境施策を

決算審議の中で、前干の保全について、ラムサール条約に登 した以上、一步も足を踏み入れるべきではないと、条約の趣旨にそむく発言が他党の委員からありました。



# 大気汚染の改善と被害者救済を

測定局28局中10局だけがNO<sub>2</sub>の環境目標を達成  
浮遊粒子状物質は7か所で基準越え

環境局の決算審査で、山口議員は大気汚 の現況と対策をただし、大気汚 の改善と被害者救済をすすめるよう求めました。

大気汚 の 定結果でも、まだ改善は不十分です。いっそうの努力を促しました。

大気汚染常時監視結果 (2007年度)

測定局	箇所数	二酸化窒素	浮遊粒子状物質
一般環境大気測定局	17カ所	10カ所で環境目標(0.04PPM)を達成	4カ所で環境基準(0.10mg/m <sup>3</sup> )を超えた
自動車排出ガス測定局	11カ所	1カ所で環境基準(0.06PPM)を超えた	3カ所で環境基準(0.10mg/m <sup>3</sup> )を超えた

各地の特定呼吸器疾病医療費助成制度

自治体名	対象者	対象疾病	助成内容
東京都	18歳未満	注1	自己負担額
	18歳以上	気管支ぜん息	
川崎市	20歳未満	小児ぜん息	自己負担額
	20歳以上	気管支ぜん息	自己負担額(医療費の1割分を除く)
東海市	全年齢	注1	自己負担額
大阪市	15歳未満	注1	自己負担額(一定額を除く)
吹田市	全年齢	注1	自己負担額
東大阪市	15歳以下	注2	自己負担額

注1：慢性気管支炎 気管支ぜん息 ぜん息性気管支炎 肺気腫  
注2：気管支ぜん息 ぜん息性気管支炎

財政局

# 定率減税廃止などで市民税が124億円の負担増 国保・介護保険料に反映し雪だるま式の重圧に

## 影響額は前年の85億円を大きく上回る

07年度の個人市民税の決算額は1,650億3600円で、財政局は税制改正の影響等により前年度決算額より159億6700万円増えたとしています。くれまつ議員の質問で、影響額が税源移譲や定率減税廃止など124億3900万円であり、06年度の85億8800万円を大きく上回ることがわかりました。

財政局は税源移譲分について、「所得税が減りトータルでは市民の負担は変わらない」と述べましたが、くれまつ議員は、「06年度の老年者 除の廃止や公的年金等 除の縮小に加えて、07年度の定率減税廃止による59億円の負担増などで市民生活が厳しくなっているのは明らか。国保や介護保険料にも影響して家計を している」と指摘しました。

また、低所得者向けの減免では前年比で約3,300

## 個人市民税における税制改正の影響額 (07年度)

改正内容	対象人員	影響額
所得税から市民税への税源移譲 (一律6%)	105万人	69億2900万円
分離課税に係わる市民税と県民税との税率改正	3万人	△6億2400万円
定率減税廃止	105万人	59億8800万円
65才以上非課税措置廃止の経過措置(税額を2/3に)	4万人	1億2300万円
夫と生計同一の妻への均等割非課税措置の廃止	9万人	2300万円
合計		124億3900万円

人増加、減免額も 個人市民税の減免(低所得者) 7千万円増えています。

	06年度	07年度
適用人員	117,620人	120,976人
減免額	4億6千万円	5億3千万円

福祉局

# 乳幼児の家庭からも国保保険証とりあげ 受診抑制につながる資格証明書の発行やめよ

## 乳幼児35名に資格証明書

国保の保険料を1年以上滞納し、「資力があるのに払わない」と見なされると保険証を取り上げられ、資格証明書が発行されます。名古屋市は05年度18件と抑制してきましたが、06年度から姿勢を転し672件に増加、07年度末は1,084件になっています。

くれまつ議員の「資格証明書は子どもがいる世帯にいくつ発行したのか」との質問に、健康福祉局は、「07年度の年齢別データはないが、08年8月に国の指示で調査したところ35名の 幼児に発行した」と

## 国保の短期被保険者証、資格証明書発行件数

	06年度	07年度
短期被保険者証	22,022	18,942
資格証明書	672	1,084

答弁しました。保険証がなくては 幼児医療無料化が受けられません。くれまつ議員は子どもがいる世帯には資格証明書を発行するべきではないと主張しました。また、07年度の資格証明書による受診は窓口負担が10割負担になることから31人とどまったこともわかりました。

# 介護保険は65億円の黒字、「保険料負担軽減にいかす」 市答弁

第3期介護保健事業は 06年度に続き07年度も 字です。くれまつ議員は「07年度の65億円の 字(不用額)の具体的な中身は何か」と質問し、健康福祉局は「地域 着型サービスの利用が計画を下回ったことで約40億円、保険料で22億円」と答弁しました。「保険料の取りすぎだ。保険料の余った分はどうするのか」との質問には、「次の3年間に繰り越し、保険料の負担軽減に活かす」と答えました。

国では第4期に向けて介護報酬の改定などの議論

## 第3期介護保険事業計画の決算概要 (億円)

	予算現額	決算	不用額
06年度	1,084	1,018	66
07年度	1,144	1,079	65
08年度	1,001 (予算)	?	?

がされています。くれまつ議員は「介護保険料を引き下げよ」と要望しました。

## 介護ベッドなど貸しはがしやめよ

軽度者から介護ベッドや車椅子をとりあげる問題については、07年4月から貸与要件が緩和されたことで、貸与件数は少し増えました。また、くれまつ議員の「国は、軽度者に貸与することで手や足が動かなくなる場合がある、といていたがその例はあ

### 介護保険における特殊寝台・車椅子貸与人数

区分	特殊寝台		車椅子	
	06年度	07年度	06年度	07年度
全体	9,274人	9,674人	7,894人	8,467人
うち要支援1～要介護1	672人	1,084人	932人	862人

るのか」との質問に局は「把握していない」と答えました。

### 松原市長が介護保険料に言及 (中日新聞)

中日新聞(10/21朝)は、市長が20日の定例会見で「お年寄り1人当たり年5千円保険料をとりすぎた計算になる」として、市長が「『あれだけ残ったのだから(09年度は)下がると考えるのが普通』」と述べたと伝えています。

これについて健康福祉局は、「介護報酬引上げ等による保険料上昇を抑制するのに使う。即、現行の保険料より引き下がるということではない」、と市議団の問合わせに回答しました。

# 病院局 守山市民病院の「分娩廃止」予告で患者も分娩も減少

## 廃止直前は分娩件数が激減

守山市民病院では07年8月に「08年4月からの分娩廃止」との案内が掲示されました。産婦人科医の不足により医師を東市民病院に集中させ、外来診療のみ行うとの計画でした。くれまつ議員は、「守山市民病院の外来患者の減少が他の市立病院に比べて大きい。なぜか」と質問。病院局は分娩廃止の広報が影響したことを認め、城北病院へ患者を紹介したなどと答弁しました。また、分娩廃止直前の08年2月3月には件数が激減しました。

くれまつ議員は「市民にとってお産しづらい状況をつくっているのはまちがいない。分娩ができる体制を5病院につくるべきだ」と主張しました。

## 一般医療の提供が縮小している

産婦人科の外来患者数は、城北市民病院は増えて

いますが他の市立4病院は減少しています。

くれまつ議員は「一般医療の提供を減少させながら市立病院整備基本計画を進めている」と質問しました。病院局は「医師、看護師不足の限られた状況の中では、『選と集中』で城北市民病院に産科の2次救急を365日実施するなど、市立病院の役割を果たす」と整備基本計画を進める考えを示しました。

### 守山市民病院の産科外来・分娩

	06年度	07年度
外来患者数	9,547	8,598
( )は1日平均患者数	(39.0)	(35.1)
分娩件数	175	141

### 1-3月分娩件数

	06年度	07年度
1月	17	16
2月	11	8
3月	15	4



## 教育委員会

# 「がまんの限界」の学校運営費がさらに削減 修繕費も削られ校舎老朽化に拍車

年々削減され続けてきた小・中・養護学校の標準運営費や市立高校の運営費は、昨年度も小学校で、10%、中学校で8%、高校で6%の削減でした。

かとう典子議員は「4年前の決算審議で、当局から『そろそろ限界で必要な対応を考えたい』と答弁があつてからも減り続けている。これでは学校運営に支障が出ないはずはない」と追及しました。当局は「授業で使うプリントも、裏の紙を使うなど学校で工夫していただいている」とこたえました。

また、学校施設の修繕費についても大に削減さ

### 学校施設の修繕費の推移 (千円)

区分	2006年度	2007年度	
小学校	標準運営費(工事請負費)	450,654	406,140
	施設営繕費	516,072	340,282
	計	966,726	746,422
中学校	標準運営費(工事請負費)	261,249	239,355
	施設営繕費	229,227	224,329
	計	490,476	463,684
高等学校	標準運営費(工事請負費)	27,563	21,891
	施設営繕費	21,704	27,117
	計	49,267	49,008

れています。かとう議員の追及に対して、当局は「施設修繕についての学校からの申請に対して7割程度しか答えられていない」と実態を明らかにしました。

かとう議員は「ピーク時と比べれば、修繕費も6割。先の豪雨で雨漏りが多発したが、子どもたちが学ぶ施設がこんな状態ではいけない」と指摘しました。

青少年局  
こども

## 病児・病後児保育は全区で実施を 地域偏在で利用者に偏り



日本共産党市議団は、政令指定都市で一実施していなかった病児・病後児保育の実施について繰り返し議会で要求してきました。その結果、2005年度に1カ所で開始し、2007年度からは、「病児・病後児デイケア事業」として医療機関での病児保育も含めて6カ所での実施が実現しました。しかし、利用料が他都市と比べて高いことや、地域的に在しているなど問題点もあり、さらなる充実がもとめられています。

かとう議員は「市内の中心部や東北部には実施機関がなく、利用が限られている。利用料の軽減とともに、各区に1カ所は実施し、誰もが利用しやすくすべき」と求めました。



病児病後児デイケア事業 居住区別利用実績 (2007年度)

区分	単独型	保育所型	医療機関型				計
	すすく北(北区)	すすく港(港区)	ひよこ(中村区)	にこにこ(南区)	なずな(緑区)	プチポケット(天白区)	
千種	39	0	2	0	4	28	73
東	21	0	0	0	0	0	21
北	94	0	0	0	0	0	94
西	79	0	16	1	0	0	96
中村	6	2	77	5	0	0	90
中	11	0	7	7	1	4	30
昭和	2	0	1	6	0	16	25
瑞穂	1	1	0	5	11	36	54
熱田	0	8	0	8	3	0	19
中川	27	41	53	5	2	6	134
港	0	92	0	25	0	2	119
南	0	0	0	124	1	14	139
守山	45	0	0	0	1	22	68
緑	0	0	0	79	602	74	755
名東	2	0	1	0	18	61	82
天白	0	0	0	1	46	480	527
計	327	144	157	266	689	743	2326

緑政  
土木局

## 国直轄道路の支出やめ生活道路重視に転換を

国直 道路事業負担金は、国が道路事業を行う場合、法、政令の定めに基づいて自治体の財政事情を考慮せずに通知されるもので名古屋市では128億円もの負担になっています。本市の負担割合は「新築・改築」が1/3 「維持」4.5/10、「共同」1/2となっています。

江上議員は「国直 道路事業負担金だけは道路関

係予算の中で増えている。自治体負担が問題でありなくすべきだ」と質問。緑政土木局は「21年度の国への要望で廃止を求めている」と答えました。

江上議員は、「内 高線は地元住民が訴 して反対している。市街地にふさわしくない道路だ」、「地元住民が反対する都市高速道路建設促進のため、江川線等の有料道路支援関連事業を進めたことも問題」と指摘し、生活道路重視への転 を求めました。

国直轄道路事業負担金 (百万円)

区分	路線名	主な内容	負担金
新築・改築	1号 22号 23号 302号	1号一色大橋三日月橋、 23号環境対策等	8,377
共同溝・電線共同溝	1号22号41号 153号302号	153号一本松電線共同溝 302号鳴海共同溝等	2,438
維持・修繕	1号19号22号 23号41号等	23号新瑞橋橋梁補修等	1,358
交通安全	1号19号等	自転車歩行者道整備等	650
合計			12,823

### 有料駐輪場は地球に優しい自転車利用を抑制

江上議員は「困・格差の拡大の中で利用者の声聞き、自転車駐輪場は無料化して環境にやさしい自転車利用を促進するべき」と主張しました。



**交通局**

# 市バス黒字に大森車庫委託など人件費削減大きく影響 超過勤務の増大で安全性確保に不安

07年度の市バス事業は経常損益で9億3千万円余の赤字です。収入面では、1日平均乗車人員が約31万人と前年より約7千人増加しました。支出面では、前年より支出総額は2億6千万円減りました。これは、人件費の削減が主な理由で、大 営業所の管理委託、給与カット継続、若年 託職員の引き続き採用で約23億円も削りました。また、大 営業所の人件費は委託により前年から4億2千万円削減されました。

江上博之議員は、「乗車人員の増加したバス路線を見ると、営業係数の びの割に乗車人員増は少ない。定員削減、欠員不補充、超勤という人件費の削減が問題だ」と指摘しました。

## 超過勤務は増加し、生涯賃金に格差

乗務員の超過勤務は06年度の37時間から2時間増えて39時間です。大 営業所では直営だった06年度は39時間でしたが、名鉄になって40時間に増えたことがわかりました。江上議員は「運行の安全性に不安を与えている」と 判しました。

また、若年 託職員の生涯賃金試算が示され、こ

の例では正規採用になっても9 万円もの差が生まれることが明らかになりました。

バス乗務員の在籍者数比較 (年度末・人)

区分	06年度	07年度
一般乗務員	978	1,076
再雇用乗務員	417	349
若年嘱託乗務員	286	163
合計	1,681	1,588

バス若年嘱託職員の生涯賃金試算 (百万円)

当初から一般職員として採用した場合	169
若年嘱託職員として30才で採用し、3年後に一般職員となる場合	160
差し引き	9

一般バス乗務員の超過勤務

	06年度	07年度
平均超過勤務時間	37時間	39時間
年間超過勤務手当額	12億円	12億1,700万円
超過勤務に替えて一般職員で補充した場合の試算	243人 18億7千万円	247人 18億1,200万円

**市民  
経済局**

# 信用保証付き制度融資の実績激減 貸し渋り招く「責任共有制度」は見直せ

厳しい経営環境の中、必死にがんばる中小 細企業にとって、名古屋市信用保証協会の保証が付いた市の制度融資は命綱です。信用保証制度は、金融機関から資金を 入する方が、一定の保証料を保証協会に支払うことで、万が一 済できない場合、保証協会が金融機関に対して 入金を 済(代位弁済)する制度です。金融機関のリスクを少なくすることで貸し渋りが少なくなり、保証協会の保証を受けることができれば、小規模な事業者でも資金を りやすくなります。

ところが、2007年10月からの制度改定で、代位弁済の際に保証される額が80%となり、残りは金融機関が負担する「責任共有制度」が全国の保証協会に

導入されました。

この「責任共有制度」導入以降、市の制度融資の貸し出し実績が激減し、一昨年の同時期と比べ金額ベースで6割以下となっています。

うめはら議員は、「責任共有制度の導入によって金融機関の貸し渋りが増えたことは明白。制度の見直しを求めるとともに、中小 細業者の実態をしつかりと把握し対策を講ずるべき」と求めました。

## 市民会館ネーミングライツでキャンセル8件

2007年度、公共施設に企業などの名前を冠する「ネーミングライツ(施設命名権)」が市民会館に導入され、「中京大学文化市民会館」となりました。市民のための「文化の殿 」として長年親しまれてきた施設だけに、文化団体をはじめ、市民からの 議や苦情の声が市に対して多数寄せられました。

うめはら議員は「特定の大学の名前がついたことで、市民の中に違和感が広がっている」として、利用状況についてただすと、申込の キャンセルが8件あったことが明らかになりました。うめはら議員は

信用保証付き制度融資の実績の推移

	2006年度		2007年度	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
上半期	5,931	80,066,778	5,380	77,503,445
下半期	6,149	86,057,353	4,137	50,851,947
計	12,080	166,124,131	9,517	128,355,392

「施設整備の費用は市の責任で うべきであり、特定の企業・団体からの収入をあてにして、公共性を

損なうべきではない」と指摘しました。

**水道局**

## 徳山ダム導水路は生態系にも悪影響

水余りの中、市民の反対を押し切って建設が強行された 山ダムは、今後は、運用のための導水路建設事業が 点となっています。うめはら議員は「一日最大給水量は、2007年度も101万トンで、予の124万トンを大きく下回っている。水余りは明らかであり、 山ダムの水のための導水路は必要ない」と指摘しました。

また、「水温の違う 川、長良川、木 川の水

を混ぜれば、ア の となる の生育にも悪影響を与えるといわれている。にもかかわらず環境アセスも実施しないのは問題」と指摘しました。

当局は「アセスと同等の レベルの調査は行うと聞いている」と答えましたが、うめはら議員は「市民の縦覧に供し意見を募るなど、手続き的にも法に則り行うべき」と求めました。

**都市局**

## モード学園スパイラルタワーズと三井ビル本館を結ぶ地下通路 工事費に3億8000万円の税金投入

名古屋駅前に建設されたモード学園スパイラルタワーズ。らせん状の形が注目を集めるこの超高層ビル建設に、名古屋市は8億円の補助金を出しました。補助した理由の一つは、 島交差点の広小路通の地下に「公共用通路」を建設したからといます。ところが、この地下通路は、朝 の通勤時以外は、人通りが少なく としています。

田口議員は質問で、この地下通路の建設費が6億円で、そのうち市が3億8千万円を補助したことを明らかにし、「地下通路を見てきたが、昼間にここを利用する人は、三井ビル本館に出入りする人がほとんど。三井ビルのための連絡通路だ。市が補助金を出す必要はなかった」とたどしました。

市当局は、「南側の開発も進み、有効な対策が図られる」と答弁。田口議員は、「これから対策を講じなければいけない通路に、多額の税金投入は問題だ」と指摘しました。

**モード学園  
スパイラルタワーズ**

名古屋駅前の三井ビル南館・東館跡地に、モード学園と三井不動産が建設した地上36階、高さ170mの超高層ビル。「名古屋モード学園」など3つの専門学校などが入っている。



平日の昼間や土日は閑散としている地下通路

**木造住宅の  
耐震改修助成**

## 「改修費用の軽減へ3つの提案」に 「補助対象の拡大を検討」(市)

木造住宅の耐震改修助成は07年度、400件の予算にたいして、実績は207件にとどまりました。その理由は、耐震改修の費用負担が大きいからです。耐震改修の工事費は平均222万円。これにたいする助成金は60万円です。

田口議員は、「耐震改修を促進するためには、工事費の負担を軽くすることが必要」と指摘。費用軽減のために、①安くて効果的な耐震工法を開発し、普及する。②補助対象は、判定値0.7未満の場合

**木造住宅耐震診断助成**

名古屋市の耐震診断を受けた結果、判定値が0.7未満の場合、また、判定値が0.7以上1.0未満の場合には、一定の基準を満たした耐震改修工事に対して補助金が受けられます。補助金は耐震改修工事費の1/2かつ上限が60万円です。

は1.0以上への改修工事が基準だが、たとえば0

9までの改修にも助成するなど補助対象を拡大する。  
③助成金の金額の引き上げる、という3つの提案を行いました。

市当局は、「低コストの耐震工法は開発中。補助対象の拡大は検討していく」と答弁しました。

民間住宅耐震診断・耐震改修助成の2007実績

項目	件数	金額
木造住宅無料耐震診断	3046件	9800万円
木造住宅耐震改修助成	207件	1億2200万円
非木造共同住宅耐震診断助成	23件896戸	3000万円
非木造共同住宅耐震改修助成	1件75戸	360万円

消防局

## 国民保護 市民を戦争に動員する計画は必要ない 「武力攻撃を想定した訓練は考えていない」 (消防長)

名古屋市は昨年度、愛知県で初めて実施された「国民保護」の図上訓練に参加しました。この訓練は、市内で同時 破テロが起こったことを想定したものです。都市消防委員会での田口かずと議員の質疑によって、「『国民保護』は、道ミサイルや着上 侵 などの『力 事態』を想定しているが、今回は大規模テロが想定された訓練だった。

力 という戦 状態を想定することに無理がある」ことが明らかにされました。そして昨年度、各区の住民説明会では、参加した区政協力委員などから、「国民保護は必要と思わない」「国民保護よりも防災対策に重点をおくべき」という意見が出されたことも明らかになりました。

田口議員は、「人類社会から をなくすことはできないかもしれないが、 を戦 にしないことはできる。 法9条がある日本で、有事に国民をかりたてる『国民保護』は必要ない」と追及。小西消防長は「今は 力 を想定した大々的な訓練は考えていない」と答弁しました。

### 国民保護

名古屋市は、「国民保護法」にもとづき、「国民保護計画」を作成しています。「国民保護法」とは、アメリカの戦争を支援する有事関連法の一つであり、武力攻撃から国民を保護するための避難・救援を名目に、国民を戦争に強制動員するものにほかなりません。



名古屋市が作成した「国民保護」の市民向けチラシ(右)。リュックサックを背負って避難する姿が描かれている(上)。

## 個室ビデオ店などの 査察強化を

## 予防職員数は基準の90%弱 必要な職員を増員し市民の命と安全を守れ

大 市で個室ビデオ店の放火火災事件が発生したことを受けて、田口議員は、名古屋市での消防の査察について質問。査察にたずさわる予防職員の増員を求めました。

予防職員の数、は、「消防力の整備指針」の基準にてらして充足率が89.3%で、30人不足しています。

そのため、「本来は100%実施すべきもの」(指導課長)とされる査察の実施率が、個室ビデオ店などが入る小規模 居ビルでは8割にとどまっています。

田口議員は、「査察の強化のために充足率100%をめざすべきだ」と質問。消防局総務部長は、「必要な人員確保に努力する」と答えました。

査察実施状況

区分	査察対象	査察実施対象	査察実施率	不備	改善
小規模雑居ビル	402	324	80.6%	291	190
個室ビデオ店	35	22	62.9%	22	17
カラオケボックス	100	99	99.0%	58	56
ネットカフェ	60	31	51.7%	30	22

消防力の充足状況 (2007. 4. 1現在)

区分		基準	現有	充足率 (%)
施設	署所	66	65	98.5
	車両等	270	268	99.3
人員	警防要員	1,947	1,785	91.7
	予防要員	280	250	89.3
	庶務等	228	228	-
	計	2,455	2,263	92.2

# 決算認定案に対する会派別態度(9月定例会)

決算認定案	結果	各会派の態度							備考
		共	民	自	公	名	ネ	社	
2007年度名古屋市一般会計決算	可決								税制改悪で124億円の市民増税。市営住宅使用料や高校授業料を値上げ、生活保護の母子加算廃止・縮小など市民負担を強化。標準運営費を連続削減する一方で、不急の本丸御殿やものづくり事業、大企業優遇の高層ビルへの補助を推進。
特別会計決算	2007年度名古屋市交通災害共済事業	可決							前年度9月末に廃止。支給は2009年9月までの整理会計。加入者なし。死 5件、負傷493件。金収入なし、給付5,070万円。残高8億円。
	2007年度名古屋市国民健康保険	可決							加入者783,935人。加入率35.0%。一人あたり保険料、医療分76,195円、介護分21,866円。収納率は80.5%。資格証明書を大量発行。
	2007年 名古屋市老人保健	可決							対象者196,628人。(前年比 8,281人)受診件数6,145,287件。一人あたり医療費854,300円(前年比40,8903円増)
	2007年度名古屋市介護保険	可決							1号特 381,013人、普通58,900人。要介護認定69,131人。基準保険料52,782円。収納率96.2%( 0.4)。
	2007年度名古屋市母子婦福祉資金貸付金	可決							貸付 母子1,733件8.3億円。 婦82件5,251万円。 母子3.6億円。 婦2,800万円。
	2007年度名古屋市 業共済事業	可決							作物加入1,446人、被害2人。家 534頭、被害313頭。園 施設85、被害2。金566万円、給付1,076万円。管理費4000万円。
	2007年度名古屋市市場及びと 場	可決							南部市場に係る不明朗な営業補 金の補 となる卸売機能強化への補助。果60万トﾝ1365億円。水産20万トﾝ1574億円。 2.3万トﾝ189億円。
	2007年度名古屋市市街地再開発事業	可決							日比野300万円、 海駅前4.6億の市街地再開発。人件費1.7億円。
	2007年度名古屋市 地公園整備事業	可決							使用料値上げ。みどりが 公園整備。14億円で0.3 の用地取得と940区画貸付。 計21599区画
	2007年度名古屋市基金	可決							土地1,093万円(1,616㎡)有価証 550億円、現金943億円、運用金323億円。15基金の整理。
	2007年度名古屋市用地先行取得	可決							公共用地の先行取得に212億円。(前年比28億円増)都市開発用地取得に52億円。(同19億円減)
2007年度名古屋市公債	可決							むだな公共事業のための 金。2,010億円の新たな 金。残高は3 3,230億円	
企業会計決算	2007年度名古屋市病院事業決算	可決							5病院に15~24の計94科1,554床。延べ患者数111万人。前年比14万人減。医師定員193人に現有181人。 看護師定員937人に現有の929人。 39億円の 損益。前年比27億円 増。守山産科を廃止
	2007年度名古屋市水道事業	可決							120万 81万 日の給水、有収水量75万 。単価168.9円原価163.7円 利益14.3億円。 山ダム。
	2007年度名古屋市工業用水道事業	可決							109 所に2,382万 1日6.5万 を給水。 利益5,167万円。むだな 山ダムへの負担金。
	2007年度名古屋市下水道事業	可決							汚水処理面積28,080 。普及率98.5%、処理水量4.1億 。有収水量207億 、15.1億円の 字。
	2007年度名古屋市自動車運送事業	可決							運転 ロ1日98,843 。乗合乗員年間1億1,333万人。2.5%増、定期8.5%増。職員1,455人(若年託の採用で前年58人増)。大 車 を民営化。
2007年度名古屋市高速度鉄道事業	可決							運転 ロ1日182,937 。乗員年間4億2,567万人。1日116万人。職員2,708人(建設含む前年比50人減)	

=賛成      =反対      共：日本共産党   民：民主党   自：自民党   公：公明党  
 名：名古屋市会自民党   ネ：市民ネット   社：社民党・ローカルパーティ   ク：民主党クラブ

## 後期高齢者医療広域連合議会 8月定例会 (8月6日)

愛知県後期高齢者医療広域連合議会が8月6日(水)に行われました。日本共産党のただ一人の議員として、田口かずと議員(名古屋市選出)が広域連合議員に選出されています。一般質問や議案質疑、請願審査の概要を紹介します。

### 《一般質問》 広がる怒りの声を聞け／与党の見直し案では救われない／ホームページの改善を 田口かずと 議員



#### —後期高齢者医療制度実施にかかわって— 国民の怒りをどう思うのか

【田口議員】後期高齢者医療制度は、高齢者をはじめとする国民の大きな怒りを呼び起こしています。そのことは、私たち日本共産党の名古屋市議団が実施しています「市政アンケート」でも明らかです。このアンケートは、5月下旬から各に用紙を配布し、現在までに約4,000通の回答が寄せられました。この中では、後期高齢者医療制度について、約半数の人が「すぐに廃止を」、2割の人が「不安だ」と答え、「必要」と答えた人は1割しかありませんでした。

アンケートには、たくさんのご意見も寄せられていますので、若干紹介したいと思います。「後期高齢者医療制度は、75歳に達したら、死への予備みたいに感じてしまう制度だ」、「保険料を負担するのはやむをえないと思いますが、75歳で線引きするのが納得できません」、「若い人たちの負担も良くわかります。われわれも若いころ、

毎月、給料天引きで健康保険料を支払ってきました。しかし、年をとり、働けなくなり、病気がちになったところで、この扱いは納得できないものがあります」

住民の怒りは、このアンケートの声からも、75歳以上の人を「後期高齢者」と呼び、他の世代と切り離して際限のない負担増に追い込むとともに、受けられる医療を差別するという制度の根幹そのものに向けられているのです。

そこで、お尋ねします。後期高齢者医療制度が実施されて以降、国民の怒りが原の火のごとく広がっていることに対して、連合長はどのように認識されているのですか。

#### 懇切丁寧な説明が不足していた(連合長)

【連合長】後期高齢者医療制度は、来にわたり安心して医療が受けられるようにするための必要な改革である。しかし、事前に十分な周知等を行うことができず、高齢者の立場に立った懇切な説明が不足し4月当初に混を招いたことは、誠に申し訳ない。

今後は、制度の趣旨、意の広報にも努め、市町村と接な連携を図りながら着実に事務を行い、制度の定着に向け全力を挙げて取り組む。

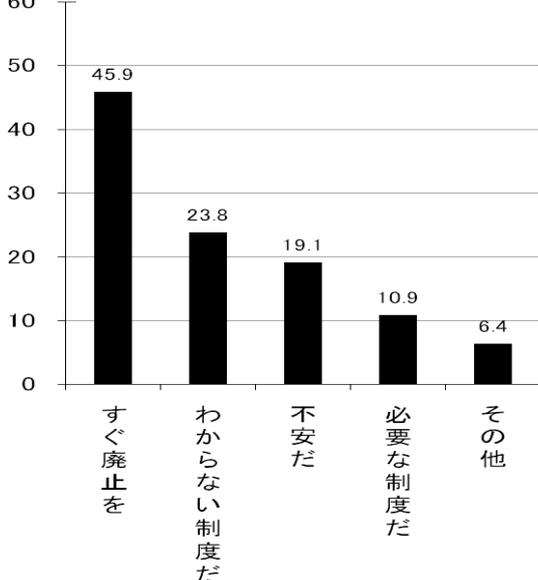
#### 制度実施後に、連合、および市町村に寄せられた問い合わせや苦情の件数は

【田口議員】制度実施後に、本広域連合、および市町村に寄せられた住民からの問い合わせや苦情などの件数について、事務局長の答弁を求めます。

#### 4月は6,833件、5月は2,408件(事務局長)

【事務局長】市町村への問い合わせ等の状況は把握していないが、本広域連合事務局における、4月の問合せ件数(4月3日から記)は、合計6,833件、1日平均263件、うち苦情件数(4月25日から記)

後期高齢者医療制度をどう思いますか  
(名古屋市議団の市政アンケートより)



は、合計91件、1日平均23件。また、5月の問合せ件数は、合計2,408件、1日平均109件、うち苦情件数は、合計246件、1日平均11件となっている。市町村への問い合わせは把握していない。

### —政府・与党の見直しに関わる諸問題— 凍結された終末期相談支援料を今でも後期 高齢者にふさわしいと考えているのか

【田口議員】政府・与党の見直しにかかわり、保険料軽減以外の問題について3点お尋ねします。

1点目は、診療報酬における終末期相談支援料の凍結についてです。

終末期相談支援料は、医師が回復の見込みがないと判断した75歳以上の患者や家族との間で、延命措置をとらないことなどを文書で確認すると、患者一人あたり2,000円の報酬が医療機関に支払われる仕組みです。これにたいして、週などでも「安楽死を勧める医療だ」などと判決が出しました。

政府は、終末期相談支援料など75歳以上を別建てにした診療報酬について、「後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療が受けられる」などと、後期高齢者医療制度の売り物にしていました。本広域連合議会でも、連合長は、「後期高齢者医療制度の診療報酬については、後期高齢者の心身の特性に応じた後期高齢者にふさわしい医療を提供するため」のものであり、「75歳を超えると受けられる医療の内容が変わり、必要な医療が受けられなくなるということはない」と答弁されています。

それにもかかわらず、終末期相談支援料が、実施からわずか3か月で凍結に追い込まれる事態になったのはどういうことか。後期高齢者医療制度の破たんぶりを示しているのではないのでしょうか。

そこで、連合長にお尋ねします。あなたは、政府の言うままに、後期高齢者医療制度の診療報酬は、心身の特性に応じた後期高齢者にふさわしい医療を提供するためのものであると公言されてきましたが、この制度の診療報酬の凍結の一つであった終末期相談支援料が凍結されたことについて、どのような感想をお持ちですか。今でも後期高齢者にふさわしい医療を提供するためのものとお考えですか。

### 説明不足が国民に誤解と不安を与え、7月から凍結された（連合長）

【連合長】後期高齢者医療制度の診療報酬は、後期高齢者の心身の特性に応じた、後期高齢者にふさわしい医療を提供するため、厚生労働省において検討され、決定されたもので、これまでと同様に必要な医療を受けることができるとされている。

「終末期相談支援料」は、制度の趣旨や内容が国民に十分周知されず、国民に誤解と不安を与えたため、7月から凍結された。「中央社会保険医療協議会」で検証作業を行い、議論されるので、その動向を見守りたい。制度が後出しで変わってきていることに真摯に対応したい。

### 天引きから口座振替への変更で税負担が軽減できる場合があることを周知徹底すべき

【田口議員】2点目は、保険料の年金天引きの代わりに口座振替での納付が選べるようになったことについてです。

年金天引きから口座振替への変更ができるのは、①国民健康保険料を過去2年間、滞納せずに支払っていた人、②年金収入が180万円未満の人で、保険料を配偶者や世帯主である子どもの口座振替で支払う場合とされています。

4月から保険料の年金天引きが実施されたことにより、税の社会保険料免除が受けられなくなり、税負担が増えるケースが生まれています。たとえば、国保に入っている子どもが、後期高齢者の親を養っている世帯の場合では、昨年度までは親も国保でしたので、世帯主である子どもが親の分も含めて国保料を負担し、所得から免除することができました。ところが、親が後期高齢者医療制度に移り、保険料が本人の年金から天引きされるようになったために、子どもの所得から免除できなくなりました。子どもの所得から親の保険料を免除できないと、課税される所得が多くなり、余計に税金を払わなければなりません。

今回の見直しによって、年金額180万円未満の人が、世帯主である子どもや配偶者の口座振替に変更すれば、税の負担が軽減される場合があります。しかし、政府・与党の広報やお知らせは、このことには触れていません。

そこで、事務局長にお尋ねします。知らない人

が損をしないように、年金天引きから口座振替に変更することによって税負担を軽減できる場合があることを、周知徹底すべきではありませんか。

### 引き続き周知を図る (事務局長)

【事務局長】年金天引きから口座振替に変更することができることは、7月下旬に、広域連合および市町村より被保険者の方へ、チラシやハガキによる案内をした。また、7月29日付けで生労働省保険局総務課から社会保険料除の適用関係についての事務連絡が出され、県から全市町村にも周知されている。

広域連合や市区町村窓口に支払方法変更に対する問い合わせがあった際には、税負担の軽減を含めた内容も説明するなど、その周知を図っているが、今後も努力する。

### 後期高齢者医療制度を選択しない障害者も、障害者医療費助成制度の適用を

【田口議員】3点目は、後期高齢者医療制度に加入しない65歳から74歳までの障害者にたいする医療費助成についてです。

65歳から74歳までの障害者については、後期高齢者医療制度に入るか入らないかは、法上は本人が選べる仕組みになっています。ところが、愛知県では、障害者医療費助成を受ける場合は、後期高齢者医療制度への加入が条件とされ、この制度に加入しなければ、障害者医療費助成を受けられなくなりました。事実上、65歳からの強制加入です。

これにたいして、政府・与党の見直しでは、「自治体独自の医療費助成事業」などについても、自治体に「適切な対応を求める」ことを決めました。これを受けて、生労働省は7月23日、都道府県にたいして、「助成要件の見直し等について必要な検討を行った上で、独自の医療費助成事業について十分な情報提供を行なうなど適切な対応」を要請する通知を出しました。「事実上の強制加入だ」という判の前に、政府・与党も手直しを余なくされているのです。

後期高齢者医療制度への加入を障害者医療費助成適用の条件としているのは、愛知県をはじめ10道県。そのうち、山口県が加入を条件にしない方向に転じました。島県は、条件を維持しながら

も、保険料増額分を全額助成して障害者の負担を軽減する、木県は、後期高齢者医療制度への移行を否している障害者に対し、医療費の1割補助を決めたと報道されています。全国的に見直しが検討されているにもかかわらず、愛知県からは、検討している様子が何ら伝わってきません。

そこで、広域連合から愛知県にたいして、後期高齢者医療制度を選しない65歳から74歳の障害者にも、障害者医療費助成制度を適用するよう求めるべきではありませんか。

### 県の方針等もあり、要望しない (事務局長)

【事務局長】県の後期高齢者福祉医療費給付制度は、障害者の医療費について、自己負担相当額を、県及び市町村が公費で負担するというもので、制度の運営には、公費の投入を含め実施主体である県の方針等もある。現在は県に要望することは考えていない。

### —広域連合のホームページについて— もっと親切にわかりやすく

【田口議員】広域連合のホームページにおける議会に係る情報提供についてお尋ねします。

本定例会の開告示は、招集日の2週間前、7月23日に行なわれましたが、広域連合のホームページでは、その開告示が、招集日1週間前の時点でも掲載されていませんでした。これでは、住民が議会の開について事前を知ることができません。ましてや、議案の内容については知ることができません。

東京都の広域連合のホームページには、議会開の告示とともに、議案とその内容も掲載されています。

広域連合のホームページに、議会開の告示、議案とその内容を掲載するよう改善を求めますが、いかがでしょうか。

### 一層の改善を進める (事務局長)

【事務局長】本広域連合のホームページでは、議会開前には開告示を、また、終了後には開結果と会議を掲載しているが、本定例会の開告示は掲載の時期が遅れた。誠に申し訳ない。

今後は、議会開の告示と同時に掲載するとともに、議案の内容など見やすさや内容の充実に努

めたい。

### (要望) 議案の内容などの掲示等の改善を

【田口議員】ぜひ、議案の内容も開 告示と合わせて掲載されるよう要望しておきます。

### (再質問) 説明不足というが、説明すれば住民の理解が得られると考えているのか

【田口議員】後期高齢者医療制度実施後の状況について、連合長は、「混 を招いたことは申し訳なかった」とおっしゃいましたが、混 を招いた理由は、「 な説明が不足していた」からだという認識です。しかし、 に説明すれば、住民の理解は得られるのでしょうか。この制度について、野中広務・元官房長官は、「 定だけで、人間としての 厳を認めていない」と語っています。中 根康 ・元 相は「至急、これは元にして、新しくもう一度考え直す、そういう姿勢をハッ リ早くとる必要があります」と明言していますが、野中 や中 根 に対しても な説明が不足していたというのでしょうか。高齢者差別という制度の本質が国民の前に明らかになったから、政治的立場の違いを超えて怒りが広がっているのではありませんか。

終末期相談支援料の 結についても、連合長は、「国民に 解と不安を与えた」と、 解した国民が悪いかのような認識を示されました。しかし、

労省の担当者が、解説書のなかで「後期高齢者が くなりそうになり、家 が1時間でも、1分でも生かしてほしいと要望して、いろいろな治療がされる。それが、かさむと500万円とか1000万円の金額になってしまう」と本音を語っているように、「延命治療」を制限して、医療費を抑え込む。ここにねらいがあるわけですから、野中広務・元官房長官の言葉を りれば、「 定だけで、人間としての 厳を認めていない」ことになるのです。

それでも連合長は、後期高齢者医療制度は、趣旨や内容を に説明すれば、住民の理解が得られる制度だとお考えですか。

### よく説明して理解を得たい(連合長)

【連合長】後期高齢者医療制度は、「国民皆保険制度」を堅持し、 来にわたり安心して医療が受

けられるようにするために必要な制度と考えているので、制度の趣旨や意 について説明する。終末期医療では人生観、家 の心情等むずかしい点があるので一 立ち止まって考えるという政府の対応は 当だ。

### (再質問) 障害者医療費助成制度について、適切な対応を求める厚生労働省の通知をどのように受け止めているか

【田口議員】連合長の立場としては、国に対して廃止せよと言えないかも知れませんが、国や県にたいして制度の改善を求めることはできると思います。

その一つとして、後期高齢者医療制度を選 しない65歳から74歳の障害者にも、障害者医療費助成を適用するよう愛知県に求めている。

後期高齢者医療制度に移った71歳の障害者の方から、「国保のときと比べて、保険料が月700円から1,650円にあがった。国保では障害者ということで減免されていたが、後期高齢者医療では減免がないのはおかしい」というご意見を伺いました。障害者の方々は、65歳からこの制度に事実上、強制加入させられて、おそらく多くの方の保険料が上がり、しかも、受けられる医療は差別される。障害があることを理由に、10年も早く「捨て山」制度に入らなければならないのは、何と無情なことでありましょう。

名古屋市も、障害者医療費助成を受ける場合は、後期高齢者医療制度への加入を条件としています。連合長は名古屋市長でもあります。自治体の医療費助成制度について適切な対応を求めている 生労働省の通知は、立場が変わればわが身に降りかかってくる問題です。連合長は、この 生労働省の通知をどのように受け止めておられますか、お答えください。

### 助成の対象の範囲や内容などは遜色のないもの。県が判断する(連合長)

【連合長】 生労働省の通知は、県が必要な検討を行った上で、十分な情報提供を行い、関係者の理解を求めながら適切な対応をされたいとの内容である。愛知県の障害者に対する医療費の助成制度は、その助成の対象の範囲や内容など他県と比較して のないものと考えているが、最終的には県

において、適切に判断される。

**(意見) 必要な制度だと考えている人は、ごく少数。廃止法案の成立を。できる改善は直ちに行え**

【田口議員】連合長は、後期高齢者医療制度は「必要な制度だ」とおっしゃいましたが、各種の世論調査でも、私たち日本共産党名古屋市議団が実施している「市政アンケート」でも、必要な制度だと考えている人は、ごく少数です。

先の国会では、野党4党が共同で提出した廃止法案が、参議院で可決しました。議院では継続審議になっていますので、私は、次の国会でのすみやかな審議と可決・成立を望むものです。

**《議案質疑》 特別軽減というが、これまで無料だった人は救われない。**

**田口かずと 議員**

**「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」**

#### 同一収入の世帯でも保険料負担の格差が拡大

【田口議員】議案第9号は、6月12日の政府・与党の見直しを踏まえて、20年度における経過的な保険料軽減対策として、7割軽減世帯の方の均等割を8.5割に軽減する、年金収入211万円以下の方の所得割を50%軽減するというものです。

この4月から後期高齢者医療制度が実施され、重い保険料負担に苦しんでいる低所得者の方にとって、少しでも保険料負担が軽減されることはばいしいことではあります。しかしながら、今回の特別軽減は、十分なものといえるのでしょうか。私は疑問です。そこで、3点お尋ねします。

1点目は、今回の特別軽減によって、同一収入世帯でありながら、世帯としての保険料負担の格差が拡大するケースがあるということです。

この点について、広域連合が先の議案説明会で保険料が軽減される事例として示した「夫婦世帯の場合で、の年金が135万円以下の場合」を例に検証してみたいと思います。なお、135万円以下というのは、均等割の軽減 置の判定における所得が の場合です。

同時に、緊急に改善が求められる課題については、広域連合として前向きに対応すべきです。障害者医療費助成についても、「県が適切に判断するだろう」と、ひと事のような答弁でしたが、連合長も、立場が代われば名古屋市長として、適切な対応が求められている問題です。この問題は、後期高齢者医療制度の実施に関わって生じている問題ですから、広域連合としても愛知県に改善を求めています。

広域連合も地方公共団体の一つです。地方公共団体の役割は、言うまでもなく住民の福祉の増進にあります。そのために、広域連合として最大限努力するという立場に立っていただきたい。

#### 08年度の保険料特別軽減の内容

- ①7割軽減世帯の均等割を8.5割軽減にする
    - ・均等割額は年額12,000円から6,000円に
    - ・対象者162,000人、財源は財政調整交付金
  - ②基礎控除後の総所得金額等が58万円以下(年収211万円以下)の所得割を50%軽減する
    - ・対象者53,500人、財源は財政調整交付金
- ①②あわせて208,000人が対象(重複有り)

パネルを用意してきたので、ご覧ください。  
にAさん世帯としますが、夫の年金収入が168万円、の年金収入が135万円、夫婦合わせた年金収入が303万円の世帯と、 にBさん世帯としますが、夫の年金収入が239万円、 の年金収入が64万円、夫婦合わせた年金収入はAさん世帯と同額の303万円の世帯について、保険料の比較をしてみます。Aさん世帯の現行の保険料は、均等割の7割軽減が適用されるため、世帯の年間保険料は3万5100円です。一方、Bさん世帯の年間保険料は14万4100円。Bさん世帯は、均等割の軽減対象にならないために、Aさん世帯と年金収入は同じなのに、保険料負担では4倍の格差が現在でも生じています。

この格差が、今回の特別軽減でどうなるか。Aさん世帯には特別軽減が適用され、夫婦の均等割が8.5割軽減、夫の所得割が50%軽減となり、世帯の保険料は1万7500円に軽減されます。ところが、Bさん世帯は特別軽減が適用されないため、保険

料は現行のままです。その結果、保険料負担の格差は8倍へと拡大するのです。

そこで、連合長にお尋ねしますが、今回の特別軽減によって、同一収入の世帯でありながら、世帯としての保険料負担の格差が拡大する事例が生じることをお認めになりますか。こうしたが生じるわけですから、今回の軽減 置では不十分ではないでしょうか。お答えください。

**そのような例も生じる (連合長)**

【連合長】 今回の特別軽減では、7割軽減世帯の方の均等割額が8.5割軽減となるが、この7割軽減に該当するかどうかは、政令で「被保険者及びその世帯の世帯主」の所得が一定額以下の場合に適用するものと規定されている。したがって、所得税法に基づき、個人ごとに収入から所得を算出することとなり、指摘のような事例が生じることもある。

**名古屋市の国保で無料だった約55,000人には新たな負担**

【田口議員】 2点目は、連合長が市長を務めておられる名古屋市の場合では、昨年度まで国保の75歳減免による10割減免を適用されていた人、約55,000人は、7割から8.5割に均等割が軽減されても、これまでは保険料負担がなかったわけですから、新たな保険料負担が生じることには変わりはありません。この点からも、今回の軽減 置では

不十分であると考えますが、連合長の認識を伺います。

**低所得者には減額制度がある (連合長)**

【連合長】 後期高齢者医療制度は、高齢者の方々も一定の保険料負担をし、社会全体で高齢者の医療を支えようとするものだ。したがって、すべての方に、県下一の基準により保険料を負担していただくことになるが、低所得者には減額制度があり、均等割額7割軽減の場合、年額12,000円が今回の特例軽減により6,000円に減額され、月額1,000円の負担が500円へと減額される。

**21年度以降の軽減対策の実態はどうか**

【田口議員】 3点目は、来年度になると軽減対象からはずされてしまって、保険料負担がもとになってしまう低所得者が少なくないということです。政府・与党の見直しでは、21年度以降の対策は、7割軽減世帯のうち、被保険者の全員が年金収入80万円以下の世帯について9割軽減にするとされています。したがって、今年度は8.5割軽減の対象となる世帯であっても、年金収入が80万円を超える被保険者がいる世帯は、来年度には7割軽減に っ てしまいます。

そこで、事務局長にお尋ねしますが、来年度には保険料負担がもとに る人は何人いると推計しているのか、お答えください。

**後期高齢者保険料負担の世帯による比較 (夫婦世帯で、妻の年金が135万円以下の場合)**

現行制度

		年金収入	収入合計	軽減	所得割額	均等割額	年額保険料	保険料計
Aさん	夫	168万円	303万円	均等7割	11,145	12,052	23,100	35,100
	妻	135万円		均等7割	0	12,052	12,000	
Bさん	夫	239万円	303万円	なし	63,898	40,175	104,000	144,100
	妻	64万円		なし	0	40,175	40,100	
Cさん	夫	239万円	239万円	なし	63,898	40,175	104,000	144,100
	妻	0円		なし	0	40,175	40,100	

軽減改定後 (BさんCさんは影響なし)

Aさん	夫	168万円	303万円	均等8.5割 所得割50%	5,573	6,000	11,500	17,500
	妻	135万円		均等8.5割	0	6,000	6,000	

21年度以降の保険料の軽減はわからない。  
今回の軽減では33%が該当(事務局長)

事務局長 21年度以降の保険料の軽減は、具体的に明らかにされていない部分も多く、現段階では対象者数を把握できてない。

なお今回の特別軽減の対象者は、均等割8.5割軽減に該当する方が、約162,000人で26%、所得割50%軽減に該当する方が、約53,000人で9%、両方に該当する方が約7,500人おりますので、合計で約208,000人、33%の方が該当すると見込んでいる。

(再質問) 軽減措置は個人単位で判定し、  
低所得者からは保険料を徴収するな

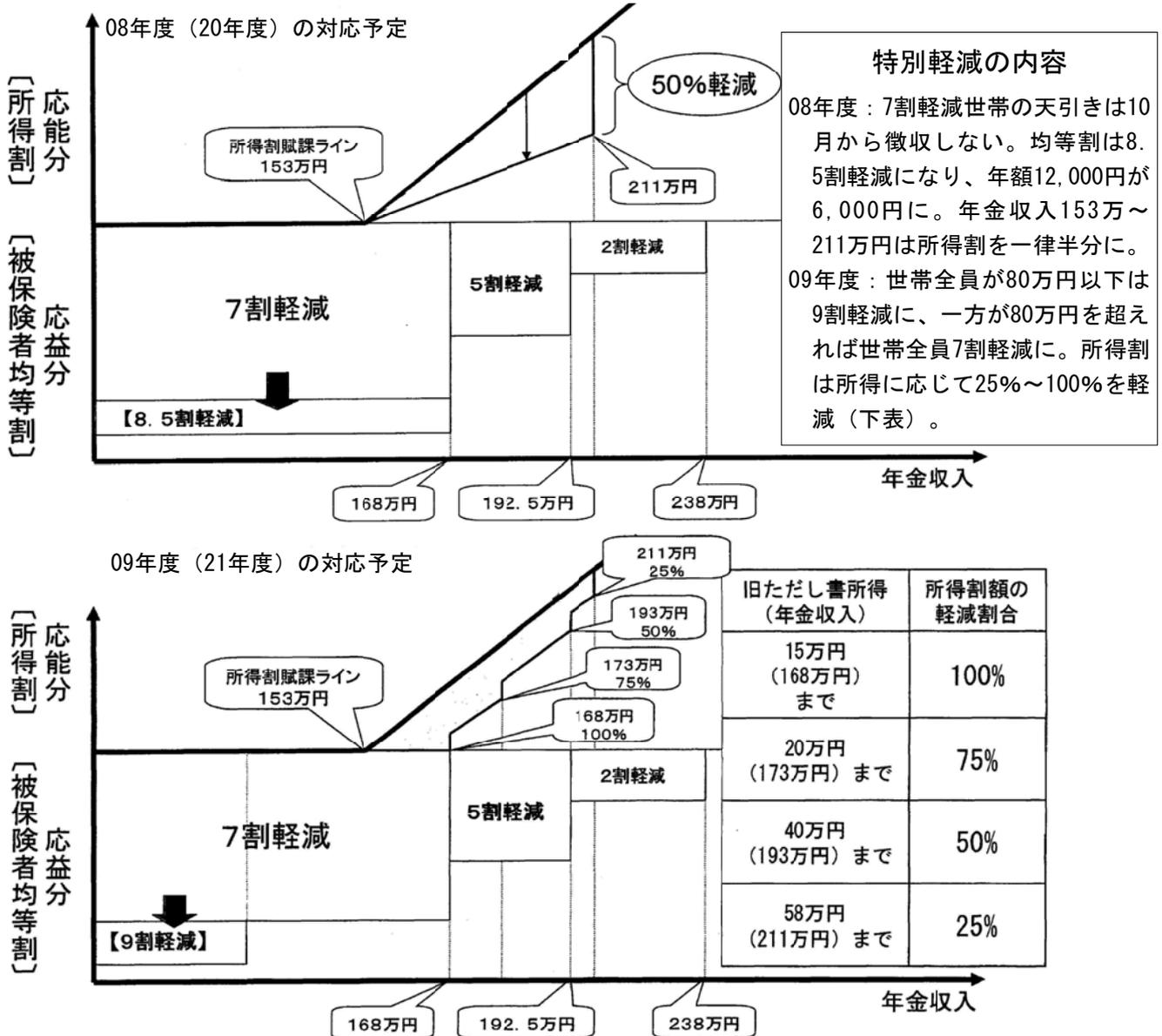
田口議員 連合長は、今回の特別軽減によって、

同一収入の世帯でありながら、世帯としての保険料負担の格差が拡大する事例が生じることはお認めになりました。私が紹介したのは一例ですが、ケースによっては、同一収入の世帯でありながら、保険料の格差が、10数倍にも拡大する場合があります。

それから、こういうケースもあります。もう一度、パネルをご覧いただきたいと思いますが。議員の皆様は振り向かないと見えませんが。

にさん世帯としますが、夫の年金収入がBさんの夫と同じ239万円で、が無年金でロの世帯の場合。このさん世帯の保険料は14万4100円で、Bさん世帯と同額です。さん世帯は、Aさん世帯より年金収入が少ない——Aさん世帯は303万円、さん世帯は239万円。それにもかかわらず、さ

年金収入で見た軽減イメージ(夫婦世帯、妻の年金135万円以下の例)



ん世帯の保険料は今でも さん世帯の4倍で、さらに、特別軽減後は、この格差が8倍へと拡大するのです。

なぜ、こんなことが起きるのか。それは、後期高齢者医療制度が個人で加入させられる保険であるのに、保険料の軽減制度は、世帯の所得で判定されるからです。 を解決するには、保険料軽減の判定を個人単位に改める必要があります。

そこで連合長にお尋ねします。保険料の軽減措置については、世帯単位でなく、個人単位で判定するよう改めること、さらに低所得者からは保険料を 取しない新たな減免制度を設けることなど、さらなる見直しを国に求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

### 国の動向を見守る。低所得者も、能力に応じた負担をしてもらう (連合長)

【連合長】 保険料の軽減判定を「世帯」でなく「個人」単位で行うことは、6月12日政府・与党が発表した負担軽減対策の中で、さらに検討すべき課題として、「他制度との関連も含めて引き続き検討し、早急に結論を得る」とされているので、その動向を見守りたい。

また、後期高齢者医療制度は高齢者も一定の保険料負担をして、社会全体で高齢者の医療を支えるものなので、低所得者も、負担能力に応じて一

定の負担をお願いする。

### (再質問) 愛知県に対して健診事業への費用負担を求めよ

【田口議員】 所得割率や均等割額を引き下げればすべての被保険者の保険料を軽減できます。そのために、都道府県や市町村から補助金等を広域連合に投入することは法的には可能です。たとえば、愛知県が健診事業にたいして補助金を投入すれば、その分、保険料を軽減することができます。そこで、愛知県にたいして健診事業への費用負担を求める考えはないのか、連合長に伺います。

### 必要に応じて要望する (連合長)

【連合長】 後期高齢者医療制度の健康診査の費用、3分の1は国の補助金、その他は保険料という財源内訳で実施しており、制度上、都道府県や市町村の負担は 務付けられてない。

国には保健事業への国 補助金の 置などを要望し、実現した。

県には今後の事業の実施状況を見ながら、必要に応じて対応したい。

### (意見) 制度そのものを廃止して、考え直す必要がある

【田口議員】 保険料の軽減判定を「世帯」でなく

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議案概要と結果 (2008年8月6日)

議案名	議案に対する態度		結果	内容
	共産党	他議員		
議案第9号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定	○	○	可決	国の特別軽減策。7割軽減世帯の均等割りを8.5割に、基礎控除後の所得金額が58万円以下の所得割を50%軽減する。
議案第10号 平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	○	○	可決	8850万3千円の補正。啓発費1383万5千円、電算システム維持管理費7466万8千円。
議案第11号 平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	○	○	可決	特別軽減の費用、15億3000万円の補正。財源は財政調整交付金。
議案第12号 平成19年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定	○	○	可決	30億9734万3103円。市町村分担金11億8913万4千円など。
請願第2号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書(請願者:愛知県社会保障推進協議会)	○	●	不採択	保険料の引下げ、独自減免制度の創設、資格証明書は発行しない、希望者全員への健診の保障、運営協議会の設置を。
請願第3号 健診は国・県・市町村で負担することを求める請願書(請願者:愛知県社会保障推進協議会)	○	●	不採択	愛知県と市町村に3分の1づつの負担を求め、保険料への転嫁の解消を
請願第4号 後期高齢者医療制度の改善のために国と愛知県に意見書の提出を求める請願書(請願者:愛知県社会保障推進協議会)	○	●	不採択	保険料軽減のための努力を求める意見書を
陳情第1号 後期高齢者医療制度廃止を求める陳情書(陳情者:農林水産省愛知県退職者の会)	○	●	不採択	制度の廃止、70歳以上は1割に、天引きやめよ。

態度: ○=賛成 ●=反対 日本共産党以外の31人の全議員は同じ態度でした。

「個人」単位で行うことについては、国の動向を見守るだけでなく、国にたいして要望していただきたい。また、愛知県に対する健診事業への費用負担については、「必要に応じて対応する」という答弁でしたが、必要性を認識していただいて、県に求めていただきたいと思います。

最後になりますが、私は、後期高齢者医療制度

が抱えている様々な問題の根本的な解決のためには、制度そのものを廃止して、考え直す必要があると考えています。ただし、今回の特別軽減によって、33%の人の保険料負担が、今年度においては軽減されるという点は、評価できるものであるということを申し上げて、質問を終わります。

## 《請願審査》制度の廃止が当然だが、それまではできる限りの改善をすべきだ。請願採択を

田口かずと 議員

### 全員協議会での趣旨説明

制度の抜本的改善は市民の願い

【田口議員】請願第2号、同第3号、同第4号について、趣旨を単にご説明申し上げます。

4月に始まった後期高齢者医療制度は、保険料は2年ごとに値上げされ、医療の差別をもたらすものであり、高齢者の 厳を踏みにじるこの制度の廃止を求める国民の声 が 騰しています。この制度が抱えている問題は、政府・与党が決めた見直しを実施しても根本的には解決せず、制度そのものを廃止することが必要だと考えます。

しかし、制度が開始され、運用されている状況 を 見、請願第2号は、今直ぐ改善すべき課題として、広域連合に対して、保険料の引き下げや独自の保険料減免制度の創設、資格証明書は発行しない、 望者全員への健診の保障、および運営協議会の設置を求めるものです。

また、同第3号は、健診にかかる費用について、概ね国が3分の1を負担し、残りの3分の2は被保険者の保険料で負担していることは問題であることから、愛知県と市町村に3分の1づつの負担を求め、保険料への転 を 解消することを求めるものです。

また、同第4号は、後期高齢者医療制度の改善のために、国に対しては、保険料軽減のための財政負担割合の引き上げなどの実現を、愛知県に対しては、保険料軽減のための一般財源の投入などの実現を求める趣旨の意見書の提出を求めるものです。



### 各請願に対する賛成討論

請願第2号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」

保険料の引き下げや減免など、できる改善をすぐに実施せよ

【田口議員】「後期高齢者医療制度の改善を求める請願」について、賛成の立場から討論を行ないます。

まず、第1項、第2項の保険料の引き下げ、減免について、政府・与党の保険料軽減対策では不十分であることは、先の議案第9号にたいする質疑で明らかにさせていただきました。国の対策が不十分ならば、広域連合として低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けるべきです。そもそも愛知県の一人あたりの保険料額は、全国で5目に高い額となっています。平均の保険料額を引き下げるために、愛知県からの一般財源の繰り入れが求められています。

第3項の資格証明書の発行について、医療なしでは生きていけない高齢者から保険証を取り上げることが、行政が命綱を断ち切るむごい仕 ちです。

第4項の健診について、生活習慣病で通院や入院をしている後期高齢者は、健診を受ける必要はないというのが、政府や広域連合の立場です。しかし、生活習慣病には様々あり、一つの疾病で治療中であっても、健診を受けなかったために、他の疾病を見落とすことが起こりえます。疾病の予防と早期発見のためには、 望者全員が健診を受けられるようにすべきです。

ちなみに、40歳から74歳までの特定健診では、名古屋市の国保の案内を見ますと、健診を受ける必要がないとされているのは、6か月以上継続して入院されている方や介護保険施設入所者などに限定されています。健診を受ける機会においても後期高齢者を差別することは問題です。

第5項の運営協議会の設置について、全国の後期高齢者医療広域連合では、運営協議会あるいは懇話会を設置しているところが少なくありません。お隣の三重県も運営協議会を設置し、7月に開かれた運営協議会では、制度開始からの現況報告や後期高齢者の健診、保険料の軽減対策などについて協議が行われています。本広域連合にも、住民や高齢者の意見を制度運営に反映させるために、運営協議会を設置すべきです。

**請願第3号「健診は国・県・市町村で負担することを求める請願書」**

**健診費用について、県と市町村が3分の1ずつ負担し保険料への転嫁の解消を**

【田口議員】「健診は国・県・市町村で負担することを求める請願」について、賛成の立場から討論を行いません。

昨年度までの健診では、愛知県と市町村も3分の1ずつの負担をしてきたわけですから、愛知県と市町村に対して健診費用の負担を求めることは、何らすることではないと思います。愛知県や市町村には制度上の負担義務はないかもしれませんが、保険料の軽減のために、県や市町村から補助金等を広域連合に投入することは法的には可能であり、すでに健診事業への補助を実施している都府県があります。

川県は、健診事業への補助金として国の補助金と同額を広域連合に交付し、一人あたりの平均保険料が年額505円引き下げられました。京都府も、保険料の負担を軽減するとともに、後期高齢者の健診事業を促進するため、保険料軽減事業助成費を広域連合に交付し、年額約230円の保険料引き下げとなりました。東京都も、広域連合にたいして、保健事業にたいする財政支援として約6億7千万円の支援を行なっています。

愛知県や市町村が健診費用を負担すれば、本県の平均保険料を254円引き下げることができるという試算もあります。保険料がわずかでも安くなれば、

県民にとって ばしいことです。そのための努力を広域連合として行なうべきです。

**請願第4号「後期高齢者医療制度の改善のために国と愛知県に意見書の提出を求める請願書」**

**保険料軽減のために国と県は努力せよ**

【田口議員】「後期高齢者医療制度の改善のために国と愛知県に意見書の提出を求める請願」について、賛成の立場から討論を行いません。

政府は、後期高齢者医療制度について、「公費を重点的に投入する制度」といつてきましたが、実は、国の財政負担は、後期高齢者医療制度の導入によって、以前の制度と比べて減っていることが、国会質問で明らかにされました。老人医療費全体に占める国 負担の割合は、昨年度が37.3%だったのにたいして、今年度は35.4%に減っているのです。 に、昨年度と同じ国の負担割合を今年度も維持すれば、国の負担は2,340億円増えます。政府・与党が6月12日にまとめた低所得者の保険料軽減対策の財源は、21年度以降については年間330億円といわれています。しかし、すでに、その7倍もの国の負担を削っていたのです。

請願が意見書の提出として求めている国の財政負担割合の引き上げや、新たな低所得者減免の創設、健診費の国負担の引き上げなどは、国が削った財政負担を元に せば可能であります。

また、愛知県からの一般財源の投入は、先に述べましたように、法的には可能であり、すでに実施している都府県もあります。愛知県は、広域連合に派遣している2名の職員の人件費についても、3分の1しか負担せず、残りは広域連合が市町村からの負担金で っているのが現状です。本当に愛知県はお金を出し渋っている。その愛知県に対して、本広域連合議会として、はっきりものを言うべきです。

**平成20年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合臨時会（7月8日）**

7月8日（火）午前10時から、 Rホテル名古屋4階「福の間」にて、平成20年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が行われました。

議長及び 議長選挙が行われ、指名推薦の結果議長に長康議員（北名古屋市）、 議長に木村正範議員（安城市）が選出されました。また、加 夫（名古屋市）を 査委員に選任することも同意されました。

**各常任委員会の概要(閉会中審査)**

土木交通委員会 (7月2日) 江上博之議員

**久屋大通駅  
エスカレーター事故**

**交通局「暫定補強で大丈夫」と思いこむ**

**ボルト折損を半年も放置した市の責任は重大**

7月2日の土木交通委員会で5月9日に発生した久屋大通駅エスカレーター事故について審査され、江上博之議員が質問しました。

**9月21日から3月10日までメーカーに催促もせず**

この事故は上り運転のエスカレーターのステップが突然下降し、市民14名が負傷したものです。交通局による事故の経緯説明では、ボルト2本の折損に対し「4カ所の補強金具で接して補強」「久対策は部品が入る翌年4月以降になる」と日本オーチス・エレベーター社が交通局に説明したとあります。

江上議員は、「局の説明では、9月21日から事故発生日まで、エレベーターを管理する交通エンジニアリング(交通局の外団体でエスカレーターなど通常の保守点検を受け持つ)とメーカー間でまったく連絡がないのか」と事実経過を追及。交通局は「交通エンジニアリングは3月10日ごろメーカーと連絡を取っている」と答弁。江上議員が、「ならば9月21日から3月10日までメーカーに何の催促もしていないのか」と詰めると「暫定補強で大丈夫とメーカーに言われ信じてしまった。交通局としては、5月9日までメーカーに対し直接連絡を取っていなかった」と答えました。

江上議員は、「ボルト折損は異常事態。半年間も放置した局の責任は重大。交通エンジニアリングまかせにせず、局として責任や知識を持つべきだ」と指摘しました。

また、江上議員は、「事故から2月近くになるが当該エスカレーターは、まだ動いていない。乗客にはたいへんな迷惑をけている」として、局の認識を質問。局は「できるだけ早く安全が確認できるようにしたい」と答えました。

与党議員からは、「交通エンジニアリングにエスカレーターなどを管理させず、メーカーに直接点検を行わせるように」などの質問が出されました。

事故発生前の経緯

日時	事項
07年9月5日 ~13日	メーカーは、他事業者に設置された同社製エスカレーターで固定ボルトの折損が発見されたことから、ハンマリング(打音検査)を緊急に実施。対象は事故機を含む同一機種のエスカレーター19基
07年9月15日	・メーカーから交通局に以下の説明があった。 ①久屋大通駅エスカレーター4号機の固定ボルト6本のうち2本が折損していること ②同機は、9月中に暫定的に4カ所の補強金具を溶接して補強すること ③同機を含めた19基のエスカレーターに実施する恒久的な対策は、部品の製造に時間を要するため翌年4月以降になること ・施設事務所は、暫定的な補強工事を9月21日終車後に実施すること及び恒久的な対策をメーカーからの説明のとおり実施することを承諾(施設事務所は、メーカーからの説明内容と実施に向けて業務を進めていることの連絡を本庁にメールで送信)
07年9月21日終車後	メーカーは交通局と(株)交通エンジニアリングの立ち会いのもと暫定補強工事
以降毎月	月1回の定期点検時に異常なし
08年5月9日	事故発生

8月5日 教育子ども委員会 かとう典子議員

**請願審査「子どもたちの心を傷つける公立保育園の民営化やめて」  
父母らの切実な願いを民・自・公が不採択!**

8月5日の教育子ども委員会では、子ども・少年局関係の請願審査が行われました。

「保育をよくするネットワークなごや」が提出し

た公立保育園の廃園・民営化をやめることを求める請願について、かとう議員が「公立保育園を選んだ親たちは、『公立の安心感があるから』と信頼を寄

せているのに、なぜ民営化する必要があるのか」とただすと、当局は「公立保育園の一部を民営化することで、特別保育の対応など、公立園も民間園も充実させることができる。保育所整備についての国の方針が変わり、民間でない補助金が来なくなったことも理由だ」と答えました。

かとう議員は「慣れ親しんだ保育園が廃園となることは、子どもたちや親の心に大きな傷をつくる。

市や大東市の 判でも、精神的な負担が大きいことが認められた。民営化はやめるべき」と求めました。

また、かとう議員は、当面の民営化がすすめられ

ている3カ園についても「千種台保育園は、もともと日 の関係で移転する約束を市が地域と結んでいたのに、廃園・民営化は約束違反だ。他の2園も民営化すべきでない」と求め、請願の採 を求めました。しかし、民主・自民・公明の反対で、民営化中止を求める請願は不採 となりました。

この他、保留となっていた学童保育関係の請願などについても、かとう議員は採 を求めましたが、正 委員長の提案で「なお 重に検討する必要がある」などとして引き続き保留となりました。



8月11日 教育子ども委員会 かとう典子議員

**天白プールの存続を求める請願**



子どもたちの  
夏の楽しみ

**冷水プールをなくさないで!**

8月11日の教育子ども委員会では、教育委員会関係の請願審査が行われました。

**温水プールは冷水プールの替わりにならない**

「天白プールを存続させる会」が提出した存続を求める請願について、当局は「老朽化がすすみ、財政状況をふまえ、近くに年中使える温水プールがあることから、天白・振甫・大井の3つの冷水プールを廃止する」との考えを示しました。日本共産党のかとう典子議員は、04年シーズン後に廃止となった児玉(西区)・緑の冷水プールについて「廃止後も近くの温水プールの子どもの利用者数は変わっていない。子どもが夏に屋外の冷水プールで遊ぶことは、温水プールで泳ぐこととは違い、替わりにならない」として、冷水プー



ルの存続を求める請願の採 を求めました。

他党からは「温水プールでは受け にならないので、廃止するなら学校プールの地域開放を」などの意見も出ましたが、請願は「保留」となりました。

3つの冷水プールについては、9月議会で廃止条例案が議論となることが予想されています。

**教育条件の整備でゆきとどいた教育を**

また、学校事務職員を 務教育費国 負担制度から除外しないことなどを求める請願について、当局は「政令市として、 務教育費国 負担制度そのものの廃止と税源移譲を求めている」とし、請願も与党の反対で不採 となりました。また、教員採用試験で、臨時教員の受験者の一次試験を免除するなど、経験・実績を評価するように求める請願も共産党のみの賛成で不採 となりました。

8月26日 財政福祉委員会 わしの恵子副委員長 くれまつ順子議員



**後期高齢者医療のわずかな政府見直し策を理由に**

**与党が「国の負担増やせ」を打ち切りに**

4つの市民団体から出されている後期高齢者医療制度に関わる請願を、いずれも採 を求める立場でくれまつ議員が質問しました。

与党は、先の愛知県後期高齢者医療広域連合議会で決まった「保険料均等割7割軽減の方を8.5割軽減に。基 除後の総所得金額が58万円以下の方の所得割を50%軽減。財源は国負担」という08年度のみ

の軽減策を理由に、保険料軽減のための国負担割合増を求めた請願を「 打ち切り」にしました。くれまつ、わしの両議員は「今年度のことしか決まっていない。保険料は2年に一度上がる」と反対しました。

また、65-74才の後期高齢者医療制度を選 しない障害者に医療費助成を求める請願では、「国が7月に出した適切な対応を求める通知を受けて、山口県が

後期高齢者医療への加入を条件にしない方向になった。 島県では後期高齢者医療に移行して増えた保険料分を助成する。名古屋市が本市の助成制度の対象が広く全国トップクラスという理由で、選 しない人へ助成しない理由にはならない」と主張しましたが、請願は保留になりました。

### 守山市民病院を災害拠点として継続を

守山市民病院の請願では、くれまつ議員は「入院手 も2次救急もできない、常駐の医師も少ない中で、災害医療活動拠点として存続するための検討項目は何か」と質問。病院局は、「再 後の災害拠点病院

は東部医療センター中央病院（東市民）、西部医療センター中央病院（城北）となるが、守山市民病院は市立病院としての役割を担いつつ位置づけを検討する」と答えました。

### 市立障害者作業所民営化を与党が採択

与党議員4名が紹介議員になった「民営化を性急にすすめない」請願が、与党の賛成で採 されました。わしの議員は「民営化で指導員が変わると慣れ親しんだ利用者が不安になる。市立のままセーフティネットの役割を果たせ」と主張。当局は「運営そのものを社会福祉法人にお願いする」と答えました。

8月28日 財政福祉委員会 わしの恵子副委員長 くれまつ順子議員

## 市立病院改革プラン 経営効率最優先でなく、市民の声で改革を 市立病院の病床削減や経営形態変更も視野に

財政福祉委員会では、総務省の公立病院改革ガイドラインに基づく「名古屋市立病院改革プラン（ ）」の審査が行われました。

総務省ガイドラインに法的強制力はありませんが、地方公共団体は08年度中に公立病院改革プランを策定し、経営効率化については08～10年の3年間で、公立病院の再 ・ネットワーク化や指定管理者制度などの経営形態の見直しは08年から5年間で、行っています。

市立病院の経営状況はたいへん厳しく、医師確保などは急務の状況です。

### 一般会計繰入を減らさず病院を支えよ

ガイドラインは「一般会計等との間での経費の負担区分について明確な基準を設定」として繰り入れを抑制する内容です。くれまつ議員が今後の方向性を問うと、病院局は「繰り入れ基準に基づいて行い、ガイドラインが出ては大 は変わらない。赤字の れ流しに補 は良くないということ」と答えました。

### 病床利用率が3年連続70%以下なら 病床数削減や診療所化の危険

くれまつ議員は「経営効率化の必 目標のうち、病

床利用率については、概ね過去3年間連続して70%未満の場合、病床数の削減、診療所化などの抜本見直しが適当としている。過去3年間とはいつからの3年間か」と質問。病院局は、「総務省はいつからとは明確にしていない。計画のどこかの段階で3年連続ということ」と答えました。

くれまつ議員の「現在までの市立病院の実績を見ると病床数削減などの見直しの対象になる可能性が大きいのでは」との質問には、「緑市民病院が今年度も70%以下だと3年連続となり、病床削減の対象になる」「今のままならそういう状況が出てくるが、プラン通りに実行して利用率を上げたい」と答えました。くれまつ議員は「医師を確保して利用率を上げる努力を。 来のベッド数削減は行うべきではない」と主張しました。

### 市立病院の経営状況

2002年度以降、国の診療報酬マイナス改定等により単年度収支の赤字が続き、06年度以降は医師・看護師不足等により急激に悪化。また、07年度は東市民病院、緑市民病院の2病棟休止により病床利用率が落ち込んだ。

累積欠損金 119億8500万円（07年度見込み）

収益的収支 △39億1200万円（同上）

### 名古屋市立病院改革プラン（仮称）

「名古屋市立病院改革プラン（仮称）」を今年度中に策定する。改革プランの計画期間は2008年度から2010年度。「2011年度以降の市立病院のあり方について検討する」旨をプランに記載。これは西部医療センター中央病院（現城北病院）開院以降の方向性を検討開始するもの

市立病院の病床利用率の推移（%）

	東	守山	城北	城西	緑	計
05年度	85.4	84.3	89.8	80.2	77.2	83.4
06年度	79.8	76.6	88.7	78.4	69.1	78.5
07年度	69.7	65.8	85.2	71.4	57.7	69.7

## 指定管理者や独立行政法人化も検討

くれまつ議員は、「改革プランには平成23年度以降の市立病院のあり方について検討するとあるが、さらなる病院再 や指定管理者制度や独立行政法人化が られてくるのか」と質問。次長は「今、正確に答えるのは困難。いろいろな選 があるのもそれぞれ検討する」と答えました。

くれまつ議員は、「再 縮小を市民は望んでいない。指定管理者等にはするべきではない」と主張。

一方、民主党や公明党の議員は、「指定管理者や委託化が全国の流れだ」、「そこまで踏み込む気持ちがあるのか」とあおる質問をしました。

くれまつ議員は「経営優先ではなく、高度医療から身近な医療まで安心して受けられるよう、市民の声を聞いてプランづくりを」と要求しました。

8月28日 都市消防委員会 田口一登議員

## 入居基準引き下げで「救貧住宅」化する市営住宅

# 低所得者増なら市営住宅の建設こそ必要!

8月28日の都市消防委員会では、市営住宅の入居基準・家 の見直しについての所管事務調査が行われました。

## 救貧住宅化ではコミュニティが成り立たない

今回の改定は、国の公営住宅法施行令の改正にう制度見直しで、入居収入基準を現行の所得月額20万円以下から15万8千円以下に見直し、退去を求められる高額所得者の認定月額も、現行39万7千円から31万3千円に引き下げられます。

田口議員は「4人家 で年収677万円を少し超えるくらいの世帯を高額所得者だといって、市営住宅から追い出すやり方は問題だ」とただしましたが、当局は「世帯所得の変化で、現行基準を定めた1996年当時から比べて基準額は相対的に高くなった。真に必要な人に入居してもらうための改定だ」と答えました。田口議員は「低所得の人が増えているのに、 数は増やさず、入居できる人を減らそうというやり方だ」と指摘しました。

また、入居収入基準の引き下げによって、市営住宅に入れる人も、高齢者世帯や一人親世帯、ごく限

られた低所得者世帯に限られてしまいます。田口議員は、「いまでも市営住宅は高齢化率が約5割で、自治会の担い手に困る現状なのに、入居収入基準を下げたらますますコミュニティの 壊がすすむ。入居収入基準の引き下げは、市営住宅の救 住宅化だ」と厳しく指摘しました。

## 4割近くが家賃値上げで生活を圧迫

また、今回の見直しでは、家 が値上げになる世帯が少なくありません。田口議員の質問に答えて、当局は、21,390世帯、全体の37.6%が値上げとなり、最高の値上げ額は11,700円(24%値上げ)となることを明らかにしました。

田口議員は「住民税の増税、高齢者の介護保険料や後期高齢者医療保険料の負担増、さらに食料品などの物価高など、 民の生活がますます厳しくなる中で、最高では月額1万円を超える家 値上げというのは、きわめて大 な値上げだ。許されない」と追及しましたが、当局は「緩和 置も設けており、適正に維持管理するために必要な値上げ」と答えました。

田口議員は「今回の公営住宅法施行令改正は、市営住宅の救 住宅化を進める重大な制度改悪だ。入居を 望する人が入居できるよう市営住宅を大量に建設することこそ求められている」と主張しました。

公営住宅法施行令の改正に伴う  
市営住宅入居収入基準の見直し

区分	現行	改正後
本来階層	所得月額 200,000円以下 (年収5,103,999円以下)	所得月額 158,000円以下 (年収4,471,999円)
裁量階層	所得月額 268,000円以下 (年収6,123,999円以下)	所得月額 214,000円以下 (年収5,311,999円以下)
高額所得者	高額認定月額 397,000円以下 (年収7,893,346円以下)	高額認定月額 313,000円以下 (年収6,773,346円以下)

\* ( ) 内は標準4人世帯の年収



9月9日 6 常任委員会いっせい

# 障害者施設などの民営化推進 冷水プールは廃止

## コスト削減一辺倒の行政評価はやめよ

名古屋市の2008年度行政評価（事務事業評価）は、05～07年度に外部評価が「公の施設以外の事務事業」70事業と昨年の市評価及び外部評価がBだった「公の施設」109施設を対象にして、その後の取組を点検評価したものです。

### 前回の評価以降15事業が休廃止に

前回の外部評価が、だった「公の施設以外の事務事業」では、市評価がAやBであっても15の事業がすでに「休廃止」になっています。

**休廃止になった事業**  
(カッコ内は前回の市評価・外部評価)

- 信用保証協会への出捐（A・C）
- 太陽光発電システム導入促進事業（B・D）
- 通所型施設での宿泊を伴う短期入所事業の実施（身体障害者）（B・C）
- 重症心身障害児・者受入補助（B・C）
- 食品衛生管理責任者講習会（A・C）
- 青年指導者育成（A・C）
- 肢体不自由児巡回療育指導等（B・C）

など15事業

さらに勤労者福祉事業助成や、レジ削減運動、国民健康保険給付など23事業が「見直し」とされました。今年度、保険料大値上や75才減免を廃止した国保について、外部評価が「概ね十分な取組」と評価するなど、市民の痛みは視野にありません。

### 施設の統廃合、民営化、利用料金制

「公の施設」では、63施設が「運営改善」、33施設が指定管理者等の「あり方の見直し」、13施設が「統廃合、民営化」について、検討されました。「統廃合、民営化」13施設のうち、7施設が「廃止」について検討され、市会館は2010年度に廃止、冷水プールなどが順次廃止とされましたが、御休村は引き続き廃止も含めて検討するとされました。民営化は知的障害者通所授産施設や更生施設等の5施設について検討されました。また、利用料金制度については、能楽やスポーツセンターなど19施設について導入の方向が示されました。



前回のA～Dの総合評価

A評価・・・計画通りに事業をすすめることが適当  
B評価・・・事業の進め方の改善の検討  
C評価・・・規模・内容・実施主体の見直しの検討  
D評価・・・事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

### 「公の施設以外の事務事業」の市による自己点検結果

	事業数		平成19年度決算見込額	
	件数	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
休廃止	15	21	1,109	0
見直し	23	33	181,674,433	98
見直し検討	0	0	0	0
継続	26	37	3,052,699	2
検討中	6	9	273,442	0
合計	70	100	185,001,683	100

### 外部点検結果

	事業数		平成19年度決算見込額	
	件数	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
十分な取組	8	20	19,212,925	12
概ね十分な取組	16	40	141,001,675	88
一層の取組が必要	10	25	273,789	0
取組がされてない	6	15	359,376	0
合計	40	100	160,847,765	100

### 事業本来の目的に沿った評価こそ必要

行政評価そのものを扱う総務環境委員会では、山口きよあき議員が太陽光発電システム導入促進事業の廃止について、「05年度の外部評価は、システムが低コスト化したから市の一部補助は廃止を、としたが、その後のシステムの普及状況を市は把握もしていない。行政評価の目的は補助を切るのではなく太陽光発電の普及だ。本来の事業目的に沿って評価していない」と指摘。

また、民間委託をすすめるゴミ収集についても、「目先のコストよりも、災害などの対応を考えると直営を堅持するべきだ。行政のスリム化でなくごみ量のスリム化への度こそ評価すべき」と判し、「事業目的とずれた評価が目立つ行政評価そのものがムダであり見直しすべきだ」と主張しました。

## 声明・申し入れなど

6月議会以後9月議会終了までに市議団が行った申し入れや見解、声明、談話などは次の通りです。

- 1 教員採用等に関する申し入れ(8月12日)
- 2 今回の水害における災害ごみの収集に関する申し入れ(9月1日)
- 3 名古屋市会南京友好都市提携30周年記念公式代表団への参加について(12月15日)

### 教員採用等に関する申し入れ

2008年8月12日

名古屋市長 松原 久様  
名古屋市教育委員会 教育長 合広利様

日本共産党名古屋市議団  
団長 わしの恵子

大分県での教員採用に関わる不正事件を端に、全国で教員採用や管理職昇進に関する不明な実態が問題となり、名古屋市でも、教員採用試験の可否の通知が本人に届く前に、市会議員などへ個別に連絡する慣習が長年にわたって続けられていたことが明らかになりました。こうした慣行は、著しく公平性を損なうものであり、許されません。

市教育委員会は、「可否の判断に手心を加えたことは断じてない」としていますが、特定の市会議員などの力によって、関係者に便宜が図られたのではないかという疑念は払えません。

教職員課長、教育長などを任じた松原市長は、記者会見で「うすうす知っていた。止めなかったのは、申し訳ない」と陳謝していますが、自らの問題として真相解明と対策の先頭に立つべきです。

また、校長・教頭等の管理職への昇進についても、選考基準が不透明で客観性に乏しいなどの指摘もあり、出身大学等の「コネ」が影響しているとの報道もあります。

公平性・透明性がもっとも求められる人事に関して、このような疑念が生まれていることは看過できず、早急な対策が求められます。

よって、下記のことを申し入れます。

#### 記

- 1 教員採用試験や管理職への昇進人事に関して、いわゆる「口利き」等、外部からの力や不正がなかったのか、過去にさかのぼって調査し、明らかにすること。
- 2 市会議員等への事前連絡の中止は当然であるが、それにとどまらず、教員採用・管理職昇進について公平性、透明性を高めるための対策を講ずること。

### 今回の水害における災害ごみの収集に関する申し入れ

2008年9月1日

名古屋市長 松原 久様

日本共産党名古屋市議員団  
団長 わしの恵子

8月28日から29日にかけて発生した豪雨による浸水被害は、床上浸水1,039件、床下浸水6,726件(8月31日16時現在)にもなりました。市民の生活再建に向けて災害ごみの収集に力している当局に、党市議団として敬意を表するものです。

しかし、収集車が去った後にはテレビなど大型家電が取り残されています。被災した市民にとって大型家電の処理においても、市が援助の手をさしのべることがどれほどみになるのでしょうか。私たちは家電リサイクル法の趣旨は十重に承知の上で、市が特別に対策を講じることが求められていると痛感しています。

また、災害ごみ収集の問題では、8年前と異なり、事業系ごみの有料化が行われたことにより、水浸しで使い

物にならなくなった商品が家財道具などとともに、道路沿いに山積する状況が起きています。とくに、細な小売業者等からは自らの高齢化の中で水害により暮らしの基盤も営業の基盤も危機に陥り、「せめてごみ収集の負担軽減を」と切実な声が寄せられています。

まちの復興は市民の暮らしの復興抜きにはありません。市民の生活にも早く安らぎを取り戻し、生活を再建するために本市が果たすべき役割は一層大きくなっています。

つきましては下記の通り申し入れします。

記

- 1、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の家電リサイクル法対象の4品目についても、収集の際、路上に置いていくのではなく、リサイクル費用を市が助成することや、特定の事業者と連携して回収するなどの特別の措置をとること。
- 1、中小・細の商店などから出る事業系ごみについては、家庭ごみとともに特別に収集すること。

名古屋市会南京友好都市提携30周年記念公式代表団への参加について

2008年10月15日  
日本共産党名古屋市議員団  
団長 わしの恵子

本日の名古屋市会本会議で、日本共産党名古屋市議員団は、「名古屋市会南京友好都市提携30周年記念公式代表団」の派遣に賛成し、参加することとしました。

1978年12月21日に結ばれた南京市との友好関係が30周年を迎え、わが党は、心から歓迎するものです。

わが党は、海外都市との友好関係を継続し、周年行事を行うことは、大切と考えています。そして、行事内容が意欲あるものとなるよう努力を重ねてきました。

今回の30周年事業についても、その内容が代表団にふさわしいものになるよう主張してきました。そして、南京市での公式行事以外の日についても、その是非について検討のうえで、参加することとしました。今回の訪問で、南京市との友好が一層深まり、アジアと世界の平和に貢献する一助となるよう力を尽くします。

# 資料

- 資料1 行政評価の実施結果について (9月9日)
- 資料2 2009年度名古屋市予算 成についての重点要求 (9月26日)
- 資料3 新年度予算 成についての依命通達 (9月29日)

## 資料1 行政評価 (事務事業評価) の実施結果について (9月9日)

### 1 平成20年度行政評価 (事務事業評価)

#### (1) 実施内容

##### ア 公の施設以外の事務事業

平成17～19年度に評価を行った事務事業 (公の施設を除く) のうち、外部評価が 評価又は 評価であった事務事業の改革改善の取組状況について自己点検及び外部点検を行った。

##### イ 公の施設

平成19年度に評価を行った「施設の管理運営」のうち「公の施設」については、「行財政集中改革計画」等に基づき、施設運営のあり方全般について見直しを進めていることから、市評価及び外部評価が 評価、 評価又は 評価であった施設を対象として、今後の改革改善の取組みについて検討を行った。

#### 参考 平成17～19年度の対象事業

年度	対象事業	説明
17	フト事業	建設・整備事業を除く自主事業
18	経常的事務事業	法により実施が 務づけられた事業等
19	施設の建設	市民利用施設等の建設
	整備事業	道路や公園等の面整備
	施設の管理運営	市民利用施設を始めとする施設の管理運営

#### (2) 市民への公表方法

覧用 子を市民情報センター (市役所西庁舎1階) や各区役所の情報コー ーに設置するとともに、名古屋市公式ウェブサイトに掲載する。

### 2 公の施設以外の事務事業について

#### (1) 実施方法

##### ア 実施機関

市長事務部局、行政委員会及び病院局

##### イ 対象事務事業

平成17～19年度の外部評価が 評価又は 評価であった事務事業

##### ウ 市による自己点検の実施

前回の評価結果を踏まえた改革改善の取組状

況について、点検を行い、以下の対応区分を付した。

対応区分	説明
休廃止	事業の休止又は廃止を決定
見直し	事業内容の見直し、事業規模の縮小、又は事業の 合を実施
見直し検討	事業の見直しを検討中
継続	事業を継続実施
検討中	事業の方向性を検討中

#### エ 外部点検の実施

##### (ア) 実施機関

名古屋市行政評価委員会 (構成: 学識経験者等8名)

##### (イ) 点検対象

市が点検を行った事務事業のうち、平成17～18年度 の外部評価が 評価又は 評価であった事務事業 (休廃止したもの及び見直しにより他の事務事業に 合されたものを除く)

平成19年度の外部評価が 評価又は 評価であった事務事業については、評価後間もないことから外部点検の対象外とした。

##### (ウ) 点検内容

改革改善の取組状況について点検を行い、以下の区分を付した。

なお、外部点検の取りまとめにあたっては、事業所管局とのヒアリングを集中的に実施した。

点検区分	説明
	十分な取組みと認めます。
	概ね十分な取組みです。
	一層の取組みが必要です。
	取組みがなされていません。

#### (2) 今後について

今回の点検結果に基づき、さらに検討を行い、事務事業の改善、見直しやシフトを図り、予算などに反 する。

(3) 点検結果【市全体】

ア 市による自己点検結果

	事業数		19年度決算見込額	
	件数(件)	割合	金額(千円)	割合
休廃止	15	21%	1,109	0%
見直し	23	33%	181,674,433	98%
見直し検討	0	0%	0	0%
継続	26	37%	3,052,699	2%
検討中	6	9%	273,442	0%
合計	70	100%	185,001,683	100%

イ 外部点検結果

	事業数		19年度決算見込額	
	件数(件)	割合	金額(千円)	割合
I 十分な取組み	8	20%	19,212,925	12%
II 概ね十分な取組み	16	40%	141,001,675	88%
III 一層の取組みが必要	10	25%	273,789	0%
IV 取組みがなされていない	6	15%	359,376	0%
合計	40	100%	160,847,765	100%

3 公の施設について

「行財政集中改革計画」、「第3次行財政改革計画」及び「新財政健全化計画」に掲げた、公の施設のあり方見直しの載組みについて、市としての基本的な考え方を整理するとともに、事務事業評価結果を踏まえ、個別施設ごとの方向性や運営改善策について検討を行った。

(1) 経

ア 公の施設を取りく現状と課題

区分	現状	課題
(ア)市民ニーズの変化	・少子高齢化の進 など 社会情勢の変化による 公の施設の役割の変化	・施設の設置意 やサー ビス内容の再検証
(イ)官民の役割の変化	・民間における類 サー ビスの広がり	・民間活力を活用した、 低コストで良質なサー ビスの提供
(ウ)施設に係る費用の増加	・年間850億円を超える 施設運営費 ・考朽化に う更新費用 の増加 (公の施設を含 む市設建築物の約1 3が築30年超)	・維持更新費用の 縮

イ 取組経過

18年度 ・学識経験者等5名からなる「名古屋市公の施設のあり方研究会」において、見直しの点検プロセスを検討。

19年度 ・点検プロセスを踏まえ、公の施設を含む「施設の管理運営」等を対象に事務事業評価を実施。

・評価結果を踏まえ、個々の施設の運営

のあり方を全市的に検討。

20年度 ・引き続き個々の施設の運営のあり方を全市的に検討。

(2) 実施方法

ア 基本的な考え方

区分	検討の方向性
(ア) 公共性の低下	役割の再整理、廃止
(イ) 有効性の低下	廃止、 合、規模の縮小
(ウ) 代替性あり	指定管理者制度の導入、民営化
(エ) 存続が必要な施設	運営改善 (利用の促進、サービスの向上、経費の縮減など)

民営化には、社会福祉法人立への移行も含む。

イ 対象施設

平成19年度事務事業評価で対象となった公の施設115件

ウ 検討方法

平成19年度事務事業評価結果 ( ~ 評価) に基づき、施設ごとに対応を検討した。

総合評価	説明	件数
	現状どおりに管理運営を進めることが適当	6
	運営改善の検討	63
	施設のあり方の見直しの検討	33
	(ア) 役割の再整理 (イ) 機能の縮小 (ウ) 管理運営主体・体制の見直し	
	廃合、民営化の検討	13
	(ア) 施設の廃止 (イ) 他施設との機能 合、施設 合 (ウ) 民営化による事業の継続	
計		115

件数は、市評価・外部評価のうち、評価が低い方で整理した。同様に、同種で複数ある施設も、評価が低い方で整理した。

エ 課題、検討区分及び事項数

課題	検討区分	事項数
運営改善 (B)	利用の促進	59
	事業内容の改善	15
	利用料金制度の導入	23
	経費の縮減	15
あり方の見直し ( )	指定管理者制度の導入	12
	運営体制の見直し	1
	役割の再整理	21
	機能の縮小	4
廃合・民営化 ( )	民営化	5
	廃止	7
	機能の 合	2
	施設の 合	2
計		166

1つの施設が複数の課題を抱えている場合もあるため、対象施設 (件数) と一 しない。

(3) 今後について

ア 運営改善の取組みは、直ちに着手。 廃合・民営化など施設運営のあり方に関わる取組みは、議会や市民の意見を伺いながら、個別に合意形成を図り、順次実施。

イ 着実に見直しを進めるため、毎年度、取組みの進捗状況を公表。施設の利用状況、収支状況等の管理運営状況を、取組みの進捗状況と併せて公表。

ウ アセットマネジメント や更なる市民ニーズの変化などの、新たな課題に的確に対応するため、引き続き継続して見直しに取り組む。

アセットマネジメント：施設の更新 要に対応するため、施設の長 命化や集約化、維持管理の効率化など、長期的な視点から計画的に投資の抑制と平準化を図る手法。

外部評価委員 ( :委員長 : 委員長)

◎ 稲沢克祐 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授

○ 加藤玲子 (有)加藤寿エンタープライズ代表取締役

○ 齋藤友之 埼玉大学経済学部社会環境設計学科准教授

神谷紀子 税理士・名古屋大学法科大学院非常勤講師

木村彰吾 名古屋大学大学院経済学研究科教授・学長補佐

太田哲男 元愛知県監査委員事務局長

長谷川桂子 弁護士

秀島栄三 名古屋工業大学大学院工学研究科准教授

三島知斗世 NPO法人ボランタリーネイバー事務局長

## 資料2 2009年度予算編成に対する重点要求 (9月26日)

### 「重点要求」の提出について

自公政権による後期高齢者医療制度の実施をはじめとした社会保障制度の改悪や雇用破壊に加え、昨今の原油高や生活必需品の高騰によって、市民のくらしは一層の厳しさを増しています。わが党市議団が今夏実施し4千人以上から回答を得た「市政アンケート」でも、「困と格差を実感する」との声が回答者の7割にも達しています。

国による社会保障切り捨てに反対し、福祉・くらしを守る施策をすすめるとともに、困開のためにあらゆる緊急の対策を行うなど、名古屋市が「住民福祉の増進」という地方自治体の本来の役割に立ちることが求められています。

また、同じく「市政アンケート」で、市民が「名古屋市が力を入れて取り組むべきこと」のトップにあげた項目は「ムダな公共事業の削減」でした。



額の大型プロジェクトは中止・見直し、保育所など社会福祉施設の民営化や公の責任を投げだす民間手法導入の推進などはやめるべきです。

また、先の8月末豪雨による被災者への補 援と緊急かつ抜本的な浸水対策、および地球温暖化対策の強化も求められます。

いまこそ、「税金の無駄遣いを見直し、福祉・くらしの充実を」という市民の願いにこたえ、市政の抜本的な転 が必要で。

以上の立場から、わが党は、50項目の重点要求をとりまとめました。十分に検討され、来年度予算成に反 されるよう強く求めるものです。

### 2009年度予算編成にあたっての重点要求

#### (1) 福祉・介護・医療の充実で、安心できる市政を

1. 後期高齢者医療制度の廃止を国に求めるとともに、市独自の新たな福祉制度の創設で、保険料負担軽減 置を講ずる。また、後期高齢者医療制度を選 しない65歳から74歳の障害者にも、障害者医療費助成制度を適用する。
2. 国民健康保険料を値下げし、資格証明書の発行を行わない。65歳以上の国保料・住民税の年金天引きを行わない。
3. 介護保険の保険料を引き下げるとともに、保険料・利用料の減免制度を拡充する。
4. 特別養護老人ホームなどの待機者の実態を把握し、必要な介護基 の整備を急ぐ。療養病床の削減計画の中止を国に求める。

5. 知的障害者通所授産施設をはじめとした市立障害者施設の民営化は行わず、民間の障害者施設に対しても、補助金を拡充する。
6. 生活保護の住宅 助基準額を引き上げ、老齢加算・母子加算を復活するよう国に求める。
7. 市民病院については、医師・ 護師の確保や救急医療の充実に努めるとともに、一般会計繰り入れで経営を安定させ、病床削減や経営形態の変更を行わない。「市立病院整備基本計画」は抜本的に見直し、守山市民病院の分 再開など充実にさせる。

## (2) 雇用と営業を守り、貧困の打開を

8. 市発注の契約に際して、適切な 金・労働条件を確保する「公契約条例」を制定し、労働者の 金を時給1000円以上とする。
9. 消防、介護・福祉、教育など市民生活に必要な分野における市職員の正規採用を増やし、「官製ワーキングプア」というべき、臨時・派遣・請負への置き えをやめる。
10. 「ネットカフェ難民」など新たな 年の不安定雇用の広がりへの対応として、住居確保のための資金や生活資金の無利子貸し付け、家 補助制度などを創設するとともに、市として市内企業に対して正規雇用を増やすよう働きかける。
11. 大型店の進出・撤退や24時間営業などについて、市独自の規制を行い、地域環境を保全し、商店街に わいを取り す。
12. 市内の中小企業・業者の実態調査を実施し、これをもとに「中小企業振興基本条例」を制定し、総合的な中小企業対策をすすめる。
13. 原油・物価の高騰に対して、深 な影響を受けている中小業者への融資制度を拡充するとともに、低所得者への生活資金の無利子貸付制度を創設する。

## (3) 教育、保育・子育て支援を充実させ、「子育てするなら名古屋」にふさわしい公的責任を果たす

14. 子どもの医療費助成制度は、通院も中学校卒業まで無料にするとともに、産婦健康診査の無料回数を15回に拡大し、助産所での健診も助成対象とする。
15. 「ひとり親家庭手当」を増額し、支給期間を延長する。母子家庭に支給される児童 養手当を 子家庭にも支給するよう国に求めるとともに、児童 養手当と同額を 子家庭に支給する市独自制度を創設する。

16. 公立保育所の民営化は行わず、保育所増設での入所待機児解消や、公・民ともに特別保育の充実を図るとともに、保育料の値上げを行わず、値下げする。
17. 学童保育をトワイライトスクールに一本化する「名古屋市放課後子どもプラン( )」は抜本的に見直し、市の責任で児童福祉法に基づく学童保育事業を実施するとともに、既存の学童保育所を制度化し、助成を拡充する。
18. 市立学校の標準運営費や 熱水費などの運営費を大 に増額する。
19. 学校の雨漏り等の老朽化対策として、大規模改修事業については新たな計画を立てて推進する。
20. 小中学校の全学年での30人学級を段階的に実施するとともに、今後の教員不足に対応するためにも、採用選考方法の改善・年齢制限撤廃で、経験と実績のある臨時教員を積極的に採用する。
21. 保育所の全保育室へのクーラー設置を早急にすすめるとともに、市立学校・幼稚園の普通教室などにクーラーを設置する。
22. 冷水プールの廃止計画を撤回し、計画的な改修を行い存続させる。

## (4) 地球温暖化対策をすすめ、人と環境にやさしく、災害に強いまちづくりを

23. 第10回生物多様性条約締約国会議( P10)の開 にあたっては、企画・運営への環境 O・市民団体の参加や、環境破壊の大型開発事業中止など市政の検証と改善、国際会議に便乗した税金の無駄遣いを行わないことなどに留意する。
24. 地球温暖化抑止のために、「地球温暖化対策条例」を策定し、2010年までの O 10%削減の目標達成を図るとともに、2020年までに30%削減(90年比)する中期目標を明確にする。
25. O 排出を増加させ、ヒートアイランドをもたらず「都市再生」を見直し、超高層ビル建設への補助金は支出しない。
26. 公共交通と自動車利用の割合を「7:3」から「6:4」にする目標を達成するため、市バスの充実、R 導入の検討など、公共交通の充実を図る。
27. 容器 装以外のプラスチックについては、可燃ごみへの分別区分の変更は行わず、資源化を進める。
28. 「緑地保全地域制度」の導入などによって「山」など民有緑地の保全を図るとともに、産物の価格保障制度や地産地消の拡充などの 業振興策を強化し、 業経営と 地を守る。

29. 東京大気汚 訴 の和解をふまえ、ぜん など大気汚 による新たな健康被害者に対し、医療費助成を行うとともに、浮遊 子状物質を健康影響評価の対象にする。
30. 都市高速道路の環境保全目標を超える騒音や大気汚 は、ただちに改善する。環境悪化を招く都市高速東海線の延 は中止する。
31. 川整備や遊水機能の保全などの総合的な治水対策とともに、8月末豪雨のような局所的豪雨への対応・対策として、時間雨量60ミリ対応の雨水整備事業の拡充や、民間施設や各家庭における雨水タンク設置への助成など、各 貯留の普及を推進する。浸水被害に対する補 ・減免 置をさらに拡充させる。

**(5) 「自治体リストラ」「営利企業化」をすすめて、不要・不急の大型事業の中止・見直しで、税金の使い方をあらためる**

32. 区役所改革にあたっては、区役所の基本的機能の拡充と市民サービスの充実を基本にすえ、税務事務所設置計画は撤回する。
33. 自治体の「営利企業化」をもたらず経営アドバイザーや経営会議、「外部行政評価委員会」は廃止し、予算 成は、各局への財源配分方式ではなく、現場からの予算要求積み上げ方式にあらためる。
34. 名古屋城の本丸御殿をめぐっては、税金の使い方に対する市民合意が得られていないことから、復元工事は 結する。
35. 「モノづくり文化交流拠点」構想は、民間でできる分野に市が多額の負担をする必要はないので中止する。
36. 水 要のない 山ダムの導水路事業は中止し、中部国際空港の第2 走路建設はすすめない。
37. 名古屋港における複数の大水深バース建設は中止し、金城ふ頭の活用も含め、物 要に見合ったターミ ル整備をすすめる。

**(6) 男女平等・人権尊重のまちづくりを**

38. 市の管理職や審議会への 性登用を増やし、政策決定への 性の参画をすすめる。
39. 「子ども条例」の市民への普及をすすめるとともに、条例の精神を市政全体に徹底し、全庁的な施策の見直しを行うための庁内機構をつくる。
40. 「人権啓発等活動拠点」の整備にあたっては、特定団体の意向をくみ上げることなく、すべての市民が 法で保障された 権利を 受できるための

拠点整備となるよう、 広い市民参加で公平・公正な検討を行う。

41. 増加する外国籍市民について、生活実態の把握・分 を行い、教育、医療、就労などあらゆる市民生活の場面で権利が保障され、地域社会で共生していくための、「多文化共生推進計画( )」を策定する。
42. 「住まいは人権」の立場で、市営住宅の増設や最低居住水準未満の住宅の解消などを図る「住宅基本条例」を制定するとともに、公営住宅の入居所得基準の上限を元に すよう国に求める。国に対して、 R 貸住宅再 、雇用促進住宅廃止などを見直し、公的責任を果たすように働きかける。

**(7) 憲法9条を守り、平和な名古屋に**

43. 法9条にもとづく平和の都市外交を広げ、 に向き合う 友好都市交流など、アジアをはじめ世界との交流を図るとともに、非 名古屋都市言を行う。
44. 非 三原則を堅持し、「 装備をしていない証明」がなければ名古屋港に入港できないようにする。名古屋港の自衛 や の 事利用に反対する。
45. 戦 協力となる「国民保護法」の 結・撤廃を求め、「名古屋市国民保護計画」にもとづく訓練などを市民に強制しない。

**(8) 政官業の癒着をなくし、清潔・公正な市政を**

46. 政治と業界との 着の温床である企業・団体 金について、公共事業受注企業からの 金は受け取らない。また、「政治資金パーティ 」の 入を企業・団体に対し求めない。
47. 市関連企業や公共事業受注企業への幹部職員の「天下り」を禁止する。
48. 入札は一般 入札を原則とし、談合の事実が発した企業へのペ ルティをより厳しくする。
49. 長年続いてきたといわれる教員採用試験結果の市会議員等への事前連絡について、外部からの 力の有無等の実態調査を行い、教員採用・管理職昇進について公平性、透明性を高めるための対策を講ずる。
50. 議会の政務調査費を減額し、 収書なども全面的に公開する。議員の議会出 の費用弁 や海外視察費を廃止する。

## 資料3 新年度予算編成についての依命通達 (9月29日)

### 1 基本的な考え方

平成21年度の本市財政を見通すと、市税収入において、固定資産税は3年に一度の評価替えなどの影響により増収が見込まれるものの、法人市民税は、気が後退局面に入り減収が見込まれることから、市税全体では平成20年度当初予算を下回る見込みである。さらに、歳出においても、医療費、公債費などの務的経費のびが避けられず、極めて厳しい財政状況にある。

こうした中にあっても、限られた財源を効率的・重点的に配分し、生活、環境、文化、産業のすべての分野にわたって調和のとれた、「り」と愛着の持てるまち・名古屋」を実現し、市民満足度を高めなければならない。そのため、「新財政健全化計画」に掲げた「財政の望ましい姿」の実現に向け、来世代へ負担を先送りしない、持続可能で強固な財政基の確立をめざし、財政健全化に取り組む必要がある。

平成21年度予算の成にあたっては、引き続き中期的な財政収支見通しに基づく財源配分型の予算成を行うこととし、各局はこの予算成システムの趣旨を踏まえ、経営感を発揮し、単なる経費減のみではなく、事業の廃止を含めた施策のシフトなどに、積極的に取り組まなければならない。

なお、区役所の所掌事務に係る予算については、区長の意見をくこととする。

こうした取り組みを行い、「重点化についての基本方針」に基づく事業には、優先的に財源を配分することにより、「名古屋新世紀計画2010 第3次実施計画」(以下「第3次実施計画」という。)の着実な実行を図ることとする。

### 2 中期的な収支見通しと国の制度変更への適切な対応

現行制度を前提とした平成21年度から平成23年度までの3年間の収支見通しでは、依然として大な収支不足が見込まれることから、計画的な定員管理等による人件費の抑制や、事務事業の見直しなどの財政健全化への取り組みに加え、行政改革等推進債を発行せざるを得ない状況である。(別添1、2参)

なお、道路目的財源の一般財源化や医療制度改革など国の制度変更にく本市への影響については、

現段階では見通すことが困難であり、今後の動向によってはさらに厳しい状況も予想されることから、各局においては情報収集と影響に対する適切な対応に努める必要がある。

### 3 財源配分の考え方

各局における経営感の発揮や、自主的な歳入確保努力を図るため、市税収入などの一般財源を配分することとする。なお、平成21年度予算成から、行段階における約努力の結果を配分額に反させる仕組みを導入する。(別添3参)

具体的には、以下のように配分する。

- (1) 法定事業・債務負担行為等経費に充当する一般財源については、所要見込全額を配分する。
- (2) 経常経費、経常化している政策経費に充当する一般財源については、事務事業の積極的なシフト、見直しを促すため、財源不足分を縮したうで配分する。
- (3) 重点化及び臨時・政策経費に充当する一般財源については、別として留保する。

### 4 重点化についての基本方針

平成21年度予算においては、「第3次実施計画」に基づき、以下の4つの重点テーマと3つの視点により重点化を図るとともに、開府400年に向けた取り組みを進めることとする。

#### (1) 重点テーマ

##### ① 環境

環境にやさしいライフスタイルの確立、身近な自然の保全と創出、環境にやさしく人にもやさしい都市の形成など環境都を目指した取り組み

##### ② 交流・産業

家文化・ものづくり文化など名古屋の個性の発信、新たな拠点の形成による活力の向上などにより、訪れる人や住む人にとっての都市や地域の個性と魅力の向上、観や産業の活性化など交流と活力を創出する取り組み

##### ③ 安心・安全

高齢者や障害者のいきいきとした生活を実現する福祉や災害に強いまちづくり、防犯対策などにおいて、自助・共助・公助の仕組みが調和した地域づくりへの取り組み

- ④ ひと・未来
  - 子どもが健やかに生まれ育つための次世代育成支援や教育の充実など未来の名古屋を支えるひとの育成に向けた取り組み
- (2) 重点化の視点
  - ① 戦 性
    - 中長期的な観点・総合的なまちづくりの観点・都市の意志を示すという観点などから戦 性を

- ② 協働性
  - 多様な主体が連携・協働するなど市民の力を発揮する事業。民間の知恵・活力が発揮される事業
- ③ 実効性
  - 「第3次実施計画」に掲げる数値目標の達成に資するような施策の推進に実効性のある事業

収支見通し(一般会計) (別添1)

現在の制度を前提に、景気の動向や対象者数の増減などの経費を見積もった収支見通しは次のとおりである。

(単位: 億円)

区分		平成20年度 当初予算額	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳入	市税	5,289	5,269	5,375	5,474
	市債	805	829	874	358
	その他	3,743	3,736	3,691	3,715
	計	9,837	9,834	9,940	9,547
歳出	人件費	1,926	1,936	1,928	1,925
	扶助費	1,626	1,682	1,698	1,714
	公債費	1,465	1,537	1,438	1,471
	投資的経費	984	989	979	891
	その他	3,836	3,869	4,115	3,784
	計	9,837	10,013	10,158	9,785
差引収支			△179	△ 218	△ 238

財政健全化への取り組み等

(別添2)

(単位: 億円)

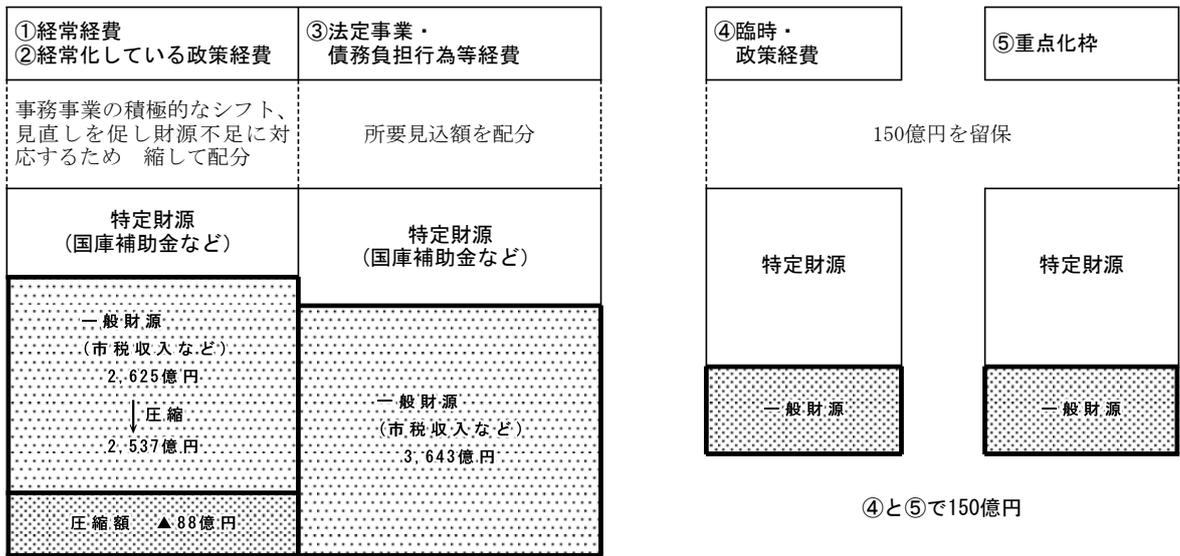
区分	20年度	21年度	22年度	23年度
計画的な定員管理等による人件費の抑制	24	25	43	64
経費の削減(事務事業の見直しなど) 受益者負担の適正化 公営企業の経営健全化の促進	74	63	125	164
未利用土地の売却等	73	41	50	10
行政改革等推進債の発行	100	50		
合計	271	179	218	238

予算編成の財源配分について

(別添3)

以下の経費区分により、一般財源を配分。

なお、21年度予算編成から、執行段階における節約努力の結果を配分額に反映させる仕組みを導入



経費圧縮の考え方

- ・人件費 計画的な定員管理等による削減額
- ・助費 5%
- ・投資的経費、物件費、補助費等 10%
- ・貸付金 5%
- ・維持補修費については、施設の老朽化等を考慮し、縮しない



# 住民が主人公の市政に 力を合わせてがんばります



(北区)  
**梅原紀美子**  
TEL 915-2705



(西区)  
**わしの恵子**  
TEL 532-7965



(昭和区)  
**さとう典生**  
TEL 853-2801



(中川区)  
**江上博之**  
TEL 363-1450



(港区)  
**山口清明**  
TEL 651-1002



(守山区)  
**くれまつ順子**  
TEL 793-8894



(緑区)  
**かとう典子**  
TEL 892-5190



(天白区)  
**田口かずと**  
TEL 808-8384

**ご意見・ご相談はお気軽にどうぞ**  
日本共産党名古屋市議員団

〒460-8508  
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内  
TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190  
e-mail dan@n-jcp.jp

**名古屋市政資料 (No.160)**

2008年10月30日

ホームページをご覧ください

<http://www.n-jcp.jp/>